

平成26年3月28日
山口県報号外第18号
監査公表第3号別冊

平成25年度
包括外部監査結果報告書

山口県包括外部監査人

天 羽 満 則

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査対象期間	1
3 特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
4 監査対象	3
(1) 監査対象機関の選定基準	3
(2) 監査対象機関	3
5 外部監査の実施者	4
6 外部監査の方法	5
(1) 監査要点	5
(2) 実施した主な監査手続	6
7 外部監査の実施期間	7
8 利害関係	7
第2 商工労働部の概要	8
1 事業概要	8
(1) 平成24年度予算編成の方針	8
(2) 商工労働施策の推進体制について	8
2 商工労働部の組織図・事務分掌とその人員	9
(1) 組織図（平成25年4月1日現在）	9
(2) 事務分掌（平成25年4月1日現在）	10
(3) 商工労働部の人員（平成25年4月1日現在）	12
第3 外部監査の結果（総括事項）	13
1 全般的意見	13
2 外部監査を実施した事業名と指摘事項・意見の記載の有無	13
3 指摘事項及び意見の概要	18
(1) 負担金補助及び交付金	18
(2) 委託料	18
(3) 貸付金その他	19
(4) 商工労働部 出先機関	20

(5)	商工労働部 関連団体	2 1
第4	個別監査結果	2 4
1	商工労働部 商政課	2 4
(1-1)	電源交付金等交付事業 (山口県原子力発電施設等立地地域特別交付金)	2 4
(1-2)	電源交付金等交付事業 (水力発電施設周辺地域交付金相当部分)	2 5
(2)	石油貯蔵施設立地対策事業	2 6
2	商工労働部 新産業振興課	2 8
(1)	やまぐち発新製品販路拡大支援事業	2 8
(2)	農商工連携促進事業	2 9
(3)	水素エネルギー利活用推進事業	3 0
(4-1)	省エネ・省資源型産業集積促進事業(委託業務)	3 1
(4-2)	省エネ・省資源型産業集積促進事業(助成金)	3 3
(5)	中小企業等知財支援拠点形成促進事業	3 5
(6)	産業技術センター運営費交付金	3 6
(7)	産業技術センター施設設備費	3 7
(8)	産業技術センター管理費 (ポリ塩化ビフェニル処理費)	3 8
(9)	工業用水道事業会計貸付金	4 0
3	商工労働部 企業立地推進室	4 3
(1)	産業団地分譲加速化事業	4 3
(2)	企業立地促進補助事業	4 4
4	商工労働部 経営金融課	4 8
(1)	小規模事業経営支援事業	4 8
(2)	中小企業団体育成指導事業	5 2
(3)	下請企業振興事業	5 4
(4)	地域中小企業総合経営支援事業	5 6
(5)	信用保証料率低減事業	5 8
(6)	損失補償	6 0
(7)	貸付管理費	6 2
(8)	小規模企業者等設備導入資金	6 4
(9)	新事業活動支援設備貸与事業資金	6 6
(10)	中小企業制度融資	6 7
(10-1)	経営基盤強化資金	7 4
(10-2)	創業・新事業展開支援資金	7 6

(10-3)	小規模企業支援資金	77
(10-4)	経営安定支援資金	78
(10-5)	経営活力再生資金	79
(10-6)	経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金、 経営安定支援資金及び経営活力再生資金の監査結果	80
(11)	一般会計繰出金及び公債元利金	81
5	商工労働部 観光振興課	84
(1)	県産品の首都圏戦略的PR事業	84
(2-1)	観光事業運営及び指導事業（ちよるる派遣業務委託）	86
(2-2)	観光事業運営及び指導事業（観光情報収集・発信業務委託）	87
(2-3)	観光事業運営及び指導事業 （平成24年度観光客満足度調査事業業務委託）	88
(2-4)	観光事業運営及び指導事業 （ちよるる着ぐるみ補修業務委託）	89
(3)	「おいでませ！山口イヤー」観光交流キャンペーン推進事業	90
(4)	観光交流県やまぐち推進事業	92
(5)	広域観光推進事業	94
(6)	東アジア地域観光客誘致促進事業	96
(7)	広域連携外国人観光客誘致促進事業	97
(8)	山口観光ガイドマップ作成等事業	99
6	商工労働部 交通政策課	101
(1)	山口宇部空港利用促進対策事業	101
(2)	岩国錦帯橋空港開港PR事業	103
(3)	岩国錦帯橋空港利用者確保対策事業	104
(4)	岩国錦帯橋空港路線開設支援事業	104
(5)	地方バス路線運行維持対策事業	105
(6)	離島航路対策事業	107
(7)	運輸事業振興助成事業	111
7	商工労働部 労働政策課	116
(1)	労働教育指導事業	116
(2)	労働福祉金融対策費	117
(3)	技能五輪・アビリンピック選手育成支援強化事業	119
(4)	認定職業訓練促進事業	120
(5)	職業能力開発協会育成費	121
(6)	運営費及び基本実習費 （職業能力開発校設備整備費等補助金）	123

(7)	子育て女性等の再就職支援事業	124
(8)	障害者就業支援事業	130
(9)	産業人材育成総合支援事業	131
(10)	若者就職支援センター管理運営費	133
(11)	若者就職再チャレンジ・サポート事業	136
(12-1)	若者就職支援センター機能強化事業 (高校生県内就職支援強化事業)	137
(12-2)	若者就職支援センター機能強化事業 (中小企業人材確保支援事業)	139
(13)	雇用のセーフティネット強化事業	143
(14)	自立・就労総合サポート事業	146
(15)	山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	149
(16)	山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助事業	150
8	商工労働部 出先機関	153
(1)	山口県大阪事務所	153
(2)	山口県計量検定所	155
(3)	山口県国際総合センター(指定管理)	156
(4)	山口県立東部高等産業技術学校	158
(5)	山口県立西部高等産業技術学校	162
(6)	山口県若者就職支援センター(指定管理)	166
9	商工労働部 関連団体	168
(1)	公益財団法人やまぐち産業振興財団	168
(2)	山口県流通センター株式会社	172
(3)	山口県産業技術センター	175
(4)	公益社団法人山口県採石協会	179
(5)	株式会社山口県ソフトウェアセンター	181
(6)	山口宇部空港ビル株式会社	183

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として平成24年度とし、必要と認めた場合、平成25年度及び平成23年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3 特定の事件（テーマ）として選定した理由

歴史的な円高や我が国の産業空洞化が懸念される中、山口県の景気は、東日本大震災等の影響から持ち直しつつあるものの、輸出や生産の減速などからその動きは一服しており、先行きは不透明な状況にある。

雇用面では、県内の有効求人倍率は緩やかに改善されているものの、4年以上連続して1倍を下回るなど依然として厳しい状況にあり、新規学卒者の就職も今後が懸念されている。こうした中で、県内企業の工場閉鎖や事業撤退が相次いで発表され、雇用に対する不安が高まっており、山口県では、近年、景気・雇用対策を緊急・重点課題とし、様々な施策を実施している。

また、平成25年度当初予算では新体制の下「産業力・観光力の増強」を最重点課題に掲げ、産業戦略の推進に全力を挙げて取り組むための重点配分が行われていることから、産業振興において重要な役割を担う商工労働部におけるこれらの各事業が、その目的に沿って適正に行われているかどうかは県民の関心の高いところである。

そこで、商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行が、法令・規則等の定めに従って適切に実施され、また、経済性、効率性、有効性をもって実施されているか否かを監査する必要があると判断し、本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

①商工労働部予算（一般会計）

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		対前年度比 (A)/(B)
	当初予算額(A)	構成比	当初予算額(B)	構成比	

商 工 費	79,275,589	11.4	78,259,203	11.3	101.3
総 務 費	1,410,786	0.2	1,671,871	0.2	84.4
労 働 費	5,436,447	0.8	4,955,037	0.7	109.7
商工労働部計	86,122,822	12.4	84,886,111	12.2	101.5
県 予 算 額	693,259,344	100.0	695,220,036	100.0	99.7

②商工労働部予算(特別会計)

(単位:千円、%)

区 分	平成 25 年度当初予算額 (A)	平成 24 年度当初予算額 (B)	対前年度比 (A)/(B)
中小企業近代化 資金特別会計	2,481,746	3,098,178	80.1

③商工労働部予算(目的別予算の状況)

(単位:千円、%)

区 分	平成 25 年度当初予算額 (A)	平成 24 年度当初予算額 (B)	対前年度比 (A)/(B)
商 工 費	79,275,589	78,259,203	101.3
給 与 費	930,130	974,513	95.4
一般行政経費	1,015,835	2,250,078	45.1
施策的経費	77,329,624	75,034,612	103.1
総 務 費	1,410,786	1,671,871	84.4
給 与 費	87,304	106,671	81.8
一般行政経費	307,078	316,717	97.0
施策的経費	1,016,404	1,248,483	81.4
労 働 費	5,436,447	4,955,037	109.7
給 与 費	511,017	526,405	97.1
一般行政経費	596,327	557,935	106.9
施策的経費	4,329,103	3,870,697	111.8
商工労働部計	86,122,822	84,886,111	101.5
給 与 費	1,528,451	1,607,589	95.1
一般行政経費	1,919,240	3,124,730	61.4
施策的経費	82,675,131	80,153,792	103.1

4 監査対象

(1) 監査対象機関の選定基準

山口県商工労働部が平成 24 年度に実施した重点施策事業について、商工労働部関係各課にヒヤリングをし資料の提供を求めた。その中から監査の対象とする事業について、所管する担当課から具体的な資料の提出を求めるなどして、監査対象機関及び事業の選定を行った。

具体的には、平成 24 年度に支出した「負担金補助及び交付金」、「委託料」、「貸付金」等に係る事業費が 1 千万円以上のものについて資料の提出を求めた。

これらの事業のうち、

ア 景気・雇用対策として

- ① 離職者等の就職支援
- ② 新卒者の就職支援
- ③ 生活安定対策
- ④ 円高・産業空洞化対策
- ⑤ 中小企業対策

イ「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」達成への更なる取組として

- ① 高度技術産業の集積
- ② やまぐち元気企業の育成
- ③ 産業人材の育成・確保

ウ 住み良さ日本一元気県づくりとして

- ① 多彩な観光・交流推進プロジェクト
- ② 交流ネットワーク整備プロジェクト

等の主な取組事業の中から、監査対象機関及び事業の選定を行った。

(2) 監査対象機関

ア 本庁

監 査 対 象 機 関	本報告に記載した略称
山口県商工労働部 商政課	商政課
山口県商工労働部 新産業振興課	新産業振興課
山口県商工労働部 企業立地推進室	企業立地推進室
山口県商工労働部 経営金融課	経営金融課
山口県商工労働部 観光振興課	観光振興課

山口県商工労働部 交通政策課	交通政策課
山口県商工労働部 労働政策課	労働政策課

イ 出先機関

監 査 対 象 機 関	本報告に記載した略称
山口県大阪事務所	大阪事務所
山口県計量検定所	計量検定所
山口県国際総合センター（指定管理）	国際総合センター
山口県立東部高等産業技術学校	東部高等産業技術学校
山口県立西部高等産業技術学校	西部高等産業技術学校
山口県若者就職支援センター（指定管理）	若者就職支援センター

ウ 出資団体、補助対象団体

監 査 対 象 機 関	本報告に記載した略称
公益財団法人やまぐち産業振興財団	やまぐち産業振興財団
山口県流通センター株式会社	流通センター
地方独立行政法人山口県産業技術センター	産業技術センター
公益社団法人山口県採石協会	採石協会
株式会社山口県ソフトウェアセンター	ソフトウェアセンター
山口宇部空港ビル株式会社	山口宇部空港ビル

5 外部監査の実施者

外部監査人 天羽 満則（公認会計士）

補助者	水谷 芳昭	(同)
同	田中 博之	(同)
同	古林 照己	(同)
同	森永 晃仁	(同)
同	品川 充洋	(同)
同	河口 雅邦	(同)
同	寺田 寛	(行政経験者)

6 外部監査の方法

(1) 監査要点

ア 負担金補助及び交付金

合規性の観点から、補助対象の公益性、補助金の申請、決定・交付の手続、補助金の算定、交付時期、実績報告、精算等が要綱等に準拠しているかを監査要点として、関係書類を閲覧し、担当者への質問等により監査を実施した。

経済性、効率性の観点からは、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているか等を監査要点として、実績報告書を閲覧し、担当者への質問等により監査を実施した。

さらに、補助事業の効果測定及びそのフィードバックの妥当性を監査要点として、担当者への質問等により監査を実施した。

イ 委託料

契約事務は支出の原因となるものであり、近年の財政危機の中で、より経済的な契約が実施されているか等について、下記事項を監査要点として監査を実施した。

(ア) 契約の方式及び相手方の選定方法は適正に行われているか。

(イ) 委託理由に合理性はあるか。

(ウ) 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。

(エ) 委託料の算定方法は適正であるか。

(オ) 委託契約は適法であり、その支払は正確か。

(カ) 委託料は適正な水準であり、コストの削減努力が行われているか。

(キ) 当該委託契約は予定した行政目標達成に貢献しているか。

(ク) 委託成果品の検査及び履行が適切に行われているか。

ウ 貸付金

地方公共団体が直接融資を行うものについては、融資に関する専門的能力等の点から、内部統制上、必然的にリスクが高くなる。

このことから、下記事項を監査要点として監査を実施した。

(ア) 制度融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。

- (イ) 制度融資以外の融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (ウ) 債権管理が規則に準拠し、その管理手続は効率的になされているか。

(2) 実施した主な監査手続

4(1)の監査対象機関の選定基準により抽出した事業について、下記の手続により監査を実施した。

ア 負担金補助及び交付金

- (ア) 補助要綱・要領等を入手し、交付目的、対象事業等の確認。
- (イ) 要綱等で定める事業及び組織が補助対象になっているかの確認。
- (ウ) 交付申請書等の閲覧により申請書の内容、審査及びヒヤリングの状況調査の確認。
- (エ) 必要な書類は徴求され、定められた審査が行われているかの確認。
- (オ) 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられており、また補助金が定められた算定方法によって計算されているかの確認。
- (カ) 補助事業の実施時期に対応した交付となっているかの確認。
- (キ) 補助金実績報告書による使用状況の適正性の確認。
- (ク) 補助金実績報告書に対する審査方法、補助金交付団体に対する指導・監督方法等の確認。
- (ケ) 補助事業の効果測定方法及び分析並びに評価方法の確認。
- (コ) 補助金の評価結果に対する今後の対応方法の確認。

イ 委託料

- (ア) 契約方法の選定は適法かつ妥当であるかの確認。
- (イ) 契約の方法は財務規則及びガイドラインに基づいたものであるかの確認。
- (ウ) 公の施設の管理委託の場合、「指定管理者制度」に準拠しているかの確認。
- (エ) 随意契約が適切に行われていることの確認。
- (オ) 一つの取引先と長期にわたって随意契約することの合理性の確認。
- (カ) 入札方式に変更し、委託料圧縮を図れる随意契約はないかの確認。
- (キ) 委託理由の合理性の確認。
- (ク) 予算執行計画書、執行伺書等を閲覧し、月次ベースでの予算執行状況の確認。
- (ケ) 委託契約の支払条件の妥当性の確認。
- (コ) 委託料の算定等が適切に行われているかの確認。
- (サ) 委託料が契約どおりに支払われているかの確認。
- (シ) 委託業務の履行確認の後、支払が行われているかの確認。

ウ 貸付金

- (ア) 貸付事務が、法令等に従い適正に処理されているかの確認。
- (イ) 貸付審査が適正に行われているかの確認。
- (ウ) 貸付に関する証憑の整理保管状況の適正性の確認。
- (エ) 貸付金の回収規程の整備状況の確認。
- (オ) 貸付金の台帳管理の適正性の確認。
- (カ) 延滞先の状況把握は適切になされているかの確認。
- (キ) 回収規程に従った事務処理がなされているかの確認。

エ その他

過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認。

その上で監査要点を踏まえ、個別事業に関する事務処理の状況と問題点等の把握を行い、その結果をまとめた。

7 外部監査の実施期間

平成 25 年 8 月 2 日から平成 26 年 2 月 7 日まで

8 利害関係

私は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 商工労働部の概要

1 事業概要

(1) 平成24年度予算編成の方針

平成24年度予算編成の最重点課題は、「景気・雇用対策」としている。

歴史的な円高や我が国の産業空洞化が懸念される中、県内景気は、東日本大震災等の影響から持ち直しつつあるものの、輸出や生産の減速などからその動きは一服しており、先行きは不透明な状況にある。

雇用面では、県内の有効求人倍率は緩やかに改善されているものの、3年連続して、1倍を下回る低い水準であり、新規学卒者の雇用情勢についても、大学新卒者の就職内定率が昨年を下回るなど厳しい状況が続いている。こうした中で、平成23年末には、県内企業の工場閉鎖や事業撤退が相次いで発表され、雇用に対する不安が高まっている。

このため、商工労働部の平成24年度予算は、こうした予断を許さない情勢を踏まえ、景気・雇用対策を最重点課題とし、様々な対策に取り組むこととしている。

このうち、喫緊の課題である雇用対策においては、離職者の早期再就職支援や若年者を中心とした雇用機会の確保等を強化し、特に工場閉鎖等により離職を余儀なくされる方々の雇用不安の解消や県内の雇用吸収力の県下全域への拡大に全力で取り組むこととしている。

また、景気対策においては、中小企業制度融資における円高に対応した新資金の創設等により円高・産業空洞化対策を実施するとともに、厳しい環境にある中小企業の経営の安定などの中小企業対策を強化することとしている。

「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」の総仕上げについては、これまで実施してきた取組成果を活かし、『やまぐち工業振興推進計画』等に基づき、「高度技術産業の集積」「やまぐち元気企業の育成」「産業人材の育成・確保」に係る取組を着実に実施することとしている。

さらに、この取組を次代に繋げ、持続的、自立的な発展基盤を築き上げるために、産学公がしっかりと連携し、山口県産業の強みや特性を活かした産業の集積や企業ニーズに対応した人材育成などに取り組むこととしている。

(2) 商工労働施策の推進体制について

山口県では、これからの新たな県づくりの本格始動に向け、その基本的な方向である「5つの全力」（産業力・観光力の増強、人財力の育成、安心・安全力の確保、県民くらし満足度向上、山口県民力に相応しい行政システムづくり）の中で「産業力・観光力の増強」を最重要課題としている。

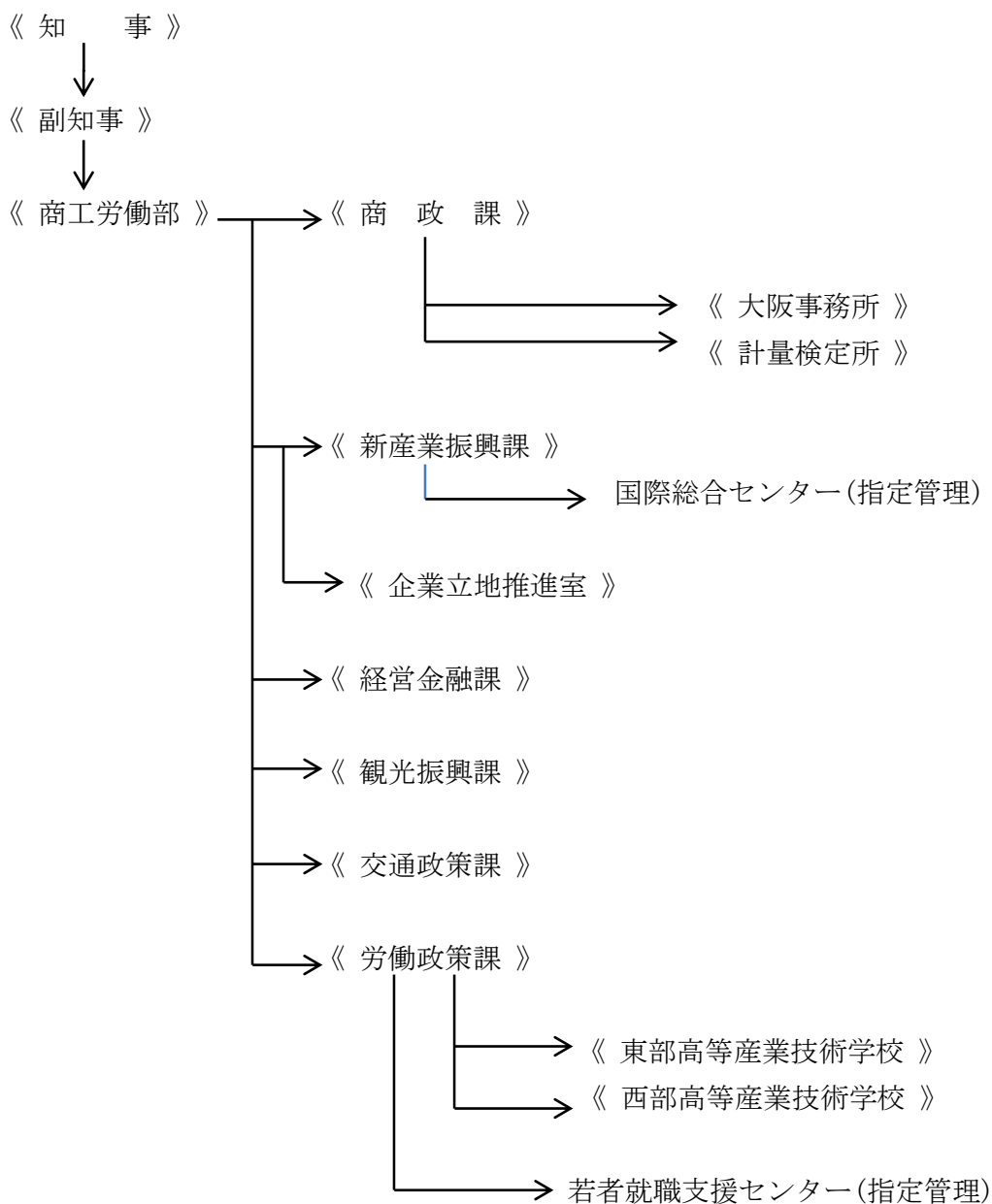
県産業の振興については、『高度技術産業集積推進本部』（平成19年設置、

本部長：知事)の下、企業誘致をはじめ内発展開や人材育成等、産業集積に向けた取組を推進している。

こうした中、高度技術産業集積推進本部の下、産学公の関係機関が広く参画する『やまぐち産学公連携推進会議』を新たに設置し、全県的な推進体制による産業集積に向けた取組をさらに強化していくこととしている。

2 商工労働部の組織図・事務分掌とその人員

(1) 組織図 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



(2) 事務分掌 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

課・室・所	分 掌 業 務
商 政 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業、観光及び労働に関する施策の総合企画及び調整に関すること。 2 産業経済動向等の把握に関すること。 3 商業の振興に関すること。 4 小売商業及び中小企業分野の調整に関すること。 5 電源及び石油貯蔵施設の立地調整等に関すること。 6 大阪事務所及び計量検定所に関すること。
新産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新産業及び新事業の振興に関すること。 2 貿易の振興に関すること。 3 産業技術及び科学技術の振興に関すること。 4 工鉱業の振興に関すること。 5 火薬類の取締りに関すること。 6 採石に関すること。 7 砂利の採取に関すること(河川区域及び河川保全区域並びに一般海域に係る砂利の採取計画の認可等に関するものを除く)。 8 電気工事士及び電気工事業者に関すること。 9 国際総合センターに関すること。 10 地方独立行政法人山口県産業技術センターに関すること。
企業立地推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業等の誘致に関すること。 2 産業団地等の整備に関すること。 3 工場立地の適正化に関すること。
経営金融課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業振興の基本的施策の企画及び調整に関すること。 2 中小企業の経営革新に関すること。 3 地場産業の振興に関すること。 4 下請中小企業の振興に関すること。 5 商工会議所、商工会、中小企業等協同組合その他中小企業団体等に関すること。 6 小規模企業の経営改善普及事業に関すること。 7 小規模企業者等設備導入資金に関すること。 8 中小企業従業員住宅に関すること。 9 中小企業金融に関すること。 10 信用保証協会に関すること。 11 貸金業に関すること。 12 中小企業の高度化資金に関すること。

観光振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光振興に係る施策の企画及び調整に関すること。 2 旅行業者の登録、監督及び指導に関すること。 3 観光客の誘致及び宣伝に関すること。 4 観光施設及び観光資源に関すること。 5 物産の振興に関すること。
交通政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、海運、バス、航空その他交通運輸に係る施策の企画及び調整に関すること。
労働政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働及び雇用に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 労働者の福祉に関すること。 3 雇用及び就業の機会の確保に関すること。 4 若者の県内就職の促進に関すること。 5 職業能力開発に関すること。 6 職業に必要な技能についての広報その他の啓発に関すること。 7 女性労働者対策に関すること。 8 高齢者及び障害者の雇用対策に関すること。 9 労働組合及び労働関係の調整に関すること。 10 労働教育に関すること。 11 労働事情の調整に関すること。 12 労働者及び使用者団体に関すること。 13 労働相談に関すること。 14 公益通報に関すること。 15 職業能力開発校及び若者就職支援センターに関すること。
大阪事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 京阪神地方及び中部地方における経済及び労働に関する情報及び資料の収集及び通報に関すること。 2 県内の物産の宣伝、紹介、販売のあっせん及び展示に関すること。 3 県内の輸出向商品の宣伝、紹介及び貿易のあっせんに関すること。 4 国内の工鉦業資源及び工業適地の紹介並びに企業誘致に関すること。 5 県内の観光地の宣伝及び紹介に関すること。 6 県内への就職に係る職業紹介等に関すること。 7 山口県同郷会その他山口県出身者で組織する団体に関すること。 8 その他京阪神地方及び中部地方における県勢の伸展に関すること。

計量検定所	1 計量器の検定及び検査に関すること。 2 計量器の製造、修理及び販売の事業の届出に関すること。 3 計量証明の事業の登録に関すること。 4 適正計量管理事務所等の指定に関すること。 5 計量思想の普及に関すること。 6 届出製造事業者等の指導及び監督に関すること。
高等産業技術学校	1 公共職業訓練の実施に関すること。

(3) 商工労働部の人員（平成25年4月1日現在）

職 員 配 置 状 況												
課 所 名	事 務			技 術				現 業			合 計	
	計	職種別内訳		計	職 種 別 内 訳			計	職業別内訳			
		事 務	職 業 指 導		機 械	職 業 指 導	電 気		運 転 士	技 能 員		技 術 員
商工労働部合計	170	170	0	22	2	19	1	0	0	0	0	192
本 庁 計	140	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140
商政課	27	27										27
新産業振興課	24	24										24
企業立地推進室	11	11										11
経営金融課	20	20										20
観光振興課	20	20										20
交通政策課	10	10										10
労働政策課	28	28										28
出 先 計	30	30	0	22	2	19	1	0	0	0	0	52
大阪事務所	7	7										7
計量検定所	10	10		1	1							11
東部高等産業技術学校	6	6		11	1	10						17
西部高等産業技術学校	7	7		10		9	1					17

(注) 市町等からの派遣職員を含む。

第3 外部監査の結果（総括事項）

1 全般的意見

第1 外部監査の概要において記載した対象範囲及び監査手続で包括外部監査を実施した。

監査の結果、商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行については、以下に指摘する事項を除き、関連法令・規則及び補助金交付要綱等に従い概ね適正に事務処理がなされていると認められる。

2 外部監査を実施した事業名と指摘事項・意見の記載の有無

（単位：千円）

実施課	整理 No.	監査実施事業名等	平成 24 年 度決算額	財源 (注 1)	監査結果 (注 2)	
					指摘	意見
商政課	(1-1)	電源交付金等交付事業（山口県原子力発電施設等立地地域特別交付金）	1,253,503	①		
	(1-2)	電源交付金等交付事業（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）				○
	(2)	石油貯蔵施設立地対策事業	339,955	①		○
新産業振興課	(1)	やまぐち発新製品販路拡大支援事業	13,500	②		
	(2)	農商工連携促進事業	11,922	②		
	(3)	水素エネルギー利活用推進事業	21,481	③		
	(4-1)	省エネ・省資源型産業集積促進事業（委託業務）	30,421	③		
	(4-2)	省エネ・省資源型産業集積促進事業（助成金）				○
	(5)	中小企業等知財支援拠点形成促進事業	10,501	②③		
	(6)	産業技術センター運営費交付金	581,375	③		○

	(7)	産業技術センター施設設備費	38,285	③		○
	(8)	産業技術センター管理費(ポリ塩化ビフェニル処理費)	35,118	③		
	(9)	工業用水道事業会計貸付金	245,365	②③		
企業立地 促進室	(1)	産業団地分譲加速化事業	443,658	③		
	(2)	企業立地促進補助事業	581,051	③	○	○
経営金融 課	(1)	小規模事業経営支援事業	1,198,073	①③		○
	(2)	中小企業団体育成指導事業	96,126	③		○
	(3)	下請企業振興事業	50,968	③		○
	(4)	地域中小企業総合経営支援事業	30,220	②③		○
	(5)	信用保証料率低減事業	211,914	③		○
	(6)	損失補償	248,627	②③		○
	(7)	貸付管理費	36,893	②③		
	(8)	小規模企業者等設備導入資金	293,417	②		○
	(9)	新事業活動支援設備貸与事業資金	37,455	②		○
	(10)	中小企業制度融資	55,095,010	②③		
	(10-1)	経営基盤強化資金	9,453,600	②③		
	(10-2)	創業・新事業展開支援資金	801,000	②③		
	(10-3)	小規模企業支援資金	6,951,110	②③		
	(10-4)	経営安定支援資金	37,889,300	②③		
	(10-5)	経営活力再生資金	0			
(10-6)	(10-1) から (10-5) の監査結果				○	

	(11)	一般会計繰出金及び 公債元利金(注3)	128,790 264,408	②		○
観光振興 課	(1)	県産品の首都圏戦略 的PR事業	16,000	③		○
	(2-1)	観光事業運営及び指 導事業(ちよるる派遣業 務委託)	14,760	②③		○
	(2-2)	観光事業運営及び指 導事業(観光情報収集・ 発信業務委託)				○
	(2-3)	観光事業運営及び指 導事業(平成24年度観 光客満足度調査事業業 務委託)				
	(2-4)	観光事業運営及び指 導事業(ちよるる着ぐる み補修業務委託)				
	(3)	「おいでませ!山口 イヤー」観光交流キャ ンペーン推進事業	90,314	②③		○
	(4)	観光交流県やまぐち 推進事業	72,075	③		○
	(5)	広域観光推進事業	10,445	③		○
	(6)	東アジア地域観光客 誘致促進事業	17,995	③		○
	(7)	広域連携外国人観光 客誘致促進事業	10,600	③		
	(8)	山口観光ガイドマッ プ作成等事業	17,942	②③		
交通政策 課	(1)	山口宇部空港利用促 進対策事業	11,000	②③		
	(2)	岩国錦帯橋空港開港 PR事業	10,000	③		
	(3)	岩国錦帯橋空港利用 者確保対策事業	119,993	②③		
	(4)	岩国錦帯橋空港路線	100,000	③		

		開設支援事業				
	(5)	地方バス路線運行維持対策事業	496,017	③		○
	(6)	離島航路対策事業	332,438	③		○
	(7)	運輸事業振興助成事業	305,590	③		○
労働政策課	(1)	労働教育指導事業	29,087	②③		
	(2)	労働福祉金融対策費	1,221,167	②③		
	(3)	技能五輪・アビリンピック選手育成支援強化事業	15,593	③		
	(4)	認定職業訓練促進事業	11,034	①③		
	(5)	職業能力開発協会育成費	38,323	①③		
	(6)	運営費及び基本実習費（職業能力開発校設備整備費等補助金）	143,289	①②③		
	(7)	子育て女性等の再就職支援事業	13,380	①		
	(8)	障害者就業支援事業	35,001	①②③	○	
	(9)	産業人材育成総合支援事業	445,285	①②③		○
	(10)	若者就職支援センター管理運営費	153,318	②③	○	
	(11)	若者就職再チャレンジ・サポート事業	132,874	②		
	(12-1)	若者就職支援センター機能強化事業（高校生県内就職支援強化事業）	67,412	②③	○	○
	(12-2)	若者就職支援センター機能強化事業（中小企業人材確保支援事業）				
	(13)	雇用のセーフティネット強化事業	292,841	①②③	○	○

	(14)	自立・就労総合サポート事業	114,947	②	○	○
	(15)	山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	2,468,998	①②③		
	(16)	山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助事業	701,904	②		
出先機関 (注4)	(1)	山口県大阪事務所	17,745	②③		
	(2)	山口県計量検定所	10,512	②③	○	○
	(3)	山口県国際総合センター(指定管理)	222,148		○	○
	(4)	山口県立東部高等産業技術学校	274,511		○	○
	(5)	山口県立西部高等産業技術学校	263,932		○	○
	(6)	山口県若者就職支援センター(指定管理)	145,337			○
関連団体 (注5)	(1)	公益財団法人やまぐち産業振興財団	1,083,504		○	○
	(2)	山口県流通センター株式会社	32,006		○	○
	(3)	山口県産業技術センター	944,182		○	○
	(4)	公益社団法人山口県採石協会	25,385			
	(5)	株式会社山口県ソフトウェアセンター	42,381			○
	(6)	山口宇部空港ビル株式会社	638,609		○	○

(注1) 財源欄の番号は、①国庫支出金②その他③一般財源を意味している。

(注2) 監査結果の○は、個別の監査結果に指摘若しくは意見として記載していることを示している。

(注3) 一般会計繰出金及び公債元利金の平成24年度決算額欄の金額は、上段が一般会計繰出金を、下段が公債元利金を意味している。

(注4) 出先機関のうち山口県大阪事務所及び山口県計量検定所の平成24年度決算

額欄の金額は、県の事業費の金額である。また、山口県国際総合センター及び山口県若者就職支援センターの平成 24 年度決算額欄の金額は指定管理料である。山口県立東部高等産業技術学校及び山口県立西部高等産業技術学校の平成 24 年度決算額欄の金額は収入合計である。

(注 5) 関連団体のうち、公益財団法人やまぐち産業振興財団、山口県産業技術センター及び公益社団法人山口県採石協会の平成 24 年度決算額欄の金額は経常収益の金額、その他の法人については売上高の金額である。

3 指摘事項及び意見の概要

(1) 負担金補助及び交付金

ア 補助金交付要綱の中の補助金の算定の基礎となる単価の規程が曖昧なためその算出過程が不明確となっているものや毎年一定額となっているものがあった。補助金交付要綱の中の補助金の額の計算方法や枠の規模について定期的に見直しを検討する必要がある。(意見)

(該当事業：産業技術センター施設設備費、東アジア地域観光客誘致促進事業、地方バス路線運行維持対策事業他)

イ 補助金交付要綱の中の補助事業の内容が抽象的であるため、補助対象事業と補助金の交付目的との整合性や事業効果を確認できないものがあった。

補助対象事業者から資料を求めるなどして、より具体的な使途の確認を行う必要がある。(意見)

(該当事業：運輸事業振興助成事業)

ウ 負担金補助の根拠として補助事業者から予算案の添付は行われているが、その支出内訳の検討が行われていないものがあった。事業費についてその根拠データを入手して検討を行う必要がある。(意見)

(該当事業：東アジア地域観光客誘致促進事業、広域観光推進事業)

エ 補助対象事業の実施の必要性は確認できるが、補助金の効果について具体的な評価項目が掲げられていないため、補助金の効果測定がされていないものがあった。第三者にも分かるような評価項目を設定してそれをフィードバックする必要があると考える。(意見)

(該当事業：石油貯蔵施設立地対策事業、信用保証料率低減事業他)

オ 補助金実績報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導監督方法に一定のルールが確立されていない。また、補助金等に係るチェックシートの位置付けが曖昧であり、実効性のある運用方法を検討する必要がある。(意見)

(該当事業：石油貯蔵施設立地対策事業)

(2) 委託料

ア 仕様書の記載内容が不備なものや仕様書に記載の業務完了日の確認ができ

ないもの、さらには文書管理の再検討を要するものがあつた。(指摘)

(該当事業：雇用のセーフティーネット強化事業、自立就労総合サポート事業)

イ 予定価格を構成する管理費について、事業費の 5%以内とされているのに見積書では 15%となっているものがあつた。全体で予定価格を超えなければ妥当として運用しているが、予定価格の信頼性にもかかわるのでこれについては検討を行う必要がある(意見)

(該当事業：若者就職支援センター機能強化事業)

ウ 競争入札審査会において「予算編成時に委託先が決定されている。」との記述がされていた。予算編成時に委託先が決定されるものではないので不適切な記述と考える。(意見)

(該当事業：県産品の首都圏戦略的PR事業)

エ 委託業務の完了に際して、業務委託検査調書の添付資料の工夫や実績報告書の記載の充実等検討を要するものがあつた。(意見)

(該当事業：観光事業運営及び指導事業、若者就職支援センター機能強化事業他)

(3) 貸付金その他

ア 山口県内の中小企業の景気の先行きについては、海外経済を巡る不確実性やこれに端を発する為替・金融市場の変動による生産や輸出への影響等により、依然として厳しいものがある。こうした中、中小企業者が必要とする資金の融通を円滑にして、経営の安定及び強化を図るため、中小企業制度融資をはじめ幾つかの資金メニューが用意されている。

県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、景況等を注視して必要に応じて資金の見直しを行う必要がある。(意見)

(該当事業：経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金他)

イ 小規模企業者等設備導入資金は平成 26 年度末をもって廃止されることになっているが、小規模企業者等の金融支援として一定の役割を果たすものであり、制度廃止後の代替策の検討等が必要と考える。また、平成 26 年度末に廃止される小規模企業者等設備導入資金(設備貸与制度)を補完する制度である新事業活動支援設備貸与事業についても、今後の制度のあり方について検討する必要がある。(意見)

(該当事業：小規模企業者等設備導入資金、新事業活動支援設備貸与事業資金)

ウ 中小企業高度化資金貸付金は、貸付先組合からの償還金によって独立行政法人中小企業基盤整備機構及び山口県へ貸付金の償還が行われる。しかし、

貸付先組合の中には返済を延滞している先があり、約定どおりの償還がなされていないものがある。

今後、県は、未収債権の回収にあたって、個別の延滞先ごとの状況に応じた対応方針の確立及びその準備を行い、鋭意回収を行う必要があるものと考ええる。(意見)

(該当事業：一般会計繰出金及び公債元利金)

(4) 商工労働部 出先機関

ア 山口県計量検定所

検定検査取締事業の委託業務において、予定価格の算定根拠が明確となっていない。平成17年度当初は積算して算出しているはずであるが、その後、積算は行っていないとのことである。

毎年度、実際の業務内容により予定価格を積算する必要がある。(指摘)

イ 山口県国際総合センター(指定管理)

(ア) 国際総合センターは、山口県が所有する観光施設としてのタワーや展示見本市会場等のコンベンション施設に加え、一般財団法人山口県国際総合センターが共同設置者として区分所有するテナントビルとの多目的複合施設として建設され、平成8年7月に「本県の国際交流を促進するとともに、産業及び貿易の振興を図る施設」として設置された。施設の管理について、平成18年度から指定管理に移行している。

コンベンション施設については、コンベンションの開催規模縮小や大規模イベントの減少に伴い、見本市市場、イベントホールや国際会議場等の稼働率の減少が続いている。また、海峡ゆめタワーについても、東日本大震災等の影響により、入場者数が前年度を下回っている。

利用促進や更なる誘客に向けた取組が必要である。(意見)

(イ) タワー利用料、会場使用料及び駐車場利用料等の現金については、平成20年9月から現金実査調書に上司の検印欄を設けて、確認した証跡を残すよう措置を取っているとのことであるが、その事実を確認することはできなかった。これらの現金を確認した記録を残す必要があるものと考ええる。

(指摘)

また、平成20年9月から予約管理システムのパスワードを定期的に変更することとしているが、システム変更時や担当者変更時にパスワードの変更で運用しており、定期的な変更するルールとはなっていない。

明確化したルールの策定が必要と考える。(指摘)

ウ 山口県立東部高等産業技術学校及び山口県立西部高等産業技術学校

(ア) 委託契約の執行に際して、山口県立東部高等産業技術学校では執行伺にて事業の執行の承認を得たうえで、業務が開始されているが、山口県立西

部高等産業技術学校ではこの業務執行伺を省略して、委託契約の締結伺いを実施している。

両校での業務手続を統一する必要がある。(指摘)

(イ) 山口県立東部高等産業技術学校の産業人材育成総合支援事業の委託契約において、中途退校者が出た場合に委託訓練変更契約を締結していない。

一方、山口県立西部高等産業技術学校では、ビジネスコミュニケーション科の訓練委託契約を含め、その都度変更契約を行っている。必要な手続か否かの検討を行い、両校で統一することが望ましい。(意見)

(ウ) 山口県立西部高等産業技術学校において、平成 25 年度に暗幕の取得が行われている。暗幕は視聴覚教室用及び体育館用の二式を購入しているが、登録確認リスト(行政財産を登録するシステム)では一式として登録されている。物理的に異なる場所に設置される備品については、管理面から各々登録して管理する必要がある。(指摘)

(エ) 山口県立東部高等産業技術学校の旧男子寮(昭和 52 年築)は、建物に十分な耐震性がないため、平成 20 年度から入居者を募集していないが、外壁全面打診調査業務の調査報告書によれば、至急補修を行うべき箇所があるとの記載がある。

一方、現在、寮として使用している桜風寮は、外壁全面打診調査報告書には、同じく至急補修を行うべき箇所があるとの記載がある。

現在、補修の具体的な計画はない。

旧男子寮及び桜風寮のこれからの有効利用等を検討して、補修については県全体で優先順位をつけ順次対応する必要がある。(意見)

エ 山口県若者就職支援センター(指定管理)

若者就職支援センターの管理については、平成 22 年度から指定管理に移行している。指定管理者が平成 24 年度において、1 階の床カーペットの全面張替工事を 1,100 千円で実施している。このような大規模修繕(例示では 1,000 千円以上)については、県で負担することになっている。山口県財産の効用の維持・増加の点からもまた県の財産という点からも指定管理料の中から負担させることについては問題であると考える。(意見)

(5) 商工労働部 関連団体

ア 公益財団法人やまぐち産業振興財団

(ア) やまぐち産業振興財団は、中小企業者等が、ものづくり基盤技術の高度化、産学公連携、市場開拓につながる新技術・新製品の開発に取り組む場合、開発に要する経費の一部を補助する研究開発支援事業を行っている。助成事業者がこの支援事業で取得した資産については、「公益財団法人やまぐち産業振興財団研究開発支援事業助成金交付要綱」第 16 条第 2 項で次のよう

に定められている。

「助成事業者は、理事長が別に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を理事長に提出し承認を受けなければならない。」

このように定められているが、「理事長が別に定める期間」を具体的に定めたものが存在していない。助成事業者の管理義務及び県の管理義務の観点からも「期間」を明確にする必要がある。(指摘)

- (イ) やまぐち産業振興財団は、財団が有する財産の管理に関し、定款第7条に基づき「公益財団法人やまぐち産業振興財団財産管理規程」を定めている。この規程の第6条において、財産の運用に関する事務を行わせるために、財産運用責任者を置くことになっているが、財産運用責任者を指名する手続がとられていなかったため、この規程により指名する必要がある。(指摘)

イ 山口県流通センター株式会社

- (ア) 平成14年度に代表取締役を知事から民間人に変更するなど民主導の経営への移行を進めるとともに、平成16年10月からは県所有の流通センター広場を山口県流通センター株式会社に対して貸付を行っている。会社は、借り受けた土地を立地企業向けの業務用及び社員用有料駐車場として活用を図っている。

会社の建物については、昭和61年3月建築のため老朽化が進んでおり、保守管理を徹底的に行うことで修繕費を抑制し、設備の維持を行っているが、将来的な大規模修繕並びに建物更新資金の確保について検討する必要がある。(意見)

- (イ) 県主導の第三セクターの検討に際しては、県施策を推進する上で第三セクターの役割が必要でかつ民間法人等での代替は困難かどうか及び県からの支援に頼らず法人運営が行われているかの総合的な判断が求められる。

山口県流通センター株式会社の県の施策を推進していく上での役割は終わったと考えられ、民営化や民間への事業譲渡等を検討する必要がある。(意見)

ウ 山口県産業技術センター

- (ア) 産業技術センターが、企業の技術をきちんと評価することで、地場企業は金融機関からの融資が得やすくなると考えられる。

産業技術センターにおいては、平成24年に山口フィナンシャルグループ等との連携協定を締結し、金融機関の機能の有効活用に取り組んでいるところであるが、引き続き金融機関との効果的な連携を図っていくことが重要であると考えられる。(意見)

(イ)「固定資産貸付要領」第1号様式「固定資産使用申込書」には「減免を受けようとする場合はその理由」を記載する欄が設けられているが、記載されていないケースが散見された。具体的には、100%減免で継続使用のものについてはほとんどのケースで当該欄に記載がなく空欄で提出されている。

また、100%減免で新規のものについて記載がなく空欄で提出されているものが1件あった。(指摘)

100%減免のケース用の申込書を別途様式で行うか等を検討して、ルールの徹底を図る必要がある。(意見)

(ウ)山口県産業技術センターのホームページ上では、平成23年11月25日に特許公開情報を掲載したのを最後に案件ごとに、公開情報、取得情報を掲載するのを止めて、平成23年12月から年1回特許権の保有状況を開示するのみとなっており、公開情報が後退している。企業に関心を持ってもらうためにも、保有情報と取得情報をタイムリーにホームページ上に案件ごとに開示するのが望ましいと考える。(意見)

エ 株式会社山口県ソフトウェアセンター

(ア)株式会社山口県ソフトウェアセンターは、山口県及び光市の共同事業として、情報産業の集積を図る目的で整備された「ひかりソフトパーク」に設置された。しかしながら、現状においても集積は進んでおらず、また、マーケットが小さい市場であることから収益面で採算がとりにくい状況にある。早急に経営改善に取り組むことが求められ、県としてもそれを監督する必要がある。(意見)

(イ)「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時設置法」により設立された地域ソフトウェアセンターの中で、近年、研修事業やテナント事業とも経営環境が厳しく、今後とも経営改善が見込めないため各県で解散が相次いでいる。県としては、経営改善の取組状況を注視するとともに、地元自治体や主要株主との意見交換を行い、株式売却を含めてその方向性を決める時期であると考え。(意見)

オ 山口宇部空港ビル株式会社

国際線ビルは、平成13年度以降県が賃借して各種イベントや県民の交流の場にも対応できるスペースの確保や空港関係機関の事務室など「空港会館」として活用している。会社が、国際線旅客ターミナルビルとして採算に合う運営を行うためには、国際定期路線が開設航空会社・C I Q(税関出入国管理検疫の国の機関)及び売店等各種テナントが入居して施設が賃貸され、十分な家賃収入の確保が必要である。そのためには、国際チャーター便の運航を促進し、利用実績をさらに積み重ねる必要がある。(意見)

第4 個別監査結果

1 商工労働部 商政課

(1-1) 電源交付金等交付事業（山口県原子力発電施設等立地地域特別交付金）

ア 事業の目的

原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要な措置を要する費用に充てることを目的とする。

イ 交付の対象

知事は、予算の範囲内において、事業地域市町に対し、国規則第3条第1項第1号から第9号までに掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとし、その額は国から交付される交付金の額の範囲内で知事が定める額とする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

ウ 交付の条件

知事は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(ア) 交付金事業ごとの交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の15%以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、知事の承認を受けなければならないこと。

(イ) 交付金事業を行うため契約を締結する場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条によるべきこと。

(ウ) 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこと。

(エ) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならないこと。

(オ) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

エ 監査手続

(ア) 原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則、山口県原子力発電施設等立地地域特別交付金交付要綱等に基づき、適切に処理が行われているか等を確かめた。

(イ) 原子力発電施設等立地地域特別交付金交付申請書、交付金事業に要する費用内訳及び原子力発電施設等立地地域特別交付金事業計画書等を閲覧して、その支出内容の妥当性を確認した。

オ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(1-2) 電源交付金等交付事業（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）

ア 事業の目的

電源立地地域対策交付金制度により、建設後 15 年以上経過した水力発電施設が設置されている市町の公共施設の整備等を促進し、もって、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資する。

○対象市町 6 市（下関市、山口市、萩市、岩国市、下松市、周南市）

イ 制度の概要

運転開始後 15 年以上経過している水力発電施設の所在する市町（水力発電施設の評価出力の合計が千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が 500 万キロワット時以上のものに限る）に県を通じて間接交付する。

ウ 交付限度額

当該市町に存在する水力発電施設に応じ算出した算定発電電力量に 1 キロワット当たり 5.9 銭を乗じた額。

（平成 24 年度交付限度額） 45,000 千円

エ 交付対象事業

公共用施設整備など住民福祉の向上に資する事業

○公共用施設の整備 ○企業導入・産業活性化事業

○福祉対策事業 ○地域活性化事業 など

オ 交付期間

最大 40 年間

カ 監査手続

(ア) 電源立地地域対策交付金交付規則及び山口県電源立地地域対策交付金交付要綱等を閲覧して、その内容の妥当性を検討した。

(イ) 平成 24 年度電源立地地域対策交付金事業実績報告書及び平成 24 年度電源立地地域対策交付金確定一覧を閲覧して、その支出の妥当性を検討した。

キ 監査結果

山口県電源立地地域対策交付金交付要綱上、必要な書類は徴されている。

しかし、山口県電源立地地域対策交付金交付要綱第 10 条第 3 項においては、事業終了から 20 日以内に山口県に報告が必要とされているところであるが、下松市の報告でこれに拠っていないものがあった。これについては、下松市より遅延の顛末書が提出されており、県としては、各市町の事業進捗を年度の途中において把握する義務はないことから、この責任を負うものでないが、各市町が要綱に準拠するよう指導することが望まれる。(意見)

(2) 石油貯蔵施設立地対策事業

ア 事業の目的

石油貯蔵施設立地対策等交付金により、石油貯蔵施設周辺地域における公共施設を整備し、もって石油貯蔵施設の設置(石油備蓄)の円滑化を進める。

○対象団体 県・所在市町・隣接市町：1 県 9 市 1 町

(下関市、山口市、宇部市、防府市、岩国市、下松市、山陽小野田市、美祢市、周南市、和木町)

イ 制度の概要

石油貯蔵施設の周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設の所在する県・市町及び隣接市町が行う公共用施設の整備等に係る経費について、交付するもの。(市町については間接交付)

ウ 交付限度額

各地点における前年度末時点の石油貯蔵量をもとに、資源エネルギー庁石油部長通知等に基づいて、各市町の交付限度額を算出。

(平成 25 年度交付限度額) 338,599 千円

エ 交付対象事業

○消防に関する施設 ○通信施設 ○都市公園
○道路 ○環境衛生施設 など

オ 監査手続

- (ア) 山口県石油貯蔵施設立地対策等補助金交付要綱及び石油施設立地対策等交付金交付規則等を閲覧して、適正に交付申請が行われ、対象市町に交付されているか等を確認した。
- (イ) 平成 24 年度石油貯蔵施設立地対策等補助金の額の算定資料及び補助金の交付事務に係るチェックシート等を閲覧して、補助金が定められた手順により算定され、支出されているか等を確認した。

カ 監査結果

- (ア) 補助金等の交付事務に係るチェックシートで交付決定時及び額の確定時に自己点検をして決裁文書に添付することになっている。
交付決定時には当該シートを決裁文書に添付しているが、「7 間接交付する補助金等の審査」の欄が空欄になっていた。また、額の確定時には決裁文書に当該シートが添付されていなかった。
チェックシートの位置付けが曖昧で、実効性があるか疑問である。（意見）
- (イ) 補助金実績報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導及び監督方法に確立されたルールが存在しない。ルールの確立を検討する必要がある。（意見）
- (ウ) 市町からは「施設等利用状況調査（事業完了～平成 25 年 5 月末）」を入手し消防施設器具備品などの利用状況を調査しているが、道路の舗装補修については、効果測定が行われていない。道路の舗装補修の評価について検討する必要がある。（意見）
- (エ) 評価結果についてのフィードバックは特にないので、評価結果について今後の対応を県として検討する必要がある。（意見）

2 商工労働部 新産業振興課

(1) やまぐち発新製品販路拡大支援事業

ア 事業の概要

(ア) 目的

県内で、開発された新製品を「やまぐち発新製品」としてブランド力の強化を図るとともに、県内企業に販路拡大支援コーディネーターを派遣し、総合的な販路開拓支援を実施する。

(イ) 委託事業の内容

「やまぐち発新製品」のブランド化の強化を図り、首都圏及び関西圏等のマーケットへの販路拡大を行うため、販路拡大支援コーディネーターを設置して業務を行うこととする。

なお、首都圏での販路開拓においては、「首都圏事業化支援コーディネーター事業」との連携を図り効果的な事業とすること。

(ウ) 事業実施の条件

受託者は、本業務の実施に当たって次の事項を遵守すること。

- a 事業費に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費が2分の1以上であること。
- b 新規雇用する労働者の雇用期間は1年間とすること。
- c 事業で新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること（原則として、被災求職者及び平成23年3月11日以降の離職者を対象とし、被災求職者を優先すること）。
- d 新規に雇用する労働者について、本人に失業者であることの確認を行うこと。
- e 事業の実施に必要となる機械・器具について基本的にはリースあるいはレンタルでの対応とし、購入の場合は50万円を超えないこと。
- f 一般管理費については、事業費の10%を限度とすること。
- g 山口県は、受託者が事業の実施に当たり、仕様書に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
- h 事業の進捗状況について、月ごとに委託者へ報告を行うこと。
- i 事業が終了した場合は、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。

イ 監査手続

(ア) やまぐち発新製品販路拡大支援事業委託仕様書、委託契約書、随意契約選定理由書等を閲覧し、委託契約が適正に行われていることを確かめた。

(イ) 事業別科目別元帳、やまぐち発新製品販路拡大事業実績報告書、業務委託検査調書等を閲覧し、その履行が適正に行われているか等を確認した。

ウ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(2) 農商工連携促進事業

ア 事業の目的

「農商工マッチングコーディネーター」の取組等により多くの新商品が開発されたことから、これまでの成果をベースとして、農商工連携による成長志向のある企業に対してマーケティング支援を行い、「全国に誇れる農商工連携企業」の育成を図る。

イ 業務の内容

農商工連携の取組を促進するため、以下の事業を行う。

(ア) 支援対象企業の選定

以下の a ~ c のいずれかを満たす企業を選定委員会において 20 社程度選定する。

a 農商工連携に関する新事業展開を行う経営革新企業承認企業

b 以下の条件をすべて満たす企業のうち農商工連携事業計画を策定したもの

(a) 県事業「農商工連携促進事業・ふるさと産業雇用促進事業」で支援した企業

(b) 新商品に関して道の駅等での販売実績や全県的展示会への出展実績がある企業

c その他、県及び受託者が協議の上、特に認めたもの

(イ) 「農商工マーケティング支援コーディネーター」の設置

農商工連携に関する相談対応等の支援能力を有する人材 1 名を雇用して山口県商工会連合会に常駐させ、日常の農商工連携に関する相談対応に従事するとともに、本事業を円滑に推進するため、関係者間の連絡調整を行

う。

ウ 監査手続

(ア) 農商工連携促進事業委託業務仕様書、委託契約書、随意契約選定理由書等を閲覧し、委託契約が適正に執行されているか確かめた。

(イ) 業務委託検査調書、平成 24 年度農商工連携促進事業成果報告書等を閲覧して、履行状況の確認を行った。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(3) 水素エネルギー利活用推進事業

ア 事業の目的

新エネルギー利活用推進事業において、水素エネルギーをはじめとした新エネルギーの利活用による県内企業の事業化を推進する。

イ 事業の内容

補助金の交付の対象は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「山口県産業技術センター」という。）が行う次に掲げる事業とする。なお、事業を円滑に推進するために必要となる山口県産業技術センターの経費については、事業推進費として別途交付の対象とする。

(ア) 試作開発委託費事業

(イ) 試作開発推進事業

(ウ) セミナー開催事業

交付の対象となる経費は下表のとおりとする。なお、補助率については、前項に規定する経費の 10 分の 10 以内とする。

補助金の対象となる経費

事業区分	経費区分	内 容
試作開発委託費事業	委託費	「試作品製作に係る経費」に新エネルギー研究会の分科会が取組むテーマに関して、水素関連製品試作開発に係る試作品の製作委託
試作開発推進事業	報償費	委託先審査に係る委員謝金、専門家受入等に係る謝金
	旅 費	委託先審査等に係る委員旅費、専門家受入に係る旅費、職員旅費

	庁 費	会議費、印刷費、資料購入費、会場借料、通信運搬費、消耗品費
セミナー開催事業	報償費	セミナー開催に係る講師謝金
	旅 費	セミナー開催に係る講師旅費、職員旅費
	庁 費	印刷費、会場借料、通信運搬費、消耗品費
事業推進費	旅 費	関係機関との調整に係る職員旅費
	庁 費	会議費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費

試作開発委託費の対象となる経費

経費区分	内 容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
機械装置、工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
直接人件費	試作品製作に直接関与する者の直接作業時間に対する経費
調整旅費	試作品製作のために必要となる旅費

ウ 監査手続

水素関連製品試作開発推進補助金交付要綱を閲覧して、補助金が適正に交付されているか確かめた。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(4-1) 省エネ・省資源型産業集積促進事業（委託業務）

ア 事業の目的

LED等省エネ・省資源分野（LED照明、太陽電池、液晶ディスプレイ等）関連製品の県内企業による事業化と産業集積促進を図るため、山口県が実施する県内企業の新分野参入・広域的事業展開等の促進施策の円滑な推進支援（県内外の関連企業の特許等情報収集、県内企業の製品・技術情報発信、県内中小企業と県内外大企業との共同製品開発・販売連携等のマッチング等）。

イ 事業内容

(ア) 省エネ・省資源型産業集積促進コーディネーターの配置

重点化事業分野（新型LED等先端技術分野、応用製品開発促進分野の2分野）につき、2名のコーディネーターを配置する。

(イ) コーディネーターの業務内容

県内企業による「やまぐちグリーン部材クラスター事業」等の研究成果の事業化を促進するため、県内企業の技術開発や部材・技術調達に関する助言や広域事業展開等の促進に係る支援を行う。

- a 山口大学発新型LEDの県内中小企業への活用促進
- b 関連特許・市場動向等調査（Web、新聞、雑誌等）
- c 県内外関連企業訪問（製品・技術情報収集）
- d 事業化製品（予定製品を含む）の販路調査支援
- e 省エネ・省資源型産業集積を促進するための情報発信（Web作成、出店パンフレット等作成）
- f 県内企業向けの関連技術研修会の開催（企画・運営）
- g 県内企業の製品展示会への出展支援（展示会主催者との出店調整、展示品送付等出展準備支援、会場における製品説明等）
- h 県外関連企業と県内関連企業とのマッチング（製品共同開発、共同販売、ベンチャー共同起業等）

(ウ) その他事業内容の補足

項目	業務内容
コーディネーター勤務日	月15日勤務とすること
コーディネーター賃金単価	受託者における類似業務従事者の賃金と同額とすること
県内企業訪問社数	延べ72以上とすること
県内訪問地域及び実施数	「知的クラスター創成事業」、「地域イノベーション戦略支援プログラム」等の実施実績があり、省エネ・省資源型産業集積に係る企業のコンソーシアムが形成されている地域や事業化に資すると期待できる企業群のある地

	域とすること（延べ3か所程度訪問のこと）
出店パンフレット作成	全頁フルカラー（展示会1回につき、500部以上作成のこと）
展示会参加	全国レベル（国際展示会含む）の展示会とし、延べ3回以上参加すること

ウ 監査手続

- （ア）委託契約書、省エネ・省資源型産業集積促進事業業務委託仕様書、随意契約とする理由及び受託者選定理由書等を閲覧して、契約の妥当性の検討を行った。
- （イ）省エネ・省資源型産業集積促進補助金交付要綱により補助金が適正に交付されていることを確かめた。
- （ウ）試作品開発結果報告書、開発（作業）日誌、「平成24年度省エネ・省資源型産業集積促進助成金事業報告書等を閲覧して、その事業効果を確認した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

（4-2）省エネ・省資源型産業集積促進事業（助成金）

ア 事業の目的

省エネ・省資源型産業集積促進助成金は、知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業及びやまぐちグリーン部材クラスター事業（以下「知的クラスター創成事業等」という。）の研究成果の事業化を図るため研究開発成果を活用した試作品の製作及び製品開発上、必要となる市場調査、販売促進活動に要する経費の一部を助成することによって、中小企業の技術改善を促進し、新事業の創出、新たな産業集積づくりに寄与することを目的としている。

イ 助成対象者

対象企業者は、次の要件をすべて満たす者に限る。

- （ア）「やまぐちLED照明研究会」、「やまぐち医療福祉関連産業振興会」、「ものづくり先端技術懇話会」及び「やまぐち液晶パネル応用研究会」の参画企業が知的クラスター創成事業等の研究成果の事業化を図るため実

施するもの。

(イ) 県内に製造施設又は研究開発施設を持つ中小企業者

中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又はその団体（法人に限る）で、大企業が実質的に経営に参画している場合（原則として、大企業が1/2以上の株式を保有する場合）は除く。

ウ 助成対象金額及び対象事業

助成対象金額は、2,000千円～10,000千円とし、助成率は、助成対象金額（事業費）の2分の1以内である。助成金額ベースでは1,000千円～5,000千円となる。

対象事業は、改善、改良、開発要素のある試作であり、「試作」とは、「知的クラスター創成事業」等の研究成果を活用して、オリジナリティーのある試作品を製作することをいう。また、「やまぐちグリーン部材クラスター事業」とは、地方独立行政法人山口県産業技術センターを中核機関に、環境負荷低減型次世代産業の創出及び集積を目指す「やまぐち型産業クラスター形成プロジェクト」の促進に向けて、「省エネ・省資源」を共通テーマとしてLED加工基板とその応用製品、太陽電池部材、ナノ粒子応用製品等に関して産学公が連携して取組んでいる研究開発事業をいう。

エ 助成対象経費

経費区分	内 容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
機械装置、工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
直接人件費	試作機製作に直接関与する者の直接作業時間に対する経費
調整旅費	試作機制作のため共同研究先である大学や企業との調整等に要する旅費
専門家指導受入費	専門家の受入に要する経費
調査費	試作開発に関連する市場動向調査に要する経費
販売促進費	試作機の製品化に向けた販売促進活動に要する経費

オ 監査手続

(ア) 省エネ・省資源型産業集積促進補助金交付要綱等を閲覧して、補助金が交付要綱に準拠して支出されているか等を確認した。

(イ) 試作品開発結果報告書、開発（作業）日誌、平成 24 年度省エネ・省資源型産業集積促進助成金事業報告書等を閲覧して、その事業効果を確認した。

カ 監査結果

(ア) 企業化報告書は助成事業終了後 5 年間、助成を受けた企業からその後の開発進捗や製品化の報告を受けるものである。平成 19 年度助成分（5 年前に助成）を見ても企業化に成功したケースはない。

企業化に向けては、事業終了後のフォローアップが重要である。県においては、公益財団法人やまぐち産業振興財団や地方独立行政法人山口県産業技術センターと連携しながら、日頃から助成企業に接触するとともに、展示会出展支援やコーディネーターによるマッチング等を行っており、今後も各種のフォローアップに努めていくことが重要であると考え。（意見）

(イ) 試作開発の取組を省エネ・省資源産業へ具体化していく上で、県の取組を広く県民に PR することが重要である。

県においては、広報誌や県庁エントランスホールでの製品展示等を通じて、広く県民に PR しているところであり、引き続き県の積極姿勢を示していくことが重要であると考え。（意見）

(5) 中小企業等知財支援拠点形成促進事業

ア 事業の目的

国が設置する中小企業等の知的財産相談に対応する一元的な窓口である

「知財総合支援窓口」に、企業、地域における現場ニーズへの対応や大学、公設試、支援機関等との連携による支援等を行う知財専門人材を配置する。

イ 事業内容

(ア) 開放特許や未利用特許の活用など、地域中小企業の技術移転等を支援する「中小企業知財支援コーディネーター」を配置する。

(イ) 地域における知財ニーズへの対応や各支援機関等との連携による知財支援を行う「地域連携コーディネーター」を配置する。

ウ 監査手続

業務実績報告書（平成 24 年度知的財産基本戦略推進事業活動報告書、中小企業等知財支援拠点形成促進事業）等を閲覧して、事業実施の妥当性を検討した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(6) 産業技術センター運営費交付金

ア 事業の概要

(ア) 交付の目的及び補助対象

産業技術センターは、高度化・多様化する企業ニーズに即応できる機動的で効率的・効果的な運営体制を構築し、公設試の顧客である県内企業に対する支援機能を強化するため、平成 21 年 4 月に県から独立し、地方独立行政法人へ移行した。当該法人は、産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的としており、法人が自主的・自律的な業務運営を行う上で必要最小限度の経費を、使途を特定しない運営費交付金として交付するものである。

(イ) 補助事業者等

地方独立行政法人山口県産業技術センター

(ウ) 決算額の内容及び財源内訳

(単位: 千円)

年 度		平成24年度	平成23年度	平成22年度
決 算 額		581,375	581,949	588,035
節	うち負担金補助及び交付金	581,375	581,949	588,035
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	581,375	581,949	588,035

(エ) 平成 23 年度計画に対する実績

区 分	項 目	目 標	実 績	達 成 率
技術支援	技術相談対応件数	3,200 件	3,690 件	115.3%
	訪問企業数	220 件	244 件	110.9%
	機器利用件数	2,300 件	2,791 件	121.3%

	事業化・商品化件数	6件	14件	233.3%
研究開発	外部資金・共同研究件数	7件	9件	128.6%
	特許等の出願件数	9件	15件	166.7%
	特許等の新規許諾件数	2件	3件	150.0%
その他	施設利用・見学受入数	5,500人	5,210人	94.7%

イ 監査手続

(ア) 産業技術センター運営費交付金等交付要綱及び地方独立行政法人法第42条により運営費が交付されているか等を確認した。

(イ) 地方独立行政法人山口県産業技術センター運営費交付金等交付申請書、平成24年度産業技術センター運営費交付金等交付請求書等により、運営費が定められた手順によって算定され、支出されているかを確認した。

(ウ) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの第1期中期目標における業務の実績に関する先行評価の結果、地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会の議事録並びに補助金等交付事務に係るチェックシート等により、平成23年度における産業技術センターの実績及びその効果について確認を行った。

ウ 監査結果

地方独立行政法人山口県産業技術センターの監査結果の項に記載している。

(7) 産業技術センター施設設備費

ア 制度の概要

(ア) 交付の目的及び補助対象

産業技術センターは、県内企業の「中核的技術支援拠点」として、技術相談や依頼試験、開放機器利用、技術研修等の「技術支援」と「研究開発」という二つの機能を担っている。

産業技術センター施設設備費は、その機能を発揮し、企業の基盤技術の強化と新産業の創出につなげていくために、導入に必要な試験研究機器の設備費と施設の整備・改修に要する経費を交付するものである。

(イ) 補助事業者等

地方独立行政法人山口県産業技術センター

(ウ) 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成24年度	平成23年度	平成22年度
決 算 額		38,285	26,000	37,550
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			

	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	38,285	26,000	37,550

(エ) 施設設備費の内容

施設設備費は、試験研究機器経費と施設補修等経費の二つからなっている。

a 試験研究機器経費

機器整備は、産業技術センター業務を行う上での中核的部分であり、毎年度一定規模の更新が必要なことから、機器整備計画に基づき、社会情勢に即した企業ニーズや市場動向を反映できるよう、緊急性や優先度を検討した上で整備するものである。

b 施設補修等経費

予算措置を必要としない経費であり、対象となるものは、

(a) 突発的かつ不可測な事態によって必要になる修繕工事費、災害復旧工事費

(b) 通常の維持補修では賄えない施設の修繕工事費等である。

イ 監査手続

(ア) 産業技術センター運営費交付金等交付要綱及び地方独立行政法人法第 42 条により施設設備費が交付されているか等を確認した。

(イ) 地方独立行政法人山口県産業技術センター運営費交付金等交付申請書、平成 24 年度産業技術センター運営費交付金等交付請求書等により、施設設備費が定められた手順によって算定され、支出されているか等を確認した。

(ウ) 施策的経費当初予算見積調書及び産業技術センター運営費交付金及び施設設備費の取扱いについての資料を閲覧して、内容の吟味を行った。

ウ 監査結果

県が定めた中期目標を達成するために法人が策定した中期計画に従い、自主的・自立的な業務運営を行う上で、必要最小限度の施設設備費を交付することとしている。

平成 25 年度まではこの施設設備費のうち試験研究機器整備費は一定額とのことで、毎年定額 (26,000 千円) を交付している。

交付金額の水準については、効果的かつ機動的な技術支援や戦略的な研究開発の観点から、定期的に見直しを行っていくことが重要であると考えている。

(意見)

(8) 産業技術センター管理費 (ポリ塩化ビフェニル処理費)

ア 制度の概要

(ア) 産業技術センターのポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の処理について

PCBは、昭和43年のカネミ油症事件をきっかけに、その毒性が社会問題化し、昭和49年以降その製造が禁止された。その後、高圧トランス等のPCBが使用された電気機器等でその使用を終えたものは、事業者により廃棄物として長期にわたり保管されている。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）が平成13年に制定され、平成28年7月までにPCB廃棄物を処分することとされ、国が策定した基本計画に基づき日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設が整備され、山口県内の廃棄物は日本環境安全事業株式会社北九州事業所内に設置された施設で処分することとされている。

山口県では、平成21年7月に「山口県PCB廃棄物処理計画」を策定し、計画的に廃棄処分を行うこととしている。

(イ) 山口県PCB廃棄物処理計画の概要

a 処理期間

平成21年度から平成28年7月まで（PCB特措法に定める処理の期限）

b 年度別搬入計画（対象：保管量が30台未満の少量保管事業者）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県庁北庁舎 (教育庁分)	県西部、北庁舎、 警察本部、企業局 等	県中央部	県東部、北庁舎、 本庁舎

(ウ) 産業技術センターにおけるPCB廃棄物の保管状況及び処理費

(単位：千円)

品名	台数	総重量 (kg)	処理費	運搬費	合計
高圧コンデンサ	1	27.2	551	197	35,029
蛍光灯安定器	6	1,289.0	34,281		

(エ) 一括委託契約の締結について

県庁内の処理対象の保管事業所（8部局、16事業場）が多いので、各部局ごとに収集運搬を行い、収集運搬経費を要求されることとなれば、経費の縮減は難しいので、県庁を多量保管事業場として、廃棄物・リサイクル課が一括委託契約を締結している。PCB廃棄物処分は日本環境安全事業株式会社とPCB廃棄収集運搬業務についてはS社と契約を締結してい

る。

イ 監査手続

(ア) P C B 特措法、環境省の P C B 廃棄物処理基本計画並びに山口県 P C B 廃棄物処理計画等を閲覧して、適正に P C B の処理が行われていることを確かめた。

(イ) 競争入札等審査会資料（業務委託契約）、平成 24 年度 P C B 廃棄物処分業務仕様書等を閲覧して、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約が適正に行われているか等を確認した。

(ウ) P C B 廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託契約書、請求書、支出票を閲覧・吟味して、支払手続が適正に行われているか等を確認した。

ウ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(9) 工業用水道事業会計貸付金

ア 事業の目的

小瀬川第 2 期工業用水道事業（未事業化分）に係る企業債の償還財源等を貸付けることにより、工業用水道事業の健全経営に資する。

イ 事業の内容

(ア) 貸付の必要性

工業用水道は、多額の資本投資と長期にわたる先行的な施設整備を必要とするものであるから、その後の急激な経済環境や、産業構造の変化等に起因する工水需要の伸び悩みにより、当初の計画給水量と契約水量の間に乖離が生じ、事業経営に多大な影響が出ているところである。そして、工業用水は、企業の新たな展開や企業立地の促進等、産業の発展や地域開発を促進する上で重要なインフラであることから工業用水を将来にわたり、長期的かつ安定的に供給するためには、工水事業の健全な運営が必要である。

そのような状況の中、小瀬川第 2 期工業用水道事業（未事業化分）については、県東部における工業用水道をはじめとする将来の多様な工水需要の増加に対応するための、県民共有の貴重な社会資本として、当面、企業局において水源を保管しているものであり、これを有効に活用して将来に引き継ぐため、一般会計から貸付を行っている。

(イ) 他事業から小瀬川第 2 期工業用水道事業への資金融資

平成 22 年 3 月に、受水組合の理解と協力のもとに策定された「山口県企業局第 2 次経営計画」（平成 22～24 年度）は、将来にわたり安定的な工業用水の供給と経営基盤を推進するため、適正水準の内部留保資金を維持することとしている。

小瀬川第 2 期工業用水道事業（未事業化分）については、県民共有の貴重な社会資本である先行水源として一般会計が貸付を行い、保管されていることに加え、未だ工業用水道としての事業届を行っていない。このことから、現状、工業用水道事業から資金融資することについては、受水企業の理解が得られていない。

(ウ) 貸付金に係る利息

貸付金に係る利息については、貸付日現在の財政融資資金利率により、毎年度末までに支払われることとなっている。

なお、貸付期間については 28 年間としている。（また、この貸付金については、事業化するまで利息を猶予しており、平成 24 年度末におけるその合計額は約 35 億円となっている。）

(エ) 工業用水道事業会計貸付状況

a 未償還金を含む貸付額

貸付 年月日	貸付金額	既繰上償還額	未償還額	利率	償還終期 年月
平成	円	円	円	%	平成
4. 3. 31	140,000,000	20,846,000	119,154,000	5.50	32. 3. 31
4. 5. 29	7,076,012	1,053,618	6,022,394	5.50	32. 5. 29
5. 3. 31	865,000,000	132,422,950	732,577,050	4.40	33. 3. 31
5. 5. 28	2,351,517	350,141	2,001,376	4.40	33. 5. 28
6. 3. 31	900,000,000	135,810,990	764,189,010	4.30	34. 3. 31
6. 5. 27	12,750,013	1,898,477	10,851,536	4.30	34. 5. 27
7. 3. 31	920,000,000	139,648,535	780,351,465	4.65	35. 3. 31
7. 5. 27	10,620,622	1,581,411	9,039,211	3.85	35. 5. 26
8. 3. 29	930,000,000	141,367,702	788,632,298	3.40	36. 3. 29
8. 5. 27	12,131,866	1,806,435	10,325,431	3.40	36. 5. 27
9. 3. 31	950,000,000	147,357,906	802,642,094	2.80	37. 3. 31

9. 5. 30	9, 898, 592	1, 473, 900	8, 424, 692	2. 60	37. 5. 30
10. 3. 31	900, 859, 841	136, 174, 211	764, 685, 630	2. 10	38. 3. 31
11. 3. 31	1, 690, 000, 000	253, 434, 144	1, 436, 565, 856	2. 10	39. 3. 31
11. 5. 21	12, 831, 890	1, 910, 668	10, 921, 222	1. 70	39. 5. 21
12. 3. 31	1, 130, 000, 000	174, 674, 468	955, 325, 532	2. 00	40. 3. 31
12. 5. 31	13, 810, 194	2, 056, 338	11, 753, 856	2. 00	40. 5. 31
13. 3. 30	1, 150, 000, 000	251, 876, 129	898, 123, 871	1. 60	41. 3. 30
14. 3. 29	1, 170, 000, 000	243, 113, 386	926, 886, 614	2. 20	42. 3. 29
14. 5. 31	10, 530, 713	7, 945, 275	2, 585, 438	2. 00	42. 5. 31
15. 3. 31	940, 000, 000	258, 480, 245	681, 519, 755	1. 20	43. 3. 31
16. 3. 31	710, 000. 000	0	710, 000, 000	1. 90	44. 3. 31
16. 5. 30	11, 526, 586	0	11, 526, 586	2. 10	44. 5. 30
17. 3. 31	690, 000, 000	0	690, 000, 000	2. 10	45. 3. 31
17. 5. 31	13, 071, 936	0	13, 071, 936	1. 90	45. 5. 31
18. 3. 31	679, 911, 659	0	679, 911, 659	2. 00	46. 3. 31
19. 3. 30	619, 859, 796	0	619, 859, 796	2. 10	47. 3. 31
20. 3. 31	600, 000, 000	0	600, 000, 000	2. 00	48. 3. 31
20. 5. 30	7, 430, 408	0	7, 430, 408	2. 20	48. 5. 30
21. 3. 31	594, 952, 139	0	594, 952, 139	1. 90	49. 3. 31
22. 3. 31	983, 397, 510	0	983, 397, 510	2. 00	50. 3. 31
23. 3. 31	358, 889, 273	0	358, 889, 273	1. 90	51. 3. 31
24. 3. 30	305, 307, 887	0	305, 307, 887	1. 70	52. 3. 30
計	17, 352, 208, 454	2, 055, 282, 929	15, 296, 925, 525	—	—

ウ 監査手続

弥栄ダム未事業化分の概要について、弥栄ダム（先行水源）建設の経緯、工業用水道事業会計貸付金について等の関係資料を閲覧し、業務の妥当性について検討した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

3 商工労働部 企業立地推進室

(1) 産業団地分譲加速化事業

ア 事業の目的

企業の設備投資増勢傾向等を踏まえて、優良な企業の県内誘致を図るとともに、県関与産業団地（県と市が共同で開発した産業団地）の分譲促進を図る。

イ 対象団地

県と市が共同で開発した次の産業団地

- ・ 山口テクノ第2団地（山口市）
- ・ 小野田・楠企業団地（山陽小野田市）
- ・ 宇部テクノパーク（宇部市）
- ・ 宇部新都市（テクノセンターゾーン）（宇部市）

ウ 補助率

県補助率	市補助率	補助率合計	補助金限度額
40%	40%	80%	県・市 上限なし

エ 補助要件

- (ア) 土地の取得後、3年以内に操業を開始すること。
 (イ) 地元市の産業団地取得補助制度が適用されること。

オ 市の補助要件等

(ア) 山口市（山口テクノ第2団地）

業種	製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、物品賃貸業、学術・開発研究機関	
要件	固定資産投資額	5千万円以上
	雇用従業員数	[製造業] 10人以上 [その他] 5人以上
	事業開始	土地の取得後2年以内の着工又は3年以内の事業開始

※雇用要件については、市内外を問わず、操業時の従業員数で判断

(イ) 山陽小野田市（小野田・楠企業団地）

業種	製造業、ガス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所
----	---

要件	固定資産投資額	3億円以上（中小企業5千万円以上）
	雇用従業員数	要件なし ※ただし増設の場合は10人以上（中小企業者5人以上）
	事業開始	土地の取得後3年以内の事業開始

(ウ) 宇部市（宇部テクノパーク、宇部新都市）

業種	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、サービス業等	
要件	固定資産投資額	3億円以上（中小企業5千万円以上）
	雇用従業員数	要件なし
	事業開始	土地の取得後3年以内の事業開始

カ 監査手続

「山口県産業団地取得補助金交付要綱」等により、補助金の交付の適正性について確認した。

キ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(2) 企業立地促進補助事業

ア 事業の目的

県内で工場等を新設する事業者又は立地支援事業者（以下「事業者等」という。）に対し山口県企業立地促進補助金を交付することにより、本県における企業の立地を促進して、産業構造の高度化及び多角化並びに雇用機会の創出及び増大を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。

イ 事業の内容

県は、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる要件を備える工場等であらかじめ知事が指定するもの（以下「指定工場等」という。）を新設する事業者に対し、補助金を交付する。

(ア) 工場等の内容が次のいずれかに該当するものであること。

- a 山口県高度技術産業集積推進本部における重点推進分野に係る事業
 - ・ 新素材関連分野

- ・ 自動車関連分野
 - ・ IT関連分野
 - ・ その他高度技術産業分野
- b 製造業のうち、次に掲げる加工組立に関する事業（以下「加工組立型製造業」という。）
- ・ 一般機械器具製造
 - ・ 電気機械器具製造
 - ・ 輸送用機械器具製造
 - ・ 精密機械器具製造
- c 製造業のうち、上記ア、イに掲げる事業以外に関する事業（以下「一般製造業」という。）
- d 次に掲げる流通に関する事業（以下「流通業」という。）
- ・ 道路貨物運送
 - ・ 普通倉庫
 - ・ 冷凍倉庫
 - ・ こん包
 - ・ 各種卸売
- e 次に掲げる産業支援サービスに関する事業（以下「産業支援サービス業」という。）
- ・ ソフトウェア開発
 - ・ 情報処理サービス
 - ・ 情報提供サービス
 - ・ 広告代理
 - ・ デザイン
- f 開発研究機関
- g その他産業構造の高度化、多角化等に寄与すると知事が特に認める事業
- (イ) 工場等の新設の伴う建物及び事業用設備に係る固定資産投資額並びに新規に雇用する従業員又は従業者の操業開始の日から6か月を経過する日までの間の数が次の表に掲げる区分に応じた金額及び人数を下回らないものであること。ただし、県関与団地を取得して行う工場等の新設に伴う建物

及び事業用設備に係る固定資産投資額に関する要件の適用はないものとする。

区 分			工場等の所在地	
			過疎以外の地域	過疎地域
・山口県高度技術産業推進本部における重点推進分野に係る事業 ・加工組立型製造業 ・一般製造業	固定資産投資額	中小企業以外の事業者	5億円	2億円
		中小企業者	3億円	1億円
	新規雇用従業者数	中小企業以外の事業者	20人	5人
		中小企業者	10人	5人
・流通業	固定資産投資額		1億円	
	新規雇用従業者数	中小企業以外の事業者	20人	5人
		中小企業者	10人	5人
・産業支援サービス業	固定資産投資額		1億円	
	新規雇用従業者数		5人	
・開発研究機関	固定資産投資額		1億円	
	従業者数		5人	
・山口県高度技術産業集積本部における重点推進分野に係る事業 ・開発研究機関(補助限度 30 億円を適用する場合)	新規雇用従業者数		50人	

ウ 監査手続

(ア) 山口県企業立地促進補助金等審査会設置規程に基づき、審査会は設置されているか等を確認した。

(イ) 山口県企業立地促進補助金交付要綱、山口県企業立地促進補助金交付要

綱取扱要領等を閲覧して、業務が適正に行われているか等を確認した。

- (ウ) 企業立地促進補助金交付申請書、指定工場等操業実績報告書、指定工場実績確認書、及び企業立地促進補助金交付決定書等を閲覧して、定められた手順により補助金が交付されているかを確認した。

エ 監査結果

- (ア) 山口県企業立地促進補助金交付要綱により審査会は設置されているが、過去から持ち回りで行われている。山口県企業立地促進補助金等審査会設置規程に持ち回り会議の規定はない。

県担当者によると、第9条に「規程に定めるもののほか、審議会についての必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」とあるので、過去に持ち回りで会議することを決議したとのことであるが、委員が入れ替わることもあるので、過去の決議で毎年持ち回りとするのは再検討する必要がある。(意見)

- (イ) 山口県企業立地促進補助金等審査会の開催に際して、県職員が委員各々を訪問して議案を説明し承認を得る方法を採用している。

平成24年度交付の対象となった3社の指定工場等の指定が行われた平成22年度は議案が5案あり、平成23年度は議案が12案もあった。議案の多い年度については効率が悪いと考えられるので、日程調整をして会議の中で説明して、承認を得るほうが効率的であり、山口県企業立地促進補助金等審査会の開催方法について検討する必要があるものとする。(意見)

- (ウ) 平成22年度の山口県企業立地促進補助金等審査会の審査表には、日付及び自署・押印はされていたが、平成23年度の審査表には日付の記載がなく、事前に氏名が印字され委員は押印をするだけになっている。いつ承認を受けたかが審査表からはっきりとしていない。

承認を受けた日付は明確にするよう審査会の記録を行う必要がある。(指摘)

4 商工労働部 経営金融課

(1) 小規模事業経営支援事業

ア 事業の目的

この事業は、小規模事業者の経営の改善発達と地域中小企業の活性化を図るために交付するものであり、小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

県は、各年度の予算の範囲内で次に掲げる事業についてその経費の全部又は一部を補助する。

(ア) 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）に基づき実施する経営改善普及事業

(イ) 山口県商工会連合会（以下「県連合会」という。）が小規模事業者支援法に基づき実施する経営改善普及事業及び商工会指導事業

(ウ) 商工会等又は県連合会が実施する商工会等地域の振興・活性化のための事業

イ 事業概要

(ア) 補助対象事業

a 商工会等が実施する経営改善普及事業に係る補助対象事業は次のとおりである。

(a) 商工会等が経営指導員、専門経営指導員、経営指導員研修生、補助員及び記帳専任職員（以下、商工会等の規定において「補助対象職員」という。）を設置して行う経営改善普及事業のうち職員の設置及び職員の設置に附帯する指導事業

(b) 商工会等が経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対策事業

(c) 商工会等が経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う経営指導推進事業

(d) 商工会等が行う小規模事業者に対する施策普及事業

(e) 商工会等が経営改善普及事業の円滑かつ効果的な推進を図るために行う指導施設の建設又は取得

(f) 商工会等が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化等を推進するために行う記帳機械化等推進事業

(g) 商工会等が行う指導環境の整備を図るための指導環境推進事業

(h) 商工会等が行う地域総合活性化事業

b 県連合会が実施する経営改善普及事業及び商工会指導事業に係る補助

対象事業は次のとおりである。

- (a) 県連合会が商工会指導員及び補助員を設置して行う商工会指導事業並びに経営指導員、専門経営指導員、経営指導員研修生及び補助員（以下、県連合会の規定において「補助対象職員」という。）を設置して行う経営改善普及事業のうち職員の設置及び職員の設置に附帯する指導事業
- (b) 県連合会が行う商工会指導事業及び経営改善普及事業（以下「商工会指導事業等」という。）の適正かつ効率的な実施を図るための資質向上対策事業
- (c) 県連合会が行う商工会指導事業等の適正かつ効率的な実施を図るために行う経営指導推進事業
- (d) 県連合会が行う小規模事業者に対する施策普及事業
- (e) 県連合会が行う商工会指導事業等の円滑かつ効果的に推進を図るために行う指導施設の建設又は取得
- (f) 県連合会が行う商工会情報ネットワーク化等推進事業
- (g) 県連合会が行う地域総合活性化事業
- (イ) 補助対象事業者
 - 商工会
 - 商工会議所
 - 山口県商工会連合会
- (ウ) 補助基準額及び補助率
 - a 商工会等が実施する経営改善普及事業

事業区分又は経費区分	補助率	補助基準額
職員の設置費のうち福利厚生費	1/2	知事が別に定める額
資質向上対策事業費のうち海外研修事業参加費	2/3	
経営指導推進費のうち経営・技術強化支援事業費	2/3	
別に定める経費		
それ以外の経費	10/10	
指導施設建設費	1/2	
記帳機械化等推進事業費のうち記帳機械化等オンライン化推進事業費	1/2	
上記以外の事業	10/10	

b 県連合会が実施する経営改善普及事業及び商工会指導事業

事業区分又は経費区分	補助率	補助基準額
職員の設置費のうち福利厚生費	1/2	知事が別に定める額
経営指導推進費のうち経営・技術強化支援事業費		

別に定める経費	2/3	
それ以外の経費	10/10	
指導施設建設費	1/2	
商工会情報ネットワーク化等推進事業のうち記帳機械化等オンライン化推進事業費	1/2	
上記以外の事業	10/10	

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		1,198,073	1,220,385	1,246,492
節	うち負担金補助及び交付金	1,197,639	1,220,150	1,246,233
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金	608,703	541,735	588,614
	その他			
	一般財源	589,370	678,650	657,878

エ 監査手続

- (ア) 小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱、小規模事業経営支援事業費補助金の運用について、山口県補助金等交付規則、小規模事業経営支援事業費補助金交付申請書等を閲覧して、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているか等を確認した。
- (イ) 施策的経費当初予算見積調書、小規模事業経営支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書等を閲覧して、事業効果の検討を行った。
- (ウ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

オ 監査結果

商工会等及び県連合会が、その力を十分に発揮するためには、補助対象職員の果たす役割が大変重要である。平成 24 年 4 月 1 日現在の状況は次のとおりである。

区 分	商 工 会 商工会議所	県商工会 連 合 会	計
経営指導員	113 人	2 人	115 人
補 助 員	58 人	2 人	60 人
記帳専任職員	45 人		45 人

商工会指導員		6人	6人
専門経営指導員	3人	4人	7人
計	219人	14人	233人

現在、商工会等及び県連合会への補助金は、補助対象職員数に応じて決定されている。

そして、経営指導員、補助員及び記帳専任職員の設置基準は、いずれも小規模事業者数及び会員数がベースとなっている。経営指導員の基本的な設置定数は、下記の「商工会等の補助対象職員の設置基準」をもとに「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」の中で規定されており、小規模事業者数又は会員数の低い数値を適用して決定されている。

補助員は、経営指導員の設置定数に連動して決まり、また、記帳専任職員は基本的には、経営指導員の設置定数の範囲内で定数が決定されている。

ただし、行政合併後3年以内に商工会の合併が行われ、支所を設置した場合には、支所数分の経営指導員の合併特例による加算が行われており、9商工会で18人の定数増となっている。

平成18年に設置基準の改正が行われており、計画的な定数管理により補助人数の削減が行われている。一方で、合併した商工会等にあっては、地域に密着した支援に支障を来すことのないよう引き続き一定の配慮が必要と考える。(意見)

商工会等の補助対象職員の設置基準

① 経営指導員

小規模事業者数	会 員 数	設置定数
～ 450人	～ 315人	1
451 ～ 900人	316 ～ 630人	2
901 ～ 1,400人	631 ～ 980人	3
1,401 ～ 2,000人	981 ～1,400人	4
2,001 ～ 2,700人	1,401 ～1,890人	5
2,701 ～ 3,500人	1,891 ～2,450人	6
3,501 ～ 4,400人	2,451 ～3,080人	7
4,401 ～ 5,400人	3,081 ～3,780人	8
5,401 ～ 6,500人	3,781 ～3,900人	9
6,501 ～ 7,700人	3,901 ～4,620人	10
7,701 ～ 9,000人	4,621 ～5,400人	11
9,001 ～10,400人	5,401 ～6,240人	12
10,401 ～11,900人	6,241 ～7,140人	13
11,901 ～13,500人	7,141 ～8,100人	14

(注)1 「会員」とは、商工業者の会員をいい、商工会議所においては、非会員である特定商工業者のうち、法定台帳に係る負担金を納入しているものを含める。

2 「会員数」は、前年度の12月末現在の数値を採用する。

② 補助員

経営指導員の設置定数	補助員の設置定数
1 ～ 3	1
4 ～ 8	2
9 ～ 14	3

③ 記帳専任職員

経営指導員の定数以内。

(2) 中小企業団体育成指導事業

ア 事業の目的

中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、中小企業が単独では対応が困難な問題について、組合をはじめとした連携組織を活用して共同で問題解決を図り、様々な形で経営資源の補完を行うことは中小企業の経営基盤強化に極めて有効である。

また、県が中小企業等協同組合法に基づき、組合の許認可を効率的に実施するためには、山口県中小企業団体中央会（以下「県中央会」という。）の専門的指導が不可欠である。

この事業は、県中央会が行う中小企業連携組織推進指導事業に要する経費に交付するものであり、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進し、もって中小企業の発展に資することを目的とする。

イ 事業概要

(ア) 補助対象事業及び対象経費

県中央会が実施する中小企業団体育成指導事業に係る補助対象事業及び対象経費は次のとおりである。

- a 指導員及び職員（以下「補助対象職員」という。）を設置して中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等を行うために要する経費のうち補助対象職員の設置及び補助対象職員の設置に附帯する指導事業の実施に要する経費
- b 中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導等の事業に要する経費
- c 県中央会指導員等の資質の向上を図るために要する経費
- d 中小企業連携組織推進指導事業を実施するために必要な備品の取得等

に要する経費

- e 地域産業実態調査事業に要する経費
- f 組合等への情報提供事業に要する経費
- g ブロック研究会の開催及び全国中央会が開催する中央研究会への参加に要する経費
- h 組合指導情報整備事業
- i 組合情報化推進研修事業に要する経費
- j 中小企業団体情報連絡員の設置に要する経費
- k 組合等活性化支援事業に要する経費
- l 連携組織支援対策事業

(イ) 補助対象事業者

県中央会

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位: 千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		96, 126	96, 892	105, 774
節	うち負担金補助及び交付金	96, 126	96, 892	105, 774
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	96, 126	96, 892	105, 774

エ 監査手続

- (ア) 山口県中小企業団体中央会補助金交付要綱、山口県補助金等交付規則、山口県中小企業団体中央会補助金の運用等を閲覧して、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているかを確認した。
- (イ) 施策的経費当初予算見積調書、補助事業実績報告書等を閲覧して、事業効果の検討を行った。
- (ウ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

オ 監査結果

- (ア) 県中央会が行っている中小企業連携組織推進状況は、以下のとおりである。県中央会は、中小企業団体育成指導事業を行っており、中小企業者の組織化や近代化を図るうえで必要なものと考えているが、近年の中小企業連携組織推進状況は活発なものとは言えない。

県中央会において指導や研修などを通じての組合活動の活性化と組織化の推進を図るよう県としても取組を強化する必要がある。(意見)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
設立組合	16	13	13	5	4	5	14	3
傘下企業	333	117	76	92	23	139	206	32

(注) 傘下企業数は設立当時のものである。

(イ) 指導員及び職員設置経費は、毎年4月1日現在の実配置数に基づき、交付税の算定根拠とされている。県中央会の補助対象職員の設置は、「山口県中小企業団体中央会補助金の運用」の中で、次のように規定されている。

設置数	中小企業者数	組合数	会員数
～15	～44,999	～609	～449
16	45,000～47,499	610～644	450～474
17	47,500～49,999	645～679	475～499
18	50,000～52,499	680～714	500～524
19～	52,500～	715～	525～

また、平成24年3月31日現在の会員数は452会員、組合数は583組合、県内中小企業者数は46,203企業である。

過去の補助対象職員の推移は次のとおりである。

年 度		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
設置数	指導員	16	16	16	15	15
	職員	1	1	0	0	0
	合計	17	17	16	15	15

直近5年間で2人減少している。また、平成24年3月31日現在の会員数、組合数及び中小企業者数とはほぼ同規模の他県中央会の平均18.2人と比較して、山口県の設置数は15人であり少ないものとなっている。これは県の定員適正化計画等に準じた定数管理を行ったものであり評価できる。

(3) 下請企業振興事業

ア 事業の目的

この事業は、下請中小企業の下請取引の円滑化を図るために、公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「やまぐち産業振興財団」という。）が行う、受注・発注の紹介、苦情・紛争に関する相談指導、調査及び情報の提供等の事業に対して交付するものであり、もって下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的とする。

イ 事業概要

(ア) 補助対象事業

やまぐち産業振興財団の行う次に掲げる事業

- a 指導員、指導補助員の設置及び設置に附帯する事業
- b 商談会等開催事業
- c 窓口相談事業
- d 取引条件改善講習会等開催事業
- e 支援体制円滑化事業
- f 支援機関等連携（人材交流強化）促進事業
- g 支援担当者能力開発事業
- h 受発注情報等収集提供事業
- i 下請企業実態調査事業
- j 国際取引情報提供事業

(イ) 補助対象事業者

やまぐち産業振興財団

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		50,968	50,032	49,892
節	うち負担金補助及び交付金	50,968	50,032	49,892
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	50,968	50,032	49,892

エ 監査手続

(ア) 下請企業振興事業費補助金交付要綱、下請中小企業振興法、山口県補助金等交付規則、平成 24 年度下請企業振興事業費補助金交付申請書等を閲覧して、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているかを確認した。

(イ) 検査調書及び補助金等の交付事務に係るチェックシート等を閲覧して、県の検査・指導が適正に行われているか等を確認した。

(ウ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

オ 監査結果

経営・技術両面における相談・助言体制整備充実による総合的な経営支援

の一つとして取引あっせんをやまぐち産業振興財団が補助事業として実施している。

その内容は、地域、業種を絞った発注情報の収集・提供を行い、受注企業のレベルに応じたあっせん、取引相談である。

年度別指標及び実績は次のとおりである。

(ア) 年度別指標

区分 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
取引あっせん件数	450 件	460 件	470 件	480 件
取引成立件数	80 件	82 件	84 件	86 件
取引成立金額	300 百万円	306 百万円	312 百万円	318 百万円

(イ) 実績

区分 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
取引あっせん件数	350 件	263 件	893 件	660 件
取引成立件数	71 件	60 件	126 件	148 件
取引成立金額	254 百万円	87 百万円	298 百万円	244 百万円

県としても、年度別指標、特に取引成立金額の達成に対してやまぐち産業振興財団を指導する必要があるものとする。(意見)

(4) 地域中小企業総合経営支援事業

ア 事業の目的

この事業は、地域の中小企業者等の創業や経営革新等を重点的に支援するため、管理者となるコーディネーターを当該地域中小企業支援センターに配置させ、創業と経営革新等に関する地域の中小企業者等の相談にきめ細かく対応できる体制の整備を図ることをもって、雇用機会の創出とともに、地域経済の活性化に資するものである。

地域中小企業総合経営支援事業は、中小企業・ベンチャー総合支援センター、都道府県等中小企業センター、他の地域中小企業支援センター及び民間中小企業支援機関等と連携を図るとともに、コーディネーター及び専門家等に民間の人材を積極的に活用し、効率的かつ効果的な支援事業を実施するものとする。

イ 事業概要

(ア) 実施主体

各地域中小企業支援センター（県内 8 か所）

(イ) 事業内容

a 窓口相談等事業

(a) コーディネーターを配置して、中小企業者等が抱える経営上の問題

に対する相談を実施する。

- (b) 創業や経営革新（第二創業）を促進するため創業出前相談を実施するとともに、創業予定者のニーズに対応した実践的な創業講座を開催する。

b 情報提供等事業

- (a) 中小企業者等が経営上必要としている情報の提供や広報を行う。
 (b) 創業予定者が必要としている支援策・創業事例等の情報やビジネスパートナー等との出会いの場（創業フォーラム）の提供等を実施する。

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		30,220	29,971	8,789
節	うち負担金補助及び交付金	8,789	8,789	8,789
	うち委託料	21,431	21,182	
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	21,431	21,182	
	一般財源	8,789	8,789	8,789

エ 監査手続

- (ア) 地域中小企業総合経営支援事業費補助金交付要綱、地域中小企業総合経営支援事業実施要領、山口県補助金等交付規則及び平成 24 年度地域中小企業総合経営支援事業費補助金交付申請書等を閲覧して、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているか等を確認した。
- (イ) 地域中小企業総合経営支援事業業務仕様書、予算執行計画書及び予定価格調書等を閲覧して、委託契約が適正に行われているか等を確認した。
- (ウ) 業務実績報告書、業務検査調書を閲覧して、委託成果品の検査及び履行が適時、適切に行われているか確認した。
- (エ) 当初予算見積調書、創業支援連絡会議の開催資料等を閲覧して事業効果の検討を行った。

オ 監査結果

地域中小企業支援センター、やまぐち産業振興財団、日本政策金融公庫、県内各金融機関の起業化支援アドバイザー並びに県をメンバーとする創業支援連絡会議を行って、地域中小企業総合経営支援事業の取組及び創業支援策等について意見交換や報告が行われている。このような創業支援の取組は、各メンバーにおいてもそれぞれ個々に行われており、この創業支援連絡会議

は情報交換の場となっている。地域において、この創業支援連絡会議が核となって創業支援の取組が一元的に行われるよう県としても働きかけが必要と考える。(意見)

(5) 信用保証料率低減事業

ア 事業の目的

この事業は、山口県中小企業制度融資（以下「制度融資」という。）を利用する中小企業の信用保証料負担を軽減し、中小企業の経営基盤の強化を図るため、山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が制度融資の各資金について、制度融資保証料率に引き下げたことによる保証料収入の減収額に相当する額を補助するものである。

イ 事業概要

(ア) 補助対象事業

保証協会が制度融資の各資金について、別表1から別表8までに定める制度融資保証料率に引き下げたことによる補助事業である。対象となる補助金の額は、平成14年4月1日以後に保証協会が債務保証した制度融資の各資金について、当該年度の4月1日及び属する年の1月から12月までの各月末における保証債務残高の平均額にそれぞれ、別表第1から第8までのうち適用される補助率を乗じた金額の合計である。

各年度の適用される補助率（省略）は年度ごとに決められている。

- a 平成14年4月1日から平成16年3月31日までの債務保証
別表第1（省略）
- b 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの債務保証
別表第2（省略）
- c 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの債務保証
別表第3（省略）
- d 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの債務保証
別表第4（省略）
- e 平成19年4月1日から平成19年9月30日までの債務保証
別表第5（省略）
- f 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの債務保証
別表第6（省略）
- g 平成20年4月1日から平成24年3月31日までの債務保証
別表第7（省略）
- h 平成24年4月1日以降の債務保証
別表第8（省略）

(イ) 補助対象事業者

山口県信用保証協会

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		211,914	214,695	218,988
節	うち負担金補助及び交付金	211,914	214,695	218,988
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	211,914	214,695	218,988

エ 監査手続

山口県信用保証料率低減事業補助金交付要綱、山口県補助金等交付規則及び平成 24 年度信用保証料率低減事業補助金交付申請書等を閲覧して、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているか等を確認した。

オ 監査結果

(ア) 補助事業の対象となった制度融資の各年度の実行額は下記のとおりであり、平成 21 年度から平成 23 年度は減少しているが、平成 24 年度は前年度と比較して増加している。

制度融資の各年度の実行額 (単位：千円)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
57,570,882	48,748,351	40,046,314	40,214,730

(イ) 平成 24 年度限りの事業として、信用保証料率低減事業とは別事業として「緊急雇用促進保証料特別支援事業」が創設されている。

この事業は、中小企業制度融資の利用を通じ、離職者や若年者を積極的に雇用する中小企業者に対し、信用保証料に係る特別支援を行うものであり、制度融資のうち、離職者等の雇用促進に係る資金の借入に係る信用保証料率について、現行料率を 2 分の 1 に引き下げ、保証料収入の減収額に相当する額を保証協会に補助するものである。

当該事業の県の当初予算は、13,200 千円であるのに対して、実行額は 520 千円と極めて僅少なものとなっている。

(ウ) 信用保証率を低減させることで中小企業者の経営基盤の強化を図ることが目的であるのであれば、その目的が達成されたかを分析する必要がある、

県の信用保証料補助額の増減等の検討が必要と考える。(意見)

(6) 損失補償

ア 事業の目的

この事業は、県の中小企業制度融資（以下「制度融資」という。）のうち、政策的に推進していく必要があり、信用リスクが高い資金について、山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が負担する信用リスクの一部を県が引き受ける（保証協会が負担する代位弁済の一部を補填する）ことにより、保証協会の積極的な保証承諾を推進し、中小企業の金融円滑化を図るものである。

なお、保証協会は、「信用保証協会法」（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づく認可法人であり、中小企業者等が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的な保証人となって資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する機関である。

イ 損失補償の仕組み

(ア) 中小企業制度融資は民間金融機関の融資として行われるが、中小企業は大企業に比べて担保力等が不足しているため、民間金融機関からの融資が行われない場合がある。

このため、制度融資は、中小企業の担保力や信用力を補完するため、民間金融機関から融資が実行される際に、保証協会がこの債務を保証し、中小企業は保証料を支払っている。

また、保証協会は、この債務保証に対する保険契約を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）と締結している。

(イ) 融資を受けた中小企業が倒産等により借入金の返済ができなくなったときは、保証協会は融資金融機関に代位弁済を行い、保証協会は代位弁済先の中小企業に対して、求償権を取得し、求償権の回収を図る。

(ウ) この代位弁済額のうち、70 又は 80%は保険金として公庫から支払われ、残りの 30 又は 20%は保証協会が負担することになる。

平成 24 年度は、県の制度融資のうち、6 資金「経営安定資金」、「経営支援特別資金」、「円高対策緊急資金」、「経営力強化支援資金」、「ベンチャー企業成長支援資金」及び「経営活力再生資金」について、損失補償を設定し、保証協会が負担する損失部分の 70%（経営活力再生資金は 1/3）について県が補償することにより、代位弁済による保証協会の損失をカバーするものである。

(エ) 保証協会が求償権を回収した場合は、損失補償に対応した部分は県に、保険金に対応した部分は公庫に納付される。

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		248,627	208,159	232,329
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	33,632	60,842	59,223
	一般財源	214,995	147,317	173,106

エ 監査手続

経営金融課の担当者に対する質問、代位弁済額及び損失補償金一覧表等の関係資料の閲覧並びに中国地方の他県の保証協会の財務内容等の調査を行い、事業の検討を行った。

オ 監査結果

(ア) 過去 5 年間の損失補償設定資金に係る保証承諾額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

資 金 名	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
経営安定資金	17,548,868	18,976,506	30,917,410	27,489,480	9,760,140
経営支援特別資金	8,796,644	6,946,810	—	13,060,730	14,395,870
円高対策緊急資金	1,503,200	—	—	—	—
経営力強化支援資金	429,000	—	—	—	—
ベンチャー企業成長支援資金	10,000	0	0	20,000	20,000
経営活力再生資金	0	0	0	0	140,000
緊急経営改善支援資金	—	—	—	—	1,785,000
合 計	28,287,712	25,923,316	30,917,410	40,570,210	26,101,010

平成 22 年度をピークにして、平成 23 年度、24 年度と経営安定資金の保

証承諾額が減少している。また、平成 23 年度以降、経営支援特別資金の保証承諾額が増加している。

(イ) 保証協会の平成 24 年度の財務状況等は下記の表のとおりである。

中国地方の他県の保証協会と比較すると、基本財産及び保証債務残高は、広島県、岡山県に次いで第 3 位であり、正味財産割合は島根県に次いで第 2 位である。また、平成 24 年度の保証承諾額は広島県に次いで第 2 位の 1,387 億円の保証承諾を実施している。

		山 口 県	広 島 県	岡 山 県	島 根 県	鳥 取 県
財務状況	基本財産（億円）	192	293	268	188	109
	（うち基金）	(71)	(59)	(55)	(52)	(45)
	（うち基金準備金）	(121)	(234)	(213)	(135)	(63)
	正味財産（億円）	263	400	400	240	143
	保証債務残高（億円）	2,748	6,785	3,856	1,959	1,504
	総資産（億円）	3,091	7,427	4,820	2,572	1,703
	正味財産割合	8.51%	5.39%	8.30%	9.33%	8.40%
取扱額	保証承諾額（億円）	1,387	3,055	1,106	463	472
	代位弁済額（億円）	49	123	87	50	28

(ウ) 損失補償は限度が設けられている（損失補償契約書第 2 条）。

県による損失補償が十分に行われない場合、保証協会の保証審査がより厳格化され、積極的な保証承諾が行われにくくなると考えられる。一方では、県が損失補償する必要があるかどうか、また、県の損失補償の負担割合 70%（経営活力再生資金は 1/3）が妥当かどうか検討を行う必要がある。県の損失補償の負担割合を少なくすれば、保証協会の財務状況への影響が考えられるが、その影響の程度についても検討を行う必要がある。（意見）

(7) 貸付管理費

ア 事業の目的

この事業は中小企業近代化資金特別会計において行う小規模企業者等設備導入資金助成制度に係る貸付事業等に必要な経費を計上し、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

戦後、各都道府県の施策として、中小企業の老朽化設備の近代化が促進されてきたが、これを更に積極的に実施するため、昭和 29 年度から、国が都道府県に実質的な無利子貸付けを行い、都道府県を通じて間接的に中小企業への貸付けを行う事業が制度化された。この制度の恒久化を図るため、「中小企

業振興資金助成法」(昭和31年法律第115号)が制定され、各都道府県が特別会計を設置し国からの補助を受けて中小企業に貸付ける現行制度の運営が開始された。昭和38年には「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)が制定され、さらに「中小企業近代化促進法」(昭和38年法律第64号)も制定された。この「中小企業近代化促進法」は、業種別の近代化計画を作成し、これに沿った中小企業の設備の近代化に対して、中小企業金融公庫、国民金融公庫の低利融資、設備の特別償却等を行うというものであった。

これに合わせ本制度も同年に改正され、「中小企業振興資金助成法」(昭和31年法律第115号)から「中小企業近代化資金助成法」に名称を変更し、対象業種を「中小企業近代化促進法」の指定業種と連動させ、その業種ごとに対象設備を指定することとなった。なお、この制度には当初、組合等に対する貸付けも含まれていたが、組合等への貸付けは「中小企業高度化資金」に分けられ、昭和42年に制定された中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)に基づく高度化資金となった。

設備近代化資金貸付制度は、設備金額の半額を自己負担する必要があり、零細企業には利用しがたい面があった。このため、昭和41年、小規模企業向けの設備貸与制度(割賦販売)が創設され、名称を「中小企業近代化資金助成法」から「中小企業近代化資金等助成法」に改めた。平成11年12月の改正において、資金の貸付対象者を「中小企業」から「小規模企業者及びこれに準ずる者及び創業者」に変更するとともに、支援対象となる設備の範囲も、個別業種ごとに指定する「近代化設備」から「経営基盤の強化のための設備及び創業のため必要な設備」に変更し、現在に至っている。

イ 事業概要

(ア) 小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化に必要な設備を導入する場合に、設備資金の一部を貸付ける事業を行う公益財団法人やまぐち産業振興財団に対し、人件費及び事務費の一部を補助する。

(イ) 中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金に係る債権回収等の事務費である。具体的には、次の委託業務である。

- a 中小企業設備近代化資金
 - ・ 中小企業診断業務(設備導入等促進診断)
 - ・ 設備近代化資金貸付事務等委託
- b 中小企業高度化資金
 - ・ 中小企業高度化診断
 - ・ 債権回収業務委託
 - ・ 担保不動産競売
 - ・ 訴訟等法的措置債権回収等経費

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位: 千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		36,893	52,002	57,128
節	うち負担金補助及び交付金	17,857	17,840	17,877
	うち委託料	18,294	16,724	38,725
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	31,882	48,410	85,796
	一般財源	16,981	34,168	16,894

エ 監査手続

(ア) 小規模企業者等設備資金貸付管理費補助金交付要綱及び山口県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱等を閲覧して、やまぐち産業振興財団に対して、補助金が適正に支出されているか等を確認した。

(イ) 小規模企業設備導入診断要領、設備導入等促進診断事業業務委託取扱要領、委託契約書及び実績報告書等を閲覧して、委託契約の履行が適時、適切に行われているか等を確認した。

オ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(8) 小規模企業者等設備導入資金

ア 事業の目的

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とし、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和 31 年法律第 115 号)に基づき、設備資金貸付事業並びに設備貸与事業を行う公益財団法人やまぐち産業振興財団(以下「やまぐち産業振興財団」という。)に対し、県は当該事業を行うのに必要な額(設備貸与事業においては必要な金額の 1/2 以内)を無利子で貸付けるものである。

イ 事業概要

区 分	資金貸付事業	設備貸与事業
対 象 者	小規模企業者等又は創業者 *原則 20 人以下(卸・小売・サービス業は 5 人以下) *特認企業は 50 人以下	
貸与・貸付	4,000 万円(所要資金の 1/2 以内)	8,000 万円

限度額	*限度額等の特例（6,000万円 貸付割合 2/3） ・創業後1年以上の創業者 ・中小企業新事業活動促進法 関連	
利子等	無利子	割賦損料率 年 2.00% リース料率 月額 3.2%以内
償還期間	7年以内（公害防止施設は12年以内）	
保証人・担保	連帯保証人が必要（物的担保が必要な場合あり）	

ウ 決算額の内容及び財源内訳

（単位：千円）

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		293,417	252,181	301,590
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	293,417	252,181	301,590
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	2,576,972	2,450,175	2,278,334
	一般財源			

エ 監査手続

（ア）小規模企業者等設備導入資金助成法、小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則及び山口県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱等を閲覧して、やまぐち産業振興財団に対して、貸付けが適正に行われているかを確認した。

（イ）担当者に対して、小規模企業者等設備導入資金制度の概要、推移について質問を行った。

オ 監査結果

過去5年間の実績は下記のとおりである。

（単位：件、千円）

		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
資 金 貸 付 事 業	件数	14	16	13	12	21
	金額	221,553	210,338	209,058	120,592	239,808
	貸付残高	578,230	737,123	746,902	742,370	854,299

設備貸 与事業	件数	7	11	15	21	14
	金額	143,728	83,686	185,064	311,790	265,330
	貸付残高	869,635	1,022,624	1,254,150	1,417,189	1,539,494

*上記は、やまぐち産業振興財団から小規模事業者への貸付・貸与実績である。

本制度は、平成25年6月17日、第183回通常国会で成立、同21日に公布された「小規模事業の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」により、平成26年度末をもって廃止されることとなっている。

本制度の利用は、小規模企業の設備投資の減少等の要因により、貸付枠に対し低率で推移している。小規模企業者等の金融支援として一定の役割を果たすものであり、制度廃止後の代替策の検討等が必要と考える。(意見)

(9) 新事業活動支援設備貸与事業資金

ア 事業の目的

中小企業者の新事業展開及び経営革新等を図るため、公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「やまぐち産業振興財団」という。）が行う設備貸与事業に対し、県は事業に必要な金額の1/2を無利子で貸付けるものである。

イ 事業概要

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信、環境、福祉・医療、生活文化関連分野に属する企業 ・中小企業新事業活動促進法の認定企業等 <p>*従業員規模21人以上300人以下</p>
貸与限度額	10,000万円
利 子 等	割賦損料率 年2.00% リース料率 月額3.2%以内
償 還 期 間	7年以内
保証人・担保	連帯保証人が必要（物的担保が必要な場合あり）

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位:千円)

年 度		平成24年度	平成23年度	平成22年度
決 算 額		37,455	74,550	98,234
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	37,455	74,550	98,234
財源内訳	国庫支出金			
	その他	114,702	98,090	98,234
	一般財源			

エ 監査手続

- (ア) 新事業活動支援設備貸与事業実施要綱、新事業活動支援設備貸与事業に係る業務方法基準及び新事業活動支援設備貸与事業資金貸付申請書等を閲覧して、やまぐち産業振興財団に対して、貸付けが適正に行われているか確かめた。
- (イ) 新事業活動支援設備貸与事業遂行状況報告書を閲覧並びに担当者に対して質問を行って、その事業効果の検討を行った。

オ 監査結果

過去5年間の実績は下記のとおりである。

(単位: 件、千円)

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
件数	2	3	6	5	4
金額	74,910	149,100	200,000	160,096	160,274
残高	546,942	638,914	691,961	665,504	672,784

*上記は、やまぐち産業振興財団から小規模事業者への貸付・貸与実績である。

過去5年平均で、貸付枠の約7割の利用実績があり、中小企業の金融支援策として一定の成果をあげているものとする。

本制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備貸与制度(以下「国貸与制度」という。)を補完する制度であるが、国貸与制度は平成26年度末に廃止されることから、廃止後の本制度のあり方について検討する必要がある。(意見)

(10) 中小企業制度融資

県は、信用力や担保力の不足のため、金融ベースに乗りにくい中小企業に対して、県から預託する原資と金融機関の資金を協調し、信用補完制度を活用しながら、低利・長期の事業資金を供給することにより、民間金融機関等の融資の質的・量的補完を行い、中小企業の経営の安定・強化に資するために中小企業制度融資を設けている。

この制度の中において、融資を希望するものに対しては次のような条件が付されている。

ア 規模の制限

中小企業であることが必要であり、その要件は下表のとおりで、業種ごとに要件が異なっている。

この中で、「中小企業者」は、「資本金又は出資の総額」又は「従業員数」のいずれかに該当することが必要である。

また、小規模企業者向けに融資利率等で有利な制度を設けているが、この

場合には、小規模企業者の要件である従業員の基準を充たすことが必要である。

業 種	資本金又は出資の総額	従業員数
工業等	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

イ 業種の制限

農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種に限定されている。

ウ 事業歴

県内に事業所を有し、6か月以上継続して事業を行っていることが必要である。(一部資金については、この要件を緩和し新規開業等も対象としている。)

エ 資金使途の制限

事業資金であることが必要であり、転売用不動産の取得とみられるものなど資金使途によっては、対象とならない。

オ その他

事業税の滞納がないこと、山口県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の求償権先でないこと等の条件がある。

なお、平成19年10月1日から、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者への経営支援などを行うことを目的とした「責任共有制度」が全国一律に導入されている。

県制度融資は、大まかに経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金及び経営安定支援資金の4種類に分けられ、平成24年度当初予算においては、新規融資枠800億円を確保するとともに創業や雇用創出・経営安定の支援など、中小企業によって異なる様々なニーズに対応するため、事業の目的や資金使途に応じて、21の資金メニューが用意されている。

中小企業制度融資の平成24年4月1日現在の概要は次のとおりである。

(単位:百万円)

制 度 名		融資対象及び融資限度額	平成24年度末残高
経営基盤強化資金	産業集積活性化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・産業構造の転換・高度化、人口定住の促進等に資する大規模で先進的な工場の整備等に必要な資金 ・地域の中核となるような商業・サービス業等の大規模施設の整備等に必要な資金 ・環境産業マルチパーク構想に基づき、環境・エネ 	662

経営基盤強化資金		ルギー・IT産業の集積に資する先進的な工場等の整備等に必要な資金 融資限度額 500百万円（運転資金 50百万円限度）	
	雇用創出支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6ヵ月以内に1人以上の常用雇用の増加が確実に見込まれるものが必要とする資金 ・全体の雇用の減少を伴わずに、定年退職等の補充として平成24年4月以降に1人以上の県内の新卒未就職者（新卒3年以内）又は若者就職支援センター登録者等を雇用し、又は、今後6ヵ月以内に雇用することが確実に見込まれるものが必要とする資金 ・県内の事業所の雇用の減少を伴わずに、管理部門や生産部門を集約するために、今後6ヵ月以内に県外の事業所の常用雇員を県内へ配置転換し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるものが必要とする資金 ・障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上雇用することが確実に見込まれるものが必要とする資金 融資限度額 280百万円（運転資金 50百万円限度）	5,844
	若年者雇用対策資金	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の減少を伴わずに、若年者を2人以上常用雇用する中小企業者等が必要とする資金 融資限度額 280百万円（運転資金 50百万円限度）	548
	離職者緊急雇用対策資金	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の減少を伴わずに、離職者を2人以上常用雇用等する中小企業者等が必要とする資金 融資限度額 280百万円（運転資金 50百万円限度） *短期雇用の場合は、30百万円限度	392
	子育て支援等環境整備資金	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届け出た中小企業者等が、働きやすい雇用環境の整備を図るために必要な資金 	0

経営 基盤 強化 資金			融資限度額 50 百万円（運転資金 20 百万円限度）	
	地域産業活性化資金		<ul style="list-style-type: none"> ・ショーウィンドー等の統一化や特色化など商店街振興組合等のまちづくり計画に合わせた店舗の改装等に必要な資金 ・商店街の空き店舗を利用した事業に必要な資金 ・テナントミックス実現のための業種転換等に必要な資金 ・観光事業を営む中小企業者等が行う観光施設の整備拡充に必要な資金 ・事業継続が困難となっている事業者からの事業承継に必要な資金 融資限度額 100 百万円（運転資金 50 百万円限度）	16
	設備投資拡大支援資金		<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資により生産量、受注量又は販売量等の増大を図るために必要な資金 融資限度額 280 百万円（運転資金 50 百万円限度）	3,278
	事業円滑化資金		<ul style="list-style-type: none"> ・経営円滑化のために必要とする長期運転資金 ・工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等に必要な資金 融資限度額 200 百万円（運転資金 50 百万円限度）	3,865
	組合事業資金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合等が必要とする資金 融資限度額 250 百万円（運転資金 50 百万円限度）	157
	緊急対策資金		<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な経済上の緊急事態に直面している中小企業者等が必要とする資金 融資限度額 別に定めるところによる。	—
創業・新事業展開	起業化支援資金	新規創業枠	<ul style="list-style-type: none"> ・起業化支援アドバイザー又は地域中小企業支援センター等からビジネスプランについて推薦を受け、新たに事業を開始（開業して6ヵ月以内のものを含む）するものが必要とする資金 融資限度額	1,394

創業・新事業展開支援資金		20 百万円又は所要額の 80%のいずれか低い額	
	再チャレンジ枠	<ul style="list-style-type: none"> 再起業を行おうとするもの又は既に再起業をしているもの（いずれも申込時点で過去の廃業等の日から5年を経過していないものに限る）であって、早期転換・再挑戦支援窓口を設置する商工会議所等の推薦を受けたものが必要とする資金 融資限度額 10 百万円	
	ベンチャー企業成長支援資金	<ul style="list-style-type: none"> 大学発ベンチャー企業や産業技術センター等との連携の下に新製品・新技術等の開発を行うもの（会社）が必要とする資金 産学官連携の共同研究による成果を実用化するもの（会社）が必要とする資金 高度な技術と専門的な知識を生かして、新事業を行うもの（会社）が必要とする資金 融資限度額 50 百万円（運転資金 20 百万円限度）	48
新事業展開等支援資金	<ul style="list-style-type: none"> 県中小企業支援センター又は地域中小企業支援センター等からビジネスプランについての推薦を受けて新たな取組を行うものが必要とする資金 知的クラスター創成事業等として山口県の認定を受けて商品開発等を行うものが必要とする資金 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定計画に基づき経営資源活用新事業を行うものが必要とする資金 中小企業新事業活動促進法の承認計画に基づき経営革新のための事業を行うものが必要とする資金 中小企業新事業活動促進法の認定計画に基づき新連携のための事業を行うものが必要とする資金 中小ものづくり高度化法の認定特定研究開発等計画に基づき事業を行うものが必要とする資金 県技術革新計画承認制度の承認計画に基づき技術革新のための事業を行うものが必要とする資金 建設業など国が指定する不況業種であって、新たに経営の多角化を図るものが必要とする資金 	39	

創業・新事業展開支援資金		融資限度額 100 百万円（運転資金 50 百万円限度）	
	地域資源活用支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・農商工等連携促進法又は中小企業地域資源活用促進法の認定計画に基づき事業を行うものが必要とする資金 ・県中小企業支援センター又は地域中小企業支援センター等からビジネスプランについての推薦を受けて、農商工連携や県の指定する地域資源の活用による事業展開を行うものが必要とする資金 ・公共工事地産地消推進モデル事業など県製品の消費や利用を促進する事業を行うものであって、一定の要件を満たすものが必要とする資金 融資限度額 100 百万円（運転資金 50 百万円限度）	2
小規模企業支援資金	小規模企業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業《常用雇用者数が 20 人（商業・サービス業の場合は 5 人）以下》が必要とする資金 ただし、無担保、無保証人制度については次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 保証協会の保証を付した融資（信用保険を付したものに限り）を利用していないもの 2 無担保、無保証人制度のみを利用しているもの 融資限度額 25 百万円（SN 保証 5 号対象者 80 百万円） （無担保無保証 12.5 百万円）	7,580
	小規模企業支援小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業《常用雇用者数が 20 人（商業・サービス業の場合は 5 人）以下》が必要とする資金で、既存の保証協会の保証付き融資の残高（根保証においては融資極度額）との合計で 1,250 万円以下となるもの 融資限度額 12.5 百万円	2,724
	季節資金（夏季資金）	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季のボーナス支給その他諸決済に必要な資金 融資限度額 別に定める。	0
	季節資金（年末資金）	<ul style="list-style-type: none"> ・年末のボーナス支給その他諸決済に必要な資金 融資限度額	0

		別に定める。	
経営安定支援資金	経営安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号の規定に基づき、その住所地を管轄する市町長の認定を受けたものが必要とする資金 ・ 災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているものが必要とする資金 ・ 取引先の再生手続開始申立等により債権の回収が困難となっているものが必要とする資金 ・ 経営の安定に著しい支障が生じている企業で、商工会議所等の推薦を受けたものが必要とする資金 ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号又は第2号に規定する中小企業者等で、「東日本大震災復興緊急保証」を利用するものが必要とする資金 融資限度額 80 百万円	58,670
	経営支援特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上の減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等が経営合理化等により業況回復を図るために必要な資金 融資限度額 80 百万円	24,860
	円高対策緊急資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円高の影響等により、企業収益の悪化や輸出入関連企業との取引の減少など、経営の安定に支障を生じている中小企業者等が必要とする資金 融資限度額 80 百万円	1,441
	経営活力再生資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県中小企業再生支援協議会が再生計画を承認した中小企業者等で、融資について再生支援協議会の推薦を受けたものが必要とする資金 融資限度額 100 百万円（借換充当不可）	310

また、県が金融機関に拠出している預託金の平成24年度の支出額は次のとおりであり、この預託金は金融機関が中小企業者へ貸し出す際の貸出原資の一部及び低利融資の利差補填に使用されている。制度融資で預託している金融機関のうち、山口銀行及び西京銀行については、県が両金融機関に対し借

入金債務を負っていることから、定期性預金等（有利子）で預託している。

（単位：千円）

資 金 名	支 出 額 累 計		合 計
	過年度分	当年度分	
経営基盤強化資金	8,406,500	1,047,100	9,453,600
創業・新事業展開支援資金	623,400	177,600	801,000
小規模企業支援資金	4,421,100	2,530,010	6,951,110
経営安定支援資金	27,074,900	10,814,400	37,889,300
合計	40,525,900	14,569,110	55,095,010

（10-1）経営基盤強化資金

ア 事業の目的及び概要

経営基盤強化資金は、経営基盤の強化を図る中小企業者が必要とする資金の融通を円滑にして、中小企業者の経営の発展強化を図るための資金であり、次のとおり10の資金メニューがある。

資金名	融資枠 （ ）は新規枠 千円	予算額 千円	融資利率 （ ）は責任共有制度対象外の 場合	保証 料率 年%	融資期間 （ ）は据置期間 年以内
産業集積活性化資金	3,155,223 (2,000,000)	719,500	5年以内 2.2 (2.0) 5年超 10年以内 2.3 (2.1) 10年超 2.5 (2.3) *保証無は（ ）の利率に 0.3%加算	0.34 ～ 1.76	運転 5 (1) 設備 20 (2)
雇用創出支援資金	15,803,913 (5,000,000)	5,655,200	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 10年以内 2.0 (1.8) 10年超 2.2 (2.0)	0.34 ～ 1.76	運転 5 (1) 設備 15 (2)
若年者雇用対策資金	1,052,354 (1,000,000)	611,900	5年以内 1.2 (1.0) 5年超 1.3 (1.1)	0.17 ～ 0.88	10 (2)
離職者緊急雇用対策資金	2,240,016 (2,000,000)	1,505,300	5年以内 1.2 (1.0) 5年超 1.3 (1.1)	0.17 ～ 0.88	10 (2)
子育て支援等環境整備資金	481,887 (500,000)	205,000	5年以内 1.6 (1.4) 5年超 1.7 (1.5)	0.34 ～ 1.76	運転 5 (1) 設備 10 (2)
地域産業活性	417,994	99,800	5年以内 2.2 (2.0)	0.34	運転 5 (1)

化資金	(400,000)		5年超 10年以内 2.3 (2.1) 10年超 2.5 (2.3)	～ 1.76	設備 15 (2)
設備投資拡大 支援資金	5,552,266 (2,000,000)	1,370,900	5年以内 2.2 (2.0) 5年超 10年以内 2.3 (2.1) 10年超 2.5 (2.3)	0.34 ～ 1.76	運転 5 (1) 設備 15 (2)
事業円滑化資 金	11,421,414 (2,500,000)	2,335,700	5年以内 2.4 (2.2) 5年超 10年以内 2.6 (2.4) 10年超 2.7 (2.5)	0.34 ～ 1.76	運転 5 (1) 設備 15 (2)
組合事業資金	781,330 (600,000)	229,900	5年以内 2.2 (2.0) 5年超 2.3 (2.1) *保証無は()の利率に 0.3%加算	0.34 ～ 1.76	運転 5 (6月) 設備 10 (1)
緊急対策資金	500,000 (500,000)	166,700	別に定めるところによる。		
過年度資金	3,422,823 (-)	1,385,400	-	-	-
合 計	44,829,220 (16,500,000)	14,285,30 0	-	-	-

イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位: 千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		9,453,600	19,591,400	25,089,500
節	うち負担金補助及び交付 金			
	うち委託料			
	うち貸付金	9,453,600	19,591,400	25,089,500
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	9,455,336	19,591,400	25,106,409
	一般財源	△1,736	△5,010	△16,909

ウ 監査手続

(ア) 山口県中小企業融資制度要綱、山口県中小企業制度融資取扱要領、若年者雇用対策資金融資要綱、離職者緊急雇用対策資金融資要綱、予算見積調書及び個別事業の検証・見直し調書等の閲覧並びに担当者への質問を行い、経営基盤強化資金の概要及び貸付の状況を確認した。

(イ) 中国地区における他県の制度融資についての資料をもとに、担当者にヒヤリングを実施した。

(10-2) 創業・新事業展開支援資金

ア 事業の目的及び概要

創業・新事業展開支援資金は、創業時や新分野進出を行う中小企業者が必要とする事業資金の融通を円滑にして企業経営の発展強化を図るための資金であり、次のとおり4つの資金メニューがある。

資金名	融資枠 ()は新規枠 千円	予算額 千円	融資利率 ()は責任共有制度対 象外の場合	保証 料率 年%	融資期間 ()は据置期間 年以内
起業化支援資金	3,889,844 (2,500,000)	1,420,400	—	—	—
新規創業枠	—	—	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	10(2) 運転のみは 5(1)
再チャレンジ枠	—	—	5年以内 1.7 5年超 1.8	0.65	10(2) 運転のみは 5(1)
ベンチャー企業成長支援資金	480,171 (500,000)	154,800	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 5(1) 設備 10(2)
新事業展開等支援資金	1,093,446 (1,000,000)	371,900	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 5(1) 設備 10(2)
地域資源活用支援資金	1,073,900 (1,000,000)	362,700	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ~ 1.76	運転 5(1) 設備 10(2)
合計	6,537,361 (5,000,000)	2,309,800	—	—	—

イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		801,000	837,200	946,800
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	801,000	837,200	946,800
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	801,119	837,366	947,322
	一般財源	△119	△166	△522

ウ 監査手続

(ア) 山口県中小企業融資制度要綱、山口県中小企業制度融資取扱要領、予算見積調書及び個別事業の検証・見直し調書等の閲覧並びに担当者への質問を行い、創業・新事業展開支援資金の概要及び貸付の状況を確認した。

(イ) 中国地区における他県の制度融資についての資料をもとに、担当者にヒヤリングを実施した。

(10-3) 小規模企業支援資金

ア 事業の目的及び概要

小規模企業支援資金は、小規模企業が必要とする事業資金の融通を円滑にして、企業経営の安定強化を図るための資金であり、次のとおり3つの資金メニューがある。

資金名	融資枠 ()は新規枠 千円	予算額 千円	融資利率 ()は責任共有制度対象外 の場合	保証 料率 年%	融資期間 ()は据置期間 年以内
小規模企業 支援資金	21,409,604 (11,500,000)	11,353,700	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	0.34 ～ 1.76	10 (2)
小規模企 業支援小 口資金	3,998,857 (2,000,000)	1,465,800	5年以内 1.7 5年超 1.8	0.40 ～ 1.76	運転 5 (6月) 設備 7 (6月)
季節資金 (夏季資金)	6,000,000 (6,000,000)	1,293,000	別に定める。		5月 (一括償還)
季節資金	6,500,000	1,400,800	別に定める。		5月 (一括償還)

(年末資金)	(6,500,000)			
合計	37,908,461 (26,000,000)	15,513,300	—	—

イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		6,951,110	10,044,900	11,477,200
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	6,951,110	10,044,900	11,477,200
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他	6,952,206	10,046,882	11,481,574
	一般財源	△1,096	△1,982	△4,374

ウ 監査手続

(ア) 山口県中小企業融資制度要綱、山口県中小企業制度融資取扱要領、予算見積調書及び個別事業の検証・見直し調書等の閲覧並びに担当者への質問を行い、小規模企業支援資金の概要及び貸付の状況を確認した。

(イ) 中国地区における他県の制度融資についての資料をもとに、担当者にヒヤリングを実施した。

(10-4) 経営安定支援資金

ア 事業の目的及び概要

経営安定支援資金は、経営的環境の変化等により業況が悪化している中小企業者が必要とする資金の融通を円滑にして、企業経営の安定を図るための資金であり、次のとおり3つの資金メニューがある。

資金名	融資枠 ()は新規枠 千円	予算額 千円	融資利率 ()は責任共有制度対 象外の場合	保証 料率 年%	融資期間 ()は据置期間 年以内
経営安定資金	69,257,090 (16,000,000)	25,790,700	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)	0.34 ～ 1.76	10 (2)
経営支援特別資金	26,232,709 (8,000,000)	10,216,000	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)	0.34 ～ 1.76	10 (2)

円高対策緊急資金	7,705,049 (8,000,000)	3,026,600	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)	0.34 ～ 1.76	10 (2)
合計	103,194,848 (32,000,000)	39,033,300	—	—	—

イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		37,889,300	26,467,200	22,316,000
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金	37,889,300	26,467,200	22,316,000
財源内訳	国庫支出金			
	その他	37,895,617	26,472,052	22,326,081
	一般財源	△6,317	△4,852	△10,081

ウ 監査手続

(ア) 山口県中小企業融資制度要綱、山口県中小企業制度融資取扱要領、経営支援特別資金融資要綱、予算見積調書及び個別事業の検証・見直し調書等の閲覧並びに担当者への質問を行い、経営安定支援資金の概要及び貸付の状況を確認した。

(イ) 中国地区における他県の制度融資についての資料を基に、担当者にヒヤリングを実施した。

(10-5) 経営活力再生資金

ア 事業の目的及び概要

経営活力再生資金は、山口県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、経営破綻の未然防止と再生を図ろうとする中小企業者等に長期資金を融通することにより、企業の再生と地域経済活性化の促進を図るための資金である。

資金名	融資枠 ()は新規枠 千円	予算額 千円	融資利率 ()は責任共有制度 対象外の場合	保証 料率 年%	融資期間 ()は据置 期間 年以内
経営活力再生資金	973,845 (500,000)	—	取扱金融機関所定の利率	0.34 ～ 1.76	10 (2)

イ 決算額の内容及び財源内訳

(単位: 千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		—	—	—
節	うち負担金補助及び交付金	—	—	—
	うち委託料	—	—	—
	うち貸付金	—	—	—
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	—
	その他	—	—	—
	一般財源	—	—	—

ウ 監査手続

(ア) 山口県中小企業融資制度要綱、山口県中小企業制度融資取扱要領、経営活力再生資金融資要綱、予算見積調書及び個別事業の検証・見直し調書等の閲覧並びに担当者への質問を行い、経営活力再生資金の概要及び貸付の状況を確認した。

(イ) 中国地区における他県の制度融資についての資料を基に、担当者にヒヤリングを実施した。

(10-6) 経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金、経営安定支援資金及び経営活力再生資金の監査結果

県の制度融資について過去5年間の予算、融資枠及び実績は次のとおりである。

(単位: 千円)

項目 \ 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	当初予算額	64,247,100	76,291,228	77,606,154	72,432,400
補正後予算額	60,748,600	76,291,228	60,329,500	59,626,000	55,261,710
当初新規融資枠	65,000,000	87,000,000	87,000,000	80,000,000	80,000,000
補正後最大融資枠	69,000,000	87,000,000	87,000,000	84,000,000	81,000,000
新規融資件数	4,356 件	4,451 件	4,271 件	3,857 件	3,770 件
新規融資額	52,043,418	57,570,882	48,748,351	40,046,314	40,214,730
貸付額	60,248,600	63,177,500	59,829,500	56,940,700	55,095,010

平成 23 年 10 月 31 日山口県金融経済情勢によれば、「県内景気は、持ち直しの動きが続いている。」とされているものの、先行きについては海外経済を巡る不確実性やそれらに端を発する為替・金融資本市場の変動が生産や輸出に及ぼす影響等について、一段と注意深く見ていく必要があるとされ、県内中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年度予算においては、①円高などの厳しい経営環境にある中小企業に対する金融セーフティネットの充実、②小規模企業者への資金繰り支援の継続、③離職者や若年者の雇用確保に努める中小企業への継続支援のため、予算額及び融資枠を確保している。

また、中小企業制度融資については、中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にして、その経営の安定及び強化を図り、中小企業の振興に資することを目的としている。

したがって、県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、景況等を注視し、必要に応じて資金の見直し等を行う必要がある。(意見)

(1 1) 一般会計繰出金及び公債元利金

ア 事業の目的

一般会計繰出金は、中小企業高度化資金償還金のうち一般会計への繰出金であり、また、公債元利金は、中小企業高度化資金償還金のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金である。

なお、中小企業高度化資金の内容等については貸付管理費事業の項に記載している。

また、中小企業高度化資金貸付金については、平成 22 年度の包括外部監査において詳細に触れているので、本報告書においては個々の貸出先の説明は省略する。

イ 事業の概要

中小企業が経営の近代化や体質改善を行うため「中小企業が組織化し、共同で経営体改善、環境変化への対応をするための事業」及び「自治体と中小企業者が一体となった第三セクター等が中小企業者のこれらへの対応を支援する事業」に対する長期低利融資である高度化資金の償還を、それぞれ、県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付割合に応じ、償還を行うものである。

ウ 一般会計繰出金の決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額	128, 790	163, 502	251, 474

節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	128,790	163,502	251,474
	一般財源			

エ 公債元利金の決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		264,408	337,392	469,368
節	うち負担金補助及び交付金			
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	264,413	337,392	469,368
	一般財源			

オ 監査手続

- (ア) 高度化資金収入支出計画表及び高度化資金貸付先別回収実績一覧表の内容検討を行った。
- (イ) 延滞債権について起案書、調査報告書等をもとに担当者に対してヒヤリングを行い、今後の対応方針の妥当性を検討した。
- (ウ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目について、その後の状況確認を行った。

カ 監査結果

- (ア) 中小企業高度化資金貸付金の過去 5 年間の残高は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
期首残高	15,533,111	14,698,109	14,060,968	13,341,471	12,841,430
貸付額	0	0	0	0	0
償還額	835,002	637,141	719,497	500,040	392,795
期末残高	14,698,109	14,060,968	13,341,471	12,841,430	12,448,635
(内延滞額)	3,742,531	3,726,871	3,718,329	3,711,847	4,147,627

(イ) 貸付先組合からの償還金によって独立行政法人中小企業基盤整備機構及び山口県へ貸付金が償還されている。しかし、貸付先組合の中には返済を延滞している先があった。

未収債権の回収にあたっては、個別の延滞先の状況に応じた債権回収方針を決定し、鋭意回収を行う必要がある。(意見)

5 商工労働部 観光振興課

(1) 県産品の首都圏戦略的PR事業

ア 業務の目的

山口県観光物産センター「おいでませ山口館」を拠点として、県産品（県内で生産、採取若しくは水揚げされた農林水産物、県内で製造若しくは加工された物品又はこれらを原材料として製造若しくは加工された物品をいう。以下同じ。）の販路拡大や観光客の誘致を進めるとともに、山口県らしさの伝わる県産品を戦略的にPRすることにより、山口県の認知度向上を図る。

イ 業務の内容

(ア) 業務の拠点

- a 名称 山口県東京観光物産センター「おいでませ山口館」（以下「館」という。）
- b 場所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号日本橋プラザビル1階

(イ) 業務の実施方法

山口県(以下「甲」という。)は、甲が賃貸する館を社団法人山口県物産協会(以下「乙」という。)に使用させ、乙は館内外において次の販路拡大等業務と戦略的PR業務を行う。

販路拡大等業務の内容は以下のとおりである。

a 販路拡大業務

(a) 県産品の販路拡大業務

- ・首都圏の百貨店、卸業者、バイヤー等への県産品の紹介、宣伝活動

(b) 首都圏の百貨店等の催事場での物産展の企画、調整、運営業務

- ・物産展開催の開拓に関する売込み用の企画書作成
- ・物産展開催に関する乙会員その他事業者への出展募集、出展者調整
- ・物産展出展事業者に対する、商品陳列、接客対応等の助言、指導

(c) 農林水産部との連携による県物産のPRと販路拡大

- ・都内の「販売協力店」や「やまぐち食採店」等との連携

(d) 地域団体商標制度登録商品、「山口特産品振興奨励賞」受賞品及び甲が関わる認定制度（「山口海物語」等）認定品PRと販路拡大

(e) 館の所在周知のためのPR活動

(f) ホームページを活用した館及び観光物産のPR

(g) テレビ、新聞、雑誌等の媒体を活用した館及び観光物産のPR

b 情報収集・提供業務

- (a) 首都圏の消費者ニーズ等を把握するためのアンケート調査・分析
- (b) 他県の物産展開催状況、百貨店・バイヤーニーズなどの調査や担当者リストの作成

c 相談業務

乙会員その他県内事業者からの相談対応〔首都圏進出等に関する問合せ、消費者ニーズ等に係る情報提供〕

d 物産の展示、販売、紹介、宣伝業務

- (a) 館内での物産の展示、販売等の企画及び運営
- (b) 館外での物産の紹介、宣伝の企画及び運営
- (c) 商品の選定、仕入、棚卸、売上・在庫管理
- (d) テスト販売の運営

e 館の管理運営業務

- (a) 施設、設備、備品等の維持管理
- (b) スタッフの募集、採用、研修、勤務管理

f その他の業務

甲が行う観光、U J I ターン、ふるさと納税等の業務への協力
また、戦略的PR業務の内容は以下のとおりである。

a 「新たな顧客の確保」を目的とした取組

- (a) 他県アンテナショップと連携したイベントの実施
- (b) 山口県ゆかりの人々と連携した情報発信

b 首都圏で求められる「魅力ある商品づくり」を目的とした取組

- (a) 市町等と連携したフェアの開催(新たな商品の発掘)
- (b) 「商品レベルアップ相談会(仮称)」の開催

ウ 監査手続

- (ア) 委託契約書、おいでませ山口館を拠点とした販路拡大等業務実施要領等の資料を閲覧して、業務が適正に執行されているかを確認した。
- (イ) おいでませ山口館の業務日誌、平成24年度首都圏戦略的PR業務実績報告等を閲覧して、その業務効果の検討を行った。

エ 監査結果

- (ア) 競争入札審査会において「予算編成時に委託先が決定されている。」と

の記述があるが、予算編成時に委託先が決定されるものではないことから不適切な記述である。（意見）

- (イ) 「伝統的工芸品月間販売状況」については、月間の販売数量は分かるが、累計がないため年度途中の売り上げが分かりづらいものとなっている。累計欄を設けけるなどして工夫をする必要があるものとする。（意見）

(2-1) 観光事業運営及び指導事業(ちよるる派遣業務委託)

ア 業務の目的

山口県PR本部長「ちよるるの着ぐるみを県内外の各種イベント等に派遣することで、ちよるるキャラクターを活用した山口県のPRを図る。

イ 業務の内容

県内外のイベント等に、ちよるる着ぐるみを派遣し、観光や物産をはじめとした山口県の魅力や情報を全国に発信する。

- (ア) 着ぐるみは、当課が支給するものを使用すること。
(イ) 着ぐるみの輸送については、原則として委託業者が責任を持って行うこと。
(ウ) 着ぐるみの着用にあたっては、「ちよるるのイメージ」を損なわないよう配慮すること。(身長 160 cm以下の着用が標準仕様)

ウ PR活動の実施場所・回数

予算の範囲内で、県観光振興課と協議して決定することとするが、出演イベント・PR活動の実施手法等について、積極的に企画提案を行うこと。

- (ア) 対象地域は、関東地方以西とする。
(イ) 県外については、原則として主催者が基本的な施設・設備等を提供するイベントに参加するものとする。

エ 派遣者の内訳

原則として、ちよるる(1名)、ちよるる誘導員(1名)の2名体制とする。

オ 成果品等

- (ア) 上記ウに係る成果報告書(原則としてA4判縦 2部)
(イ) PR活動については、写真データ等履行状況が確認できるもの
(ウ) 上記の納入場所は山口県観光振興課とする。

カ 留意事項

(ア) 事業の実施に当たっては、企画段階から県観光振興課と綿密な協議を行うとともに、事業実施期間中は進捗状況を逐次報告すること。

(イ) 事業により作成した成果等の著作権は、山口県に帰属するものとする。

(ウ) 本仕様書に定めのない事項は、本県及び受託者の協議により定めるものとする。

キ 監査手続

委託契約書、業務委託仕様書、ちよるる派遣業務委託に係るプロポーザル応募要領及び成果報告書等を閲覧して、当該事業が適正に行われているか等を確認した。

ク 監査結果

ちよるる派遣業務委託において、プロポーザル方式をとっているが、この採点表で自由意見記入欄に記入している者は2名のみであった。プロポーザルの性格上、意見を記入することが望まれる。(意見)

(2-2) 観光事業運営及び指導事業(観光情報収集・発信業務委託)

ア 業務の目的

本県の観光の魅力を広く全国に情報発信し、山口県のイメージアップと観光客の誘致を図る。

イ 業務内容

多様化・高度化する観光ニーズに対応するため、観光客の年齢層、旅行形態、旅行目的等に応じたきめ細やかな観光情報の収集及び観光情報の発信を行う。

(ア) 旅行商品造成支援のための情報収集及び企画

- ・旅行会社訪問
- ・会議等への出席
- ・情報発信業務に関する担当者会議の開催

(イ) ホームページ「おいでませ山口へ」から本県の観光の魅力を広く全国に発信し、観光客の誘致を図る。

(ウ) テレビ、新聞、雑誌等を活用した観光宣伝のための情報収集及び企画

ウ 実施内容

旅行商品造成支援のための情報収集及び企画

(ア) 旅行会社訪問

首都圏、関西圏、中部圏、福岡、広島の旅社を訪問し、本県観光情報の発信及び業界情報の収集を行った。

(イ) 会議等への出席

観光関連団体の各種会議に出席し、情報収集を行なった。

(ウ) ホームページ「おいでませ山口へ」の充実強化

季節感あるタイムリーな観光情報を市町の協力により収集した。

エ 監査手続

委託契約書、観光情報収集・発信業務委託仕様書、平成 24 年度観光情報収集・発信業務実施報告書等を閲覧して、委託業務が適正に行われているか確かめた。

オ 監査結果

(ア) 「平成 24 年度観光情報収集・発信業務実績報告書」の中において、旅行商品造成支援のための情報収集及び企画で会社訪問として「首都圏、関西圏、中部圏、福岡、広島の旅社を訪問し、本県観光情報の発信及び業界情報の収集を行った。」と記載されているが、具体的な記述は行われていない。具体的に記入する必要があるものとする。(意見)

(イ) 業務委託検査調書の中で、ある程度具体的なものをコピーするなどして内容が詳細に分かるように、証拠書類として添付しておくことが望ましい。(意見)

(2-3) 観光事業運営及び指導事業(平成 24 年度観光客満足度調査事業業務委託)

ア 事業目的

キャンペーンの取組の成果及び課題を検証し、「年間観光客 3 千万人構想の実現アクション・プラン(平成 21 年 10 月策定)」後の取組につなげていくために、本県を訪れた観光客に対して、定期的に満足度の調査を行う。

また、平成 22 年度から導入された全国共通基準による観光客統計調査「観光入込客統計」のパラメータ調査も兼ねて実施する。

結果については、県観光戦略会議に諮ることで改善策の検討を行うなど、アクション・プラン後の観光振興施策の展開に活用する。

イ 業務内容

本県を訪れた観光客の旅行形態、観光消費額、観光満足度等を把握し、今後の観光施策の発展に活用する。

観光地における観光客満足度調査及びパラメータ調査

(ア) 四半期ごとに県内観光地 10 地点での面接調査(各地点 100 票以上)

(イ) 調査実施に係る調査地点との連絡調整

(ウ) 調査員の確保及び研修等

(エ) 観光地点等名簿、パラメータ調査、官公庁提供データを基に、「推計支援ツール」を用いて、統計量(観光入込客数、観消費額単価、観光消費額)の推計

(オ) 集計した調査結果を基にした報告書の作成

ウ 国の観光統計調査の分析等

国が実施している宿泊旅行統計調査や観光入込統計(パラメータ調査含む)等の分析や国との調整

エ ノベルティグッズの作成

キャンペーンのPRも兼ねたアンケート協力者はノベルティグッズの作成

オ 調査対象地点

調査対象地点は県内観光地点 10 か所であり、具体的には、錦帯橋(岩国市)、松陰神社(萩市)、周南市徳山動物園(周南市)、青海島シーサイドスクエア(長門市)、香山公園(山口市)、道の駅「蛍街道ノ市」(下関市)、道の駅「長門峡」(山口市)、火の山公園(下関市)、秋芳洞(美祢市)、海響館(下関市)である。

カ 監査手続

平成 24 年度観光客満足度調査事業について、観光客満足度調査事業業務委託仕様書等を閲覧して、業務が適正に処理されているか確かめた。

キ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(2-4) 観光事業運営及び指導事業(ちよるる着ぐるみ補修業務委託)

ア 業務の目的

山口県PR本部長「ちよるる」の着ぐるみを補修することで、イベント等における出演イメージを向上させる。

イ 業務の内容

頭部の貼り替え

- ・表面生地 of 全面貼り替え(2体)

ウ 随意契約理由

当該業務は、ちよるる着ぐるみの頭部を補修するため、表面生地 of 張り替えを実施するものである。この作業には、着ぐるみ制作に関して実施経験を有するだけでなく、ちよるる着ぐるみの材質及び構造等を熟知する、事業者 to 業務を委託することが必要である。

よって、当初着ぐるみを制作した株式会社A社と契約を締結することとする。

エ 監査手続

委託契約書、業務委託仕様書、随意契約理由書等を閲覧して、業務が適正に行われているか等を確認した。

オ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(3) 「おいでませ！山口イヤー」観光交流キャンペーン推進事業

ア 事業の目的

これまで開発した観光素材を活用した「おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン」の円滑な推進を図るとともに、山口県を目的地とする旅行商品造成の促進と、誘客に直結した県外情報発信を一体的に実施することにより山口県への観光客の誘致を拡大させ、観光振興の促進や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

イ 事業概要

区 分	事業主体	内 容
鉄道等活用周遊 観光推進事業	社団法人山口 県観光連盟	鉄道や内航フェリーを活用した旅行商品造成 ○JR特別周遊パスや内航フェリー等を活用し、 旅行需要の最も高まる夏季に向けた旅行商品造成 を支援
		メディアを活用した観光情報発信 ○JR重点送客キャンペーン(7月～9月)と連携 した西日本地域での集中観光PR ○本キャンペーンへ誘導するTVCM、雑誌広告
空港活用観光客 誘致事業	社団法人山口 県観光連盟	空港を活用した旅行商品造成 ○キャンペーン素材(明治維新、萩往還)を活用

		し、夏季に向けた首都圏からの旅行商品造成を支援 メディアを活用した観光情報発信 ○誘客事業と連動した夏季の集客強化のためのインターネット等を活用した観光PR
「ちよるる」活用等情報発信事業	山口県	観光キャラバン隊による情報発信 ○中部以西のマスコミ訪問、JR主要駅等での県外PRの実施
		ちよるるPR隊による情報発信 ○おいでませ山口観光宣伝部長「ちよるる」を活用した県内向けイベントでのPRの実施
キャンペーン推進費	社団法人山口県観光連盟	本キャンペーンの円滑な実施 ○「ディスカバー！長州博」や「地旅博覧会 in やまぐち」等、県が開発した観光素材を活用した本キャンペーンの円滑な推進のための進行管理

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		90,314	237,661	25,459
節	うち負担金補助及び交付金	55,444	99,000	5,000
	うち委託料	34,870	138,661	19,951
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他	34,870	40,738	4,000
	一般財源	55,444	196,923	21,459

エ 本事業による効果

平成 24 年における山口県の観光客数は、国体開催効果の反動はあったものの、おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーンの実施等により、前年比 4.4%増の 28,207 千人となり、過去最高を記録した。

また、宿泊客数は、前年比 3.5%増の 3,416 千人となった。

なお、おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン期間は、平成 23 年 7 月～12 月及び平成 24 年 3 月～8 月の 1 年間である。

観光客数及び宿泊客数の状況は次のとおりである。

(単位：人、%)

区 分	平成 24 年	平成 23 年	前年増減	前年比
観光客数	28,207,074	27,024,993	1,182,081	104.4

宿泊客数	3,416,300	3,299,943	116,357	103.5
------	-----------	-----------	---------	-------

オ 監査手続

- (ア) おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン推進事業補助金交付要綱、山口県補助金等交付規則により交付申請が行われ、補助金が適正に交付されているかを確認した。
- (イ) 補助金交付申請書、平成24年おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン推進事業補助金実績報告書、検査調書、補助金等の交付事務に係るチェックシート等により、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているかを確認した。
- (ウ) 「ちよるる」活用等情報発信事業に係る委託取引のうち、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約が行われているものについて、その妥当性を確認した。
- (エ) 平成24年度「ちよるる」活用等情報発信事業「成果報告書」を閲覧し、委託成果品の検査及び委託契約の履行が適時、適切に行われているかを確認した。

カ 監査結果

観光客誘致に向けては、旅行商品造成に加え、食や温泉など観光コンテンツの充実やホームページ等による観光情報の発信、パブリシティを活用したイベントなど多様な取組を組み合わせることによって、引き続き効果的な誘客を図る必要があるものとする。（意見）

(4) 観光交流県やまぐち推進事業

ア 事業の目的

山口宇部空港及び岩国錦帯橋空港の一県二空港となる機会を捉え、二空港の活用やおいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーンによって確立した観光素材を組み込んだ旅行商品造成を行い、広域観光周遊ルートを形成するとともに、首都圏において集中的な情報発信を行うことにより、首都圏から山口県への観光客の誘致を拡大させ、観光振興の促進や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

イ 事業概要

区分	事業主体	事業内容
おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会負担金	おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会	「年間観光客3千万人構想」の実現に向けて、「おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会」を実施主体とした全県一体となった大型観光キャンペーンを展開する。
空港活用観光客	社団法人山口県	空港を活用した旅行商品造成

誘致事業	観光連盟	○岩国錦帯橋空港の開港による県内2空港体制を活用した旅行商品の造成
	山口県	岩国錦帯橋空港の開港を契機とした広域観光PR
開港関連観光キャンペーンと連携した誘客の拡大	社団法人山口県観光連盟	広域観光エリアの整備 ○航空事業者と連携した県内宿泊の広域周遊観光型の旅行商品の支援や、NEXCOとタイアップした高速道路広域周遊フリーパスの造成・販売
	社団法人山口県観光連盟	首都圏向け情報発信 ○首都圏を中心として(株)おいでませ山口県及び同社社長の島耕作を活用し、各種媒体による集中的な観光PRやイベント実施により、効果的な誘客を実施
キャンペーン等の進行管理	社団法人山口県観光連盟	「岩国錦帯橋空港開港！やまぐち往還観光キャンペーン」等の進行管理

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成24年度	平成23年度	平成22年度
決 算 額		72,075	22,829	2,302
節	うち負担金補助及び交付金	62,500	20,000	
	うち委託料	4,456		
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	72,075	22,829	2,302

エ 本事業による効果

(ア) おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会は、これまで山口県の観光振興のため、県、市、民間が一体となって、観光客誘致や宣伝活動、観光ガイドの育成等の観光客受入態勢の整備を行ってきており、引き続き、本キャンペーンに向けてこれら取組強化を図ることにより効果的な集客が期待される。

(イ) 平成24年における山口県の観光客数は、国体開催効果の反動はあったものの、おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーンの実施等により、前年比4.4%増の28,207千人となり、過去最高を記録した。

また、宿泊客数は、前年比3.5%増の3,416千人となった。

オ 監査手続

- (ア) 観光交流県やまぐち推進事業補助金交付要綱、山口県補助金等交付規則により交付申請が行われ、補助金が適正に交付されているか確かめた。
- (イ) 補助金交付申請書、平成 24 年観光交流県やまぐち推進事業補助金実績報告書、検査調書、補助金等の交付事務に係るチェックシート等により、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているか確かめた。
- (ウ) 空港活用観光客誘致事業の委託取引のうち、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約が行われているものについて、その妥当性を確かめた。

カ 監査結果

おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会に対して、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会負担金として、平成 20 年度は戦略的誘客推進事業として 25,000 千円、平成 21 年度及び平成 22 年度はおいでませ山口情報発信事業としてそれぞれ 20,000 千円、平成 23 年度及び平成 24 年度は観光交流県やまぐち推進事業として 20,000 千円が県から支出されている。平成 21 年度以降、定額の負担金となっているが、事業効果も考慮した効率的な事業運営を行う必要があると考える。(意見)

(5) 広域観光推進事業

ア 事業の目的

観光地間競争が激化し旅行形態や観光ニーズが多様化する中、本県への観光客を拡大するためには、近県や近隣地域と連携して、本県だけではできない魅力を提供し、旅行者を広域エリアに惹きつけて誘客し、さらにエリア内での周遊性や滞在性を高めることが有効である。

このため、中国各県とともに設立した協議会や、隣接県との広域レベル全国区の観光地として魅力を高めつつある「関門地区」で設立された協議会に参画し、協働して広域的かつ効果的な誘客拡大のため、広域連携による取組事業を引き続き実施し、本県の交流人口を拡大し、地域の活性化を図る。

また、関係市などと連携し、二次交通アクセスの改善と県内周遊の促進につなげる。

イ 事業（制度）の概要

- (ア) J R 西日本の組織力、広告力を利用し、中国五県と J R 西日本の共同で、DISCOVER WEST 連絡協議会を作り、旅行会社等に対する情報発信や、個人旅行者をターゲットとした着地整備を行い、首都圏や中部圏からの観光客の拡大を図る。
- (イ) 関門海峡を中核とする観光資源を活用し、大河ドラマや映画の舞台とし

て露出が拡大し、全国レベルの観光地に成長しつつある当地域の歴史、自然、食などの魅力を発信し、関門地域への観光客の拡大及び本県他地域への周遊促進を図るため、関門海峡観光推進協議会（山口県、下関市、門司市）を通じて、本県の観光客の拡大をめざす。

(ウ) 中国地域観光推進協議会（中国各県、中国各県観光連盟、経済団体、民間企業等）が一体となって、エリアとしての観光イメージの創造や周遊促進方策に係る意見交換等を実施し、地域振興と交流人口の増大を図る。

(エ) 山口県観光周遊促進協議会（山口県、山口県観光連盟、山口市、萩市、美祢市、津和野町、県バス協会、防長交通、船木鉄道）の構成員が一体となって観光周遊バスを支援し定着化を図ることで、二次交通アクセスの改善と県内周遊の促進につなげる。

ウ 監査手続

DISCOVER WEST 連絡協議会の平成 24 年度理事会等を閲覧して、事業内容の検証を行った。

エ 監査結果

(ア) 負担金の根拠として、支出伺いでは「平成 24 年度予算案のとおり」としているが、予算案に記載されている支出内訳の検討が行われていない。

DISCOVER WEST 協議会で策定された事業費の積上げ内容を入手・検討して初めて負担金の適正水準を知ることができる。現状は、事業費自体の積算資料を入手しておらず、負担金として支出すべき内容の検討が行われていないので検討する必要がある。（意見）

(イ) 鳥取県は、当協議会に対する自県としての意見を「平成 25 年度 DISCOVER WEST 連携協議会の取組に向けた鳥取県の提案」という文書を意見書として提出するなど、積極的にプラスとなるように取組んでいる。山口県も負担金を支出しており、積極的に県に有益となるような意見や施策を発信し、協議会を積極的に活用するよう希望する。（意見）

(ウ) DISCOVER WEST 協議会の主目的は中国 5 県への観光誘客数増加を促進させることと魅力ある観光地づくりである。この目的達成のために山口県も 500 万円の負担金を支出している。しかしながら、DISCOVER WEST 協議会から得られている効果が定量的に把握できていない。当該協議会を通じて造成された商品に対してどの程度需要があったかを把握し、実績の年度別集計データや予定実績比較などを統計データ化することが重要と考える。（意見）

(エ) 負担金の根拠として、支出伺いでは「平成 24 年度予算案のとおり。」としているが、予算案に記載されている支出内訳の検討が行われていない。関門海峡観光推進協議会で策定された事業費の積上げデータを入手して

検討を行う必要がある。(意見)

(オ) 関門海峡観光推進協議会として誘客促進事業を行っているが、関門エリアでの事業の結果、山口県を周遊してくれた観光客がどの程度いたか、さらに山口県にどのようにプラスの経済効果を生んだかを示すデータがない。

例えば、巖流島イベントに来訪した観光客にアンケートを取り、翌日の観光予定地等を情報として入手することで、県内周遊客がどの程度潜在的に存在しているかを把握する必要がある。また、県内周遊予定者が少ない場合には、今後どのようにすれば改善できるかといった視点での情報として活用できる。(意見)

(6) 東アジア地域観光客誘致促進事業

ア 事業の目的

山口宇部空港を発着する国際チャーター便及び下関港に就航する国際フェリーを利用した外国人訪日団体観光旅行の催行を図り、山口県への外国人観光客の来訪を促進する。

イ 事業の内容

区分	事業主体	内容
国際チャーター便活用型	観光連盟	観光客誘致重点路線（中国・韓国・台湾）を活用した訪日旅行を支援 [補助対象] ・70名以上が県内に1泊以上滞在する旅行商品 ・1機あたり100万円を上限に航空会社・旅行会社に補助
	振興会	東アジア地域（中国・韓国・台湾）への海外旅行を支援 [補助対象] ・山口宇部空港発着の国際チャーター便 ・1便あたり30万円を上限に旅行会社に補助
国際フェリー活用型	観光連盟	下関港国際フェリー活用訪日旅行への支援 [補助対象] ・20名以上が県内に1泊以上滞在する旅行商品 ・1ツアーあたり10万円を上現に旅行会社に補助

ウ 監査手続

東アジア地域観光客誘致促進事業補助金交付要綱等を閲覧して、補助金の支出が適正に交付されているかを確認した。

エ 監査結果

(ア) 補助金交付要綱においては、山口県内への旅行者（有償宿泊者）一人当たり 3,000 円以内の補助額を支給すると規定しているが、「以内」としている算定方法が不明である。連泊した場合の延べ人数で補助額を算定するのか、単純にツアー申込者人数（実人数）に対する算定単価なのか、要綱での規程自体が曖昧であるので再検討する必要がある。（意見）

(イ) 住み良さ・元気指標では平成 24 年度に観光客 3,000 万人を目標値に掲げ、東アジアからも観光客誘致に係る事業を行っているが、事業効果を踏まえ、国とも連携した更なる取組を図っていく必要があるものとする。（意見）

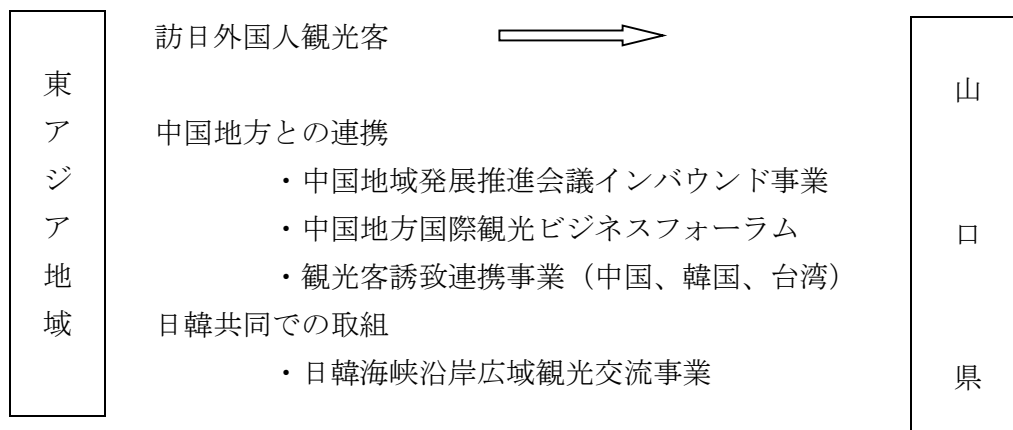
(7) 広域連携外国人観光客誘致促進事業

ア 事業の目的

東アジア地域（中国、韓国、台湾等）からの外国人観光客誘致を促進するためには、海外における山口県の知名度アップと山口県へのインバウンド需要の掘り起こしが不可欠であるが、山口県単独では訴求力が弱い。

このため、中国地方や福岡県と連携し、国のビジットジャパン事業も活用しながら、広域的に海外プロモーションや招請活動に取り組むものである。

イ 事業の概要



ウ 平成 24 年度事業計画

昨年度までの取組成果を生かし、本年度は、国際フェリーの活用、広域連携そして中国山東省との観光交流の促進合意を軸に、更なる外国人観光客を誘致するため、下記の取組を実施する。

(ア) 韓国観光客誘致推進事業

下関港への国際フェリーを利用した訪日旅行商品の造成支援及び情報発信

事業	内容	時期
----	----	----

フェリー活用旅行商品 造成推進事業	視察・取材ツアー	6月、10月
	広告宣伝（インターネット、新聞 広告）	6月～2月
サイクリングツアー商 品化事業	取材ツアー（ブロガー）	6月

(イ) 中国観光客誘致推進事業

福岡空港、関西空港、下関港への国際フェリーを利用した訪日旅行商品の造成支援及び情報発信

事業	内容	時期
山東省観光交流促進事業	現地説明会・商談会(済南、青島)	4/19、20
	視察ツアー・商談会	6月
	広告宣伝	9月～10月

(ウ) 中国地方国際観光ビジネスフォーラム

事業	内容	時期
第8回中国地方国際観光 ビジネスフォーラム	視察ツアー・商談会(岡山市)	9/21（商談日）
	現地説明会・商談会(台湾)	10月
	現地セールス(中国)	2月
	TV局取材ツアー(中国)	11月

(エ) 中国地域観光推進協議会インバウンド事業推進委員会連携事業

事業	内容	時期
中国地域観光推進協議会 インバウンド事業推進委員会 連携事業	・プロモーションツール作成 ・中国5県ウェブサイト更新強化 ・TV局取材ツアー(台湾・中国) 等	通年

(オ) 受入体制整備事業

事業	内容	時期
情報発信事業	・ノベルティ作成	通年
ホスピタリティ向上事業	・グッドウィルガイド研修	11月
	・交流事業や体験メニューの実施 に対する支援(原則2万円を上限)	通年
視察等受入事業	・旅行会社・マスコミ等視察受入	通年

エ 監査手続

日韓海峡沿岸広域観光協議会に係る平成24年度負担金の納入等の資料を閲覧して、定められた手続により負担金が適正に支出されているか等を確認

めた。

オ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(8) 山口観光ガイドマップ作成等事業

ア 事業の目的

観光分野において地域間競争が高まる中、交流人口の拡大による地域の活性化を図るためには、観光旅行やコンベンション、ビジネス等様々な機会を通じて本県を訪れる来訪者等に対して、本県の持つ多様な観光資源を幅広くPRするための基本的情報発信ツールである「やまぐち観光ガイドマップ」を作成・配布し、情報発信する必要がある。

また、掲載情報は最新の情報が求められるため、毎年情報更新の上作成する必要がある。

イ 事業の概要

細 事 業	事 業 内 容
やまぐち観光ガイドマップ作成事業	山口県の名称の他にイベント・歴史・味覚・温泉などを紹介する総合観光リーフレットとして「やまぐち観光ガイドマップ」を作成する。
山口県観光案内看板情報発信事業	山口県観光案内看板情報発信事業

ウ 平成24年度の事業内容

緊急雇用基金を活用し、県内の体験施設や、観光に配慮した地図情報の更新等マップ掲載情報について、調査・確認を行い情報の更新を実施する。

また、県内の主要観光施設や道の駅等について「手話対応可」、「介助犬可」、「車いす利用可」、「多目的トイレ有」等の観光利用に配慮したバリアフリーカテゴリーを調査し、バリアフリーリーフレットを作成する。

エ 外国語版

地理的・歴史的に繋がりが深い山東省及び慶尚南道との交流を基軸に、訪日旅行を多く占め、今後とも増加が見込まれる中国・韓国台湾等を主要なターゲットとし、訪日旅行の一層の促進を図るため、下記のとおり作成する。

- ・ 中国語版 : 8,000部
- ・ 韓国語版 : 5,000部
- ・ 英語版 : 7,000部

オ 監査手続

やまぐち観光ガイドマップの作成について及び施策的経費当初予算見積書等の関係資料を閲覧して、業務が適正に執行されているか確かめた。

カ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

6 商工労働部 交通政策課

(1) 山口宇部空港利用促進対策事業

ア 業務の目的

山口宇部空港の更なる利用促進を図るため、山口宇部空港利用促進振興会が実施する山口宇部空港の各種利用促進事業と連携して、県内向けPR活動を行うとともに、失業者の雇用を図る（山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業）。

イ 業務の内容

(ア) PRスタッフの雇用

県内向けPR活動実施に当たり、PRスタッフを2人以上、新規雇用すること。

(イ) 企業訪問の実施

PRスタッフを中心に、以下を重点対象とした企業訪問活動を実施し、山口宇部空港のPR及び利用要請を行う。

a 重点地域 : 県中西部地域

b 重点訪問 : 事業所、ホテル・旅館、商業施設、各種学校

c 県民向けPR活動の実施

県内の商業施設等で、親子が参加できる、飛行機や空港に親しめるイベントを実施すること。

d 山口宇部空港PRキャンペーンの実施

ダブルトラック化10周年などの機会を活用し、山口宇部空港PRキャンペーンを実施すること。

e ノベルティグッズの作製

企業訪問や県民向けPR活動に必要な、PRチラシ等のノベルティグッズを作製すること。

ウ 山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業の留意事項

(ア) 新規雇用する労働者は、東日本大震災等の影響による失業者《青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者(以下、「被災求職者」という。)若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者》であること。

(イ) 新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求

人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図ること。

(ウ) 労働者を新規雇用する際に、本人に、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等により、失業者であるか否かの確認を行うこと。

(エ) 新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可であること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新可能であること。なお、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。また、被災求職者を優先的に雇用すること。

(オ) 求人申込書の「求人条件にかかる特記事項」の欄に、被災緊急雇用対応事業であり、被災求職者及び平成23年3月11日以降の離職者を対象とした求人であること及び被災求職者を優先的に雇用する求人であることを明記すること。(なお、事業の実施に必要な人数が集まらなかった等、被災求職者及び平成23年3月11日以降の離職者以外の失業者を募集する場合については、求人条件を変更すれば差し支えなく、再度の求人申込書の提出は不要である。)

(カ) 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。

(キ) 事業を実施する場合に必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めない。

(ク) 委託契約を確定した結果、概算払いにより交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、返還すること。

ウ 監査手続

(ア) 委託契約書、空港利用促進PR事業仕様書、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業計画書、随意契約理由書等を閲覧して、委託契約が定められた手順によって行われているか等を確認した。

(イ) 平成24年度山口宇部空港利用促進PR事業報告書、業務委託検査報告書等を閲覧して、その履行状況を確認した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(2) 岩国錦帯橋空港開港PR事業

ア 業務の目的

- (ア) 岩国錦帯橋空港利用促進協議会が、首都圏において実施する開港PR活動を支援することにより、利用者の確保を図る。
- (イ) 岩国錦帯橋空港利用促進協議会が行う空港の利用者確保のための取組を推進し、空港の発展を通じて、地域の振興を図る。

イ 業務の内容

(ア) 首都圏向けPR事業

首都圏においては、首都圏からの観光客誘致を図るための旅行会社等へのPRや首都圏在住者への空港開港のPRを実施する。

(イ) 地元向けPR事業

- a 平成24年12月13日の開港に併せて新たな広報ツール（チラシ、ミニのぼり等）を作成、配布により山口県東部地域及び広島県西部地域における空港開港の認知度向上に取り組む。
- b 岩国錦帯橋利用促進協議会ホームページ更新により、開港前後の利用者の利便性及び利用者満足度の向上を目指す。

ウ 岩国錦帯橋空港首都圏PR事業 事業計画

(単位：円)

時期	内容	金額	備考
4～3月	羽田空港電照広告	6,615,000	
7～12月	羽田空港エアポートアドビジョン	2,142,000	開港まで
9～12月	モノレール駅、京急駅ポスター一等掲示	6,300,000	開港まで
10月	羽田空港PRイベント	2,898,000	
12月	羽田空港PRイベント	2,045,000	観光プロモーションin羽田
	計	20,000,000	

※ 観光プロモーションin羽田については、スペース借上げが無償である。

エ 監査手続

岩国錦帯橋空港利用促進補助金交付要綱、補助金等の交付に係るチェックシート、平成 24 年度収支決算書及び平成 24 年度事業報告書等を閲覧して、補助金が適正に交付され、実施されているか等を確認した。

オ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(3) 岩国錦帯橋空港利用者確保対策事業

ア 業務の目的

岩国錦帯橋空港の駐車場の管理者に対し、岩国錦帯橋空港の駐車場の整備費及び維持管理費の一部を補助することにより、航空機利用者の駐車料金の無料化を支援し、もって岩国錦帯橋空港の利用促進を図る。

イ 交付対象経費・交付限度額

補助金の区分	交付対象経費	補助率	交付限度額
駐車場整備費補助金	岩国錦帯橋空港の駐車場の整備に要する経費	10/10	1 億円
駐車場維持管理費補助金	岩国錦帯橋空港の駐車場の維持管理に要する経費	10/10	3 千万円

ウ 監査手続

岩国錦帯橋空港利用者確保対策事業補助金交付要綱、岩国錦帯橋空港利用者確保対策事業(駐車場整備費補助金)事業計画書、岩国錦帯橋空港利用者確保対策事業(駐車場整備費補助金)に関する協定書及び補助金の交付事務に係るチェックシート等を閲覧し、補助金が適切に交付され、事業が実施されているか等を確認した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(4) 岩国錦帯橋空港路線開設支援事業

ア 業務の目的

航空会社に対し、岩国錦帯橋空港に路線を開設するために必要な経費の一部を補助することにより、岩国錦帯橋空港の運航体制を確保する。

イ 交付対象

補助金の交付対象経費、補助率及び交付限度額は、下表に定めるとおりとする。

交付対象経費・補助率・交付限度額

交 付 対 象 経 費	補助率	交付限度額
航空会社が路線を開設するため、新規に事業所を設置するために要する経費のうち、岩国錦帯橋空港における固定資産投資額	1/2	1億円

ウ 交付決定の際の条件

知事は、交付の決定をする場合において、航空会社が、正当な理由によることなく路線開設後 10 年間以内に路線を休止し又は廃止することにより岩国錦帯橋空港から撤去するに至ったときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命ずる旨の条件を付すものとする。

エ 補助事業等の変更等に係る承認の申請

補助事業等の内容又は経費の配分を変更する場合の申請書は、別記(省略)様式によらなければならない。

オ 補助事業等の中止又は廃止に係る承認の申請

補助事業等の中止又は廃止する場合の申請書は、別記(省略)様式によらなければならない。

カ 監査手続

岩国錦帯橋空港路線開設支援事業補助金交付要綱、補助金の交付事務に係るチェックシート、岩国錦帯橋空港路線開設事業補助金実績報告書等を閲覧して、補助金が適切に交付され、実施されているかを確認した。

キ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(5) 地方バス路線運行維持対策事業

ア 事業の目的

県内において生活交通の主役である乗合バスは、地域住民の身近な公共交通機関であり、とりわけ、高齢者や児童・生徒、障害者などの移動手段として不可欠である。また、県内では多くの市町村で合併が行われたが、合併後の市町においては、広域化した行政区域の中で、中心部と周辺となった地域

との間における生活交通を確保し、住民の利便性の向上を図ることにより、一体感のあるまちづくりを推進することが重要になっている。このため、地域住民の日常生活に必要な生活バス路線を維持・確保するためにバス事業者及び市町に対し、運行経費を助成することを目的とする。

イ 事業概要

区 分	事業主体	負担割合	内 容
広域的幹線 的路线に対 する助成	バス事業 者	国 1/2 県 1/2	輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難な路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための助成
その他広域 路線に対す る助成	市町	県 1/2 市 1/2	モータリゼーションの進展や少子高齢化の進行等による輸送人員の減少のため、地域住民の生活に必要なバス路線の運行の維持等を図るための助成

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成24年度	平成23年度	平成22年度
決 算 額		496,017	505,086	484,020
節	うち負担金補助及び交付金	495,919	505,086	483,952
	うち委託料			
	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	496,017	505,086	484,020

エ 本事業による効果

高齢社会を迎える中で、地域の全ての住民が、安心して日常生活を営むための生活交通手段が、確保され、住民の移動の自由が保障されることにより様々な社会参加など豊かな生活が可能となっている。

さらに、間接的には、交通渋滞の慢性化や交通事故の増加をはじめ二酸化炭素排出量の増加等の抑制に寄与している。

また、合併市町をはじめとする各地域の一体感のあるまちづくりに貢献している。

オ 監査手続

(ア) 山口県バス運行対策費補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、山口県補助金等交付規則等により交付申請が行われ、山口県バス運行対策費補助金が適正に交付され

ているかを確認した。

- (イ) 山口県生活バス路線対策事業費補助金交付要綱、山口県補助金等交付規則により交付申請が行われ、山口県生活バス路線対策事業費補助金が適正に交付されているかを確認した。
- (ウ) 山口県バス運行対策費補助金交付申請書、山口県生活バス路線対策事業費補助金交付申請書、補助金等の交付事務に係るチェックシート等により、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているか等を確認した。
- (エ) 商工労働部交通政策課の「生活交通の活性化に関する指針」（平成18年10月）の内容とその後の状況の推移を検討した。
- (オ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

カ 監査結果

- (ア) 山口県生活バス路線対策事業費補助金の要件として次のように定められている。

- a 複数市町にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は平成13年3月31日における市町の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町内を運行するものとして新たに補助金を受けようとする系統はこの限りでない。

- b キロ程が10km以上のもの。

これらの広域要件や距離要件は、国庫事業の補助金の要件と相違しているので、国庫事業の要件と整合させ、路線の効率化を促進させるよう県として指導する必要がある。（意見）

- (イ) 山口県生活バス路線対策事業費補助金の要件の一つとして、利用者基準があり、1日当たりの輸送量が1~150人のものと定められている。

この利用者基準では、1日当たりの輸送量が1人でも助成が受けられるので、この利用者基準の引き上げを行って、利用者の少ない路線の見直しを事業者が促進するよう図る必要があると考える。（意見）

- (ウ) 地域全体の負担が最小限に抑えられる「地域主導型の生活交通」体系を実現するために、県は平成18年10月に「生活交通の活性化に関する指針」を作成して、市町に対し、生活交通の課題や具体的な活性化方策を内容とする「地域交通活性化計画」の策定を指導している。

この計画に基づく取組が着実に実行されるよう、国等と連携しながら助言・情報提供等を引き続き行っていく必要がある。（意見）

(6) 離島航路対策事業

ア 事業の目的

離島住民にとって唯一の公共交通機関である離島航路の維持安定を図るため、離島航路所在市町を通じて、離島航路事業者の運航経費を助成することを目的とする。

なお、離島航路とは、山口県の区域内の本土と離島（山口県の区域内の地点をいう。）間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。

イ 事業概要

事業名	市町名	航路事業者	航路名	事業内容
離島航路対策事業	下関市	下関市	竹崎～六連島	島民の通勤・通学及び生活物資の輸送を主な利用として、竹崎～六連島間を1日4往復運航。
			蓋井島～吉見	島民の通勤・通園及び生活物資の輸送を主な利用として、吉見～蓋井航路間を1日3往復運航。
	萩市	萩海運（有）	見島～萩	島から本土への通勤者及び通院者を主な利用者として、見島、大島、相島と萩間を運航。
	周南市	大津島巡航（株）	大津島～徳山	島民の通勤・通学及び生活物資の輸送を主な利用として、大津島～徳山間を1日7往復運航。
	防府市	（有）野島海運	野島～三田尻	島民の通勤・通学及び生活物資の輸送を主な利用として、野島～三田尻間を1日4往復運航。
	岩国市	岩国柱島海運（株）	岩国～柱島	島から本土への通勤者及び通院者を主な利用者として、柱島～岩国間を1日3往復運航。
	光市	牛島海運（有）	牛島～室積	島民の通院及び生活物資の輸送を主な利用として牛島～室積間を1

離島航路対策事業				日3往復運航。
	柳井市	平郡航路（有）	平郡～柳井	島民の通院及び生活物資の輸送を主な利用として平郡～柳井間を1日2往復運航。
	周防大島町	周防大島町	久賀～前島	島民の通院及び買い物を主な利用として久賀～前島間を1日3往復運航。
			情島～伊保田	島民の本土への通勤者及び通院者を主な利用者として、情島～伊保田間を1日5往復運航。
			樽見～日前	島民の通園・通学及び通勤・通院を主な利用として、樽見～日前間を1日4往復運航。
	上関町	上関町	八島～上関	島民の通院及び生活物資の輸送を主な利用として八島～上関間を1日3往復運航。
		上関航運（有）	祝島～柳井	島民の通院・通学及び生活物資の輸送を主な利用として祝島～柳井間を1日3往復運航。
	田布施町・平生町	熊南総合組合	馬島～麻里府・佐合島～佐賀	島民の通院及び生活物資の輸送を主な利用として馬島～麻里府・佐合島～佐賀間を1日5往復運航。

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位: 千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		332,438	337,749	350,840
節	うち負担金補助及び交付金	332,376	337,742	350,834
	うち委託料			

	うち貸付金			
財 源 内 訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	332,438	337,749	350,840

エ 本事業による効果

有人離島の航路について、定期航路が確保されており、また、その航路の便数は1日2便以上が確保され、住民の日常生活に、また、離島地域における交流人口の拡大に寄与しており、創意工夫を生かした離島の自立的発展に効果があると認められる。

オ 監査手続

- (ア) 山口県離島航路補助金交付要綱、山口県補助金等交付規則等により交付申請が行われ、山口県離島航路補助金が適正に交付されているかを確認した。
- (イ) 平成24年度離島航路補助金の交付決定及び額の確定の起案書、離島航路補助金積算資料等を閲覧して、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているかを確認した。
- (ウ) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価書を閲覧して、内容吟味を行った。
- (エ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

カ 監査結果

- (ア) 県内14の離島航路事業について、その経営状況をみると、平成23年度決算ベースで、県内全離島航路事業者の合計欠損額は8億円を超えており、厳しい状況が続いており、いずれも、離島航路整備法に基づく離島航路整備費補助の対象航路として指定を受け、国、県などからの補助金を活用して、航路の維持・運営がなされている。

交流人口の拡大への取組を通じた利用者数の増大や事業経費の削減などの改善措置について、引き続き、国・県・市町が一体となって継続的に取組む必要があると考える。（意見）

なお、平成24年度離島航路補助金は次のとおりである。

（単位：千円）

監査後収益	監査後費用	監査後欠損額	国庫補助金額	県補助金	市町負担額
623,031	1,480,625	857,594	450,270	332,376	74,948

- (イ) 山口県離島航路補助金交付要綱の第4条第1項第1号のウの（カ）において、補助金額算定上、「特別な配慮」がされている。平成20年度以降、15%特別補助加算が継続して適用されている。この適用率は固定したもの

ではなく定期的に見直しを検討する必要がある。(意見)

(7) 運輸事業振興助成事業

ア 事業の目的

昭和 51 年度の税制改正により軽油引取税が暫定的に引き上げられ、この引き上げの影響の大きいバス事業及びトラック事業に対して、公共輸送機関の輸送力の確保及び輸送コストの上昇の抑制等を図り、輸送サービスの改善と充実に資するものである。平成 22 年 5 月の事業仕分けで透明性の確保を図ることを指摘され、平成 23 年 8 月に「運輸事業の振興の助成に関する法律」(平成 23 年法律第 101 号) が法制化された。

イ 事業概要

(ア) 補助対象事業

- a 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業(以下、「特定運輸事業」という。)を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- b 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- c 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業
- d 特定運輸事業の適正化に関する事業
- e 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- f 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- g 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業(当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。)
- h 全国を単位とする一般社団法人であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、資金の出えんを行う事業(当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。)
- i 前各号の他、特定運輸事業の振興に資する事業で知事が特に必要と認める事業

(イ) 補助対象事業者

- a 事業者により構成される県単位の公益法人《一般社団法人山口県トラック協会(以下、「山口県トラック協会」という。)、公益社団法人山口県バス協会(以下、「山口県バス協会」という。))》
- b バス事業を行う地方公共団体(宇部市交通局、岩国市交通局)

(ウ) 交付状況

(単位: 千円)

交 付 先	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
山口県トラック協会	279,728	318,391	309,854
山口県バス協会	23,244	26,156	25,021
宇部市交通局	1,698	1,843	1,860
岩国市交通局	920	1,259	1,547
合 計	305,590	347,649	338,282

ウ 決算額の内容及び財源内訳

(単位：千円)

年 度		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
決 算 額		305,590	347,649	338,282
節	うち負担金補助及び交付金	305,590	347,649	338,282
	うち委託料			
	うち貸付金			
財源内訳	国庫支出金			
	その他			
	一般財源	305,590	347,649	338,282

エ 監査手続

- (ア) 山口県運輸事業振興助成補助金交付要綱、山口県補助金等交付規則、運輸事業の振興の助成に関する法律等により交付申請が行われ、山口県バス運行対策費補助金が適正に交付されているかを確認した。
- (イ) 山口県運輸事業振興助成補助金交付額の算定資料、補助金等の交付事務に係るチェックシート等を閲覧して、補助金が定められた手順によって算定され、支出されているかを確認した。
- (ウ) 一般行政経費当初予算見積調書、運輸事業振興助成交付金制度の立法化に関する資料を閲覧して、内容吟味を行った。
- (エ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

オ 監査結果

- (ア) 補助対象事業と補助金の交付目的との整合性
 a 山口県トラック協会の事業実績

(単位：千円)

項 目	金 額	摘 要
輸送力確保事業	219	・総合防災訓練

		<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安協会 ・緊急自然対策事業
安全運行確保事業	39,484	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者適性診断 ・運転記録証明 ・運行・整備管理者講習 ・パトロール車管理費 ・トラックドライバーコンテスト ・貨物自動車運転者研修
中小企業対策事業	6,108	<ul style="list-style-type: none"> ・経営診断の促進 ・コンピュータ運用 ・中小企業改善研修会 ・経営者研修会 ・人材開発育成確保事業
環境対策事業	636	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ対策事業 ・環境啓発事業 ・環境対策推進事業
広報活動事業	27,808	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ利用 ・ラジオ利用 ・広告 ・「トラックの日」 ・支部広報宣伝費 ・トラック広報
交付金運営事業	14,179	会議費、人件費
貨物自動車運送適正化事業	42,447	適正化事業管理費、事故防止対策事業他
交付金事業推進事務	502	事務費
中央出損金	69,932	公益社団法人全日本トラック協会への出損金
他会計への繰入金支出	65,800	<ul style="list-style-type: none"> ・基金・助成運用特別会計 ・研修会館特別会計 ・輸送サービス等改善対策特別会計
近代化基金取得支出	9,474	・預託による融資枠の確保
車両運搬具購入支出	3,119	・パトロール車両
預託金支出	20	・リサイクル料の預託
合 計	279,728	

b 山口県バス協会の事業実績

(単位: 千円)

項 目	金 額	摘 要
施設整備事業	4,810	・バス停ほか上屋の新設、立替、補修他
輸送サービス改善事業	5,322	・OBC ビジョン (バス車内運賃表兼用) 一部作成 ・ダイヤ編成システム、運賃カセット作成 ・バス時刻表の作成他
安全運行対策等事業	8,757	・運転者適性診断受診助成 ・ドライブレコーダー、関連機器等一部助成他
環境対策事業	100	・エコドライブキャンペーン
貸切バス事業助成事業	3,691	貸切バス事業者への助成
その他事業費	564	・ノーマイカーデーPR 費 ・事務費他
合 計	23,244	

c 補助対象事業については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により9つの事業が定められており、県においても同様の内容で山口県運輸事業振興助成補助金交付要綱において示されているが、その内容が抽象的な定めであることから、補助金の交付目的との整合性や事業効果を確認することが困難な場合がある。このため、県においては、これまでの確認に加えて、必要に応じて補助事業者から対象事業の資料を求めるなど、より具体的な用途の確認を行う必要があるものとする。
(意見)

(イ) 山口県トラック協会 (県の運輸事業振興助成補助金の91.5%を支給している。) に対する補助金の25%が公益社団法人全日本トラック協会 (以下、「全ト協」という。) に対して、中央出損金として出損されている。

全ト協は、トラック運送事業の適正な運営、健全な発展の促進、公共の福祉に寄与するための事業の実施、事業者の社会的・経済的地位向上、会員間の連携・協調の緊密化のために都道府県トラック協会の中央団体として昭和23年に設立された。平成23年9月30日に施行された「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令によって、山口県トラック協会は、中央団体である全ト協に対して、従前同様、運輸事業振興助成補助金のうち25%を中央出損金として支払を行っている。

このような制度が設けられている理由は、トラック事業やバス事業の諸施策の一部は全国的に統一して行う必要があるからとされている。

県としても、山口県トラック協会を通じて、全ト協に間接的に補助を行っていることとなるのであるから、全ト協の決算書の入手及び事業内容の確認を行う必要がある。(意見)

7 商工労働部 労働政策課

(1) 労働教育指導事業

ア 事業の目的

山口県が行う電話または電子メール（以下「メール」という。）による労働相談業務（以下「労働相談業務」という。）は、労働者及び事業主等の労働に関する様々な問題について、社会保険労務士が助言等を行うことにより、雇用管理の改善を促進し、労働者の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

山口県は、競争入札等審査会において、労働相談業務の委託先として選定する業者（以下「受託者」という。）に以下の業務を委託する。

- (ア) 労働相談員を選任すること。
- (イ) 労働相談業務を行うこと。
- (ウ) その他この要領に定める事務を行うこと。

ウ 労働相談の実施方法

労働相談員の専任及び指示

- (ア) 受託者は、年度当初、労働相談員名簿を作成し、労働政策課へ提出する。
- (イ) 受託者は、毎月 25 日までに、翌月の労働相談員を選任し、労働相談業務の実施を指示する。
- (ウ) 受託者は、毎月 25 日までに、翌月の労働相談員勤務予定表を労働政策課長へ提出する。なお、予定を変更する場合は、事前に労働政策課長へ届出すること。

エ 労働相談員の業務等

(ア) 勤務場所

労働相談員の勤務場所は、選任された相談員の主たる事務所とする。

(イ) 勤務日及び勤務時間

項目	内容
勤務日	月曜日から土曜日まで (祝日、年末年始を除く)
勤務時間	9:00~18:00

オ 事務処理手順

(ア) 労働相談の受付

- a 労働相談は、電話又はメールにより受け付けるものとする。
- b 電話による相談（以下「電話相談」という。）については、労働ホットライン（労働政策課）の回線にかかってきたものを、当番労働相談員の主たる事務所の回線へ転送することにより、当番労働相談員が受け付けるものとする。

- c メールによる相談（以下「メール相談」という。）については、労働ホットライン（労働政策課）のアドレスに送信されてきたメールを当番労働相談員のアドレスへ転送するか、又はメールの内容をプリントアウトしたものを、ファックスにより当番労働相談員の主たる事務所へ送信することにより、当番相談員が受け付けるものとする。

(イ) 労働相談の処理

- a 電話相談については、転送を受けた当番労働相談員が、処理するものとする。
- b メール相談については、転送を受けた当番労働相談員が、当該労働相談に係る回答を作成し、労働政策課に再転送するものとする。相談者に対しては、労働政策課から当該回答メールを返信することにより処理するものとする。

カ その他の業務

労働相談員は、その他労働政策課長が指示する事項を処理する。

キ 監査手続

委託契約書、労働相談(労働ホットライン)委託実施要領、勤務実績報告書及び業務委託検査調書等を閲覧して、委託契約が適切に行われ、その履行が確実に行われたか等を確認した。

ク 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(2) 労働福祉金融対策費

ア 事業の目的

低利の貸付制度により、企業倒産又は事業不振、縮小等により離職を余儀なくされた者の生活安定や中小企業勤労者の福祉増進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

事業区分	平成 24 年度新規融資枠(千円)	貸付要件			金融機関への預託(千円)	備考
		資金用途	限度額(千円)	貸付期間 () うち据置		
県・市町中小企業勤労者小口資金 (中小企業勤労者に)	350,000	大学教育資金	3,000	10年 (在学中 4年)	119,431	

低利資金を貸し付け、 生活の安定を図る。 貸付金利 年 1.8%		育児・介護休業資金	1,000 (一定の場合 1,500)	10年 (休業中1年)		
		冠婚葬祭療養資金	1,000	10年		
		災害資金	1,000	10年(1年)		
		生活向上資金	1,000	10年		
県・市町離職者緊急対策資金 (離職を余儀なくされた勤労者に対し低利資金を貸し付け、生活の安定を図る。) 貸付金利 年 1.0%	300,000	大学教育資金	1,500	10年 (在学中4年)	117,501	
		住宅資金償還金	700	6年 (別に1年)		
		冠婚葬祭療養資金	1,000	10年(1年)		
		災害資金	1,000	10年(1年)		
		一般生活資金	1,000	10年(1年)		
中小企業勤労者賃金支払資金 (賃金遅払が発生した中小企業勤労者に低金利資金を貸し付け、生活の安定を図る。) 貸付利率 年 1.8%	50,000	—	540	6カ月	18,000	
勤労者住宅建設促進資金	—	—			1,340,943	既貸付 金残高 に応じ た預託
勤労者台風災害住宅緊急対策資金	—	—			8,717	
駐留軍関係従業員生活資金	—	—			103	

ウ 監査手続

金銭消費寄託契約書、山口県・市町中小企業労働者小口資金貸付要綱、山口県・市町離職者緊急対策資金貸付要綱等を閲覧して、当該業務が適切に行われているか等を確認した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(3) 技能五輪・アビリンピック選手育成支援強化事業

ア 事業の目的

若年技能者や技能を志す学生等が、各種技能競技大会などに参加しやすくすることで、自らの技能を向上させる機会を確保するとともに、熟練技能者等を彼らのもとに派遣して技術指導等を行うことにより、優れた技能の継承と次世代技能者の育成を促進する。

イ 事業の内容

(ア) 技能五輪全国大会等への支援

技能五輪全国大会等への参加選手及び入賞者数の維持・増加を図るため、選手の育成強化や大会派遣について、県独自の取組により支援する。

a 第50回技能五輪全国大会

b 第33回全国障害者技能競技大会

(イ) 熟練技能者等の派遣・指導

山口マイスター等のものづくり熟練技能者を学校や訓練機関、企業等の申請に応じて派遣し、技能検定対策講座や各種技能競技大会に向けた技術指導等を実施する。

(ウ) 交付の対象及び補助金の額

補助金の交付対象は、技能五輪全国大会に参加する選手に対して育成強化支援事業を行う山口県職業能力開発協会並びに、全国障害者技能競技大会(アビリンピック)に参加する選手本人または当該選手の育成強化を行う所属企業・団体等とする。

(エ) 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額

(単位：円)

経費の区分	補助事業に要する経費(補助対象経費)	補助金の額
技能五輪全国大会関係経費	7,844,665	7,844,665
①選手育成強化費	3,388,835	3,388,835

②大会派遣費	4,455,830	4,455,830
--------	-----------	-----------

ウ 監査手続

(ア) 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金交付要綱、補助金の交付事務に係るチェックリスト等を閲覧して、補助金が交付要綱に基づき、適正に執行されているかを確認した。

(イ) 委託契約書、山口マイスター等派遣事業業務委託仕様書等を閲覧して地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約が適正に行われているかを確認した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(4) 認定職業訓練促進事業

ア 事業の目的

認定職業訓練の円滑な運営を促進し、労働者の職業能力の開発及び向上を図る。

イ 補助率及び補助対象基準

補助金の額の確定の基準（以下「基準額」という。）は、次の①及び②により算出した合計額とし、基準額に基づき算定された額と補助対象経費の3分の2の額を比較して低い方の額を補助金の額とする。

(ア) 長期間の訓練課程に係る補助対象基準額

a 長期間の訓練課程に係る補助対象基準額

区 分	1 訓練科当たりの 補助対象訓練生数	基 準 額
I T 以外 (注1)	5 人未満	1,578,000 円 (固定費)
	5 人以上	1,238,000 円 + 68,000 円 × 当該訓練生数 (固定費) (1 人当たり単価) (注2)

(注1) 「I T 以外」とは「I T 対応」の訓練科以外の訓練科であること (以下同じ)。

(注2) 対象訓練生は出席率 80% 以上の者に限る。(以下同じ)。

区 分	1 訓練科当たりの 補助対象訓練生数	基 準 額
I T 対応	5 人未満	1,948,000 円 (固定費)
	5 人以上	1,608,000 円 + 68,000 円 × 当該訓練生数 (固定費) (1 人当たり単価)

b 専門課程

7,662,000 円 + 142,000 円 × 当該訓練生数
(固定費) (1 人当たり単価)

c 上記 a 及び b について、共同認定職業訓練実施団体の行う訓練については、1 認定職業訓練施設につき次の経費を加える。

- ・ 訓練生募集会費 80,000 円
- ・ 臨時教務職員の配置のための経費 160,000 円
- ・ 訓練生の定着促進のための経費 80,000 円

(イ) 短期間の訓練課程に係る補助対象基準

各訓練課程において定める訓練単位数の 1 単位当たりの補助基準に、当該訓練生数及び訓練単位数を乗じて得た額。(注 3)

訓練の種類	訓練課程		基準額	
普通職業訓練	短期課程	① 施行規則別表 4 に係るもの	I T 以外	52,000 円
			I T 対応	64,800 円
		② 施行規則別表 5 に係るもの	I T 以外	30,000 円
			I T 対応	42,400 円
		③ ①及び②以外	I T 以外	5,760 円
			I T 対応	8,860 円
高度職業訓練	専門短期課程		I T 以外	6,220 円
			I T 対応	9,560 円
指導員訓練	研修課程		I T 以外	5,760 円
			I T 対応	8,860 円

(注 1) 上記表中、短期課程のうち③並びに専門短期課程及び研修課程の各訓練課程にあつては、訓練単位数の 1 単位当たりの補助基準である。また、1 コースの中で「I T 対応」と「I T 以外」の訓練を実施する場合は、それぞれ時間数に応じた訓練単位を併用すること。

ウ 監査手続

山口県認定職業訓練運営事業補助金交付要綱、山口県認定職業訓練施設等整備事業補助金交付要綱、平成 24 年度職業能力開発校設備整備費等補助金(認定職業訓練助成事業費)における補助対象経費の算定基準について(厚生労働省職業能力開発局長)等の関係資料を閲覧し、交付要綱に基づき業務が適正に行われているか等を確認した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(5) 職業能力開発協会育成費

ア 事業の目的

山口県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が、職業能力開発促進法

(昭和 44 年法律第 64 号) 第 82 条の規定に基づく事業 (以下「補助事業」という。) を円滑に行うことにより、職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的とする。

イ 交付の対象及び補助金の額

補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものの一部とする。

(ア) 協会の管理に要する経費

- a 職員の給料及び諸手当に要する経費
- b 協会の維持、管理に要する経費

(イ) 協会の事業の実施に要する経費

- a 職業訓練振興事業のうち、48 時間講習事業、職業能力開発促進大会及び職業能力開発推進者経験交流プラザ事業に係る経費であって、国が示す補助対象外経費を除く経費
- b 技能競技大会関係事業に係る経費であって、国が示す補助対象外経費を除く経費
- c 技能検定関係事業に係る経費であって、国が示す補助対象外経費を除く経費

(ウ) 補助金の額は定額とする。

ウ 平成 24 年度技能向上対策費補助金の確定見込額

(ア) 都道府県技能検定実施事務費

区 分	金 額
国の補助金	312,000 円
技能検定実施事務に要した額	1,019,210 円

(イ) 都道府県職業能力開発協会費

区 分	金 額	備 考
国の補助	19,161,000 円	
県の補助	19,162,000 円	
間接補助事業に要した経費から当該事業に係る収入及びその他の収入 (会費収入及び寄付収入を除く) を控除し 2 分の 1 した額	19,639,209 円 [イ - (ロ + ハ + ニ)] 1/2 (イ) 113,029,495 円 (ロ) 53,021,500 円 (ハ) 20,720,856 円 (ニ) 8,721 円	間接補助対象経費 事業収入 各種積立金取崩収入 その他収入 (預金利息他)

(ウ) 技能向上対策費補助金の確定見込額

確定見込額 (上記①+②)	19,473,000 円
---------------	--------------

エ 監査手続

山口県職業能力開発協会費補助金交付要綱、平成 24 年度技能向上対策費補助金(都道府県職業能力開発協会費)事業実施計画書、平成 24 年度技能向上対策費(都道府県技能検定実施事務費・都道府県職業能力開発協会費)補助金の内示について(厚生労働省職業能力開発局長)等の資料を閲覧し、交付要綱に基づき業務が適正に行われているか等を確認した。

オ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(6) 運営費及び基本実習費(職業能力開発校設備整備費等補助金)

ア 事業の目的

交付の対象となる事業の実施を円滑にし、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的とする。

イ 交付の対象

この補助金は次の事業を交付の対象とする。

- (ア) 県が行う県立職業能力開発校の建物・機械の整備事業
- (イ) 県が行う県立職業能力開発校の職業訓練指導員に対する研修事業
- (ウ) 以下省略

ウ 平成 24 年度予算化された施設・機械器具整備費

	学校名	整備内容	節	当初予算	国庫補助 内示額(1/2)	備考
設備	西部校	地下重油タンク 改修工事	委託料	333	0	補助対象外
			工事請負費	10,015	5,007	
機器	東部校	ダイアグモニター	備品購入費	334	167	
		プレート型リフト	備品購入費	3,685	0	補助対象外
		パソコンシステム	備品購入費	4,860	2,430	
	西部校	電動工具用集塵機	備品購入費	248	124	
		防炎暗幕	備品購入費	923	461	

* プレート型リフトについては、一才で整備。

エ 監査手続

平成 24 年度職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費)算定基準、平成 24 年度職業能力開発校設備整備費等補助金実績報告書等を閲覧し、事業が適正に行われているか等を確認した。

オ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(7) 子育て女性等の再就職支援事業

ア 事業の目的

就労経験がない又は乏しいこと等により就労が困難となっている児童扶養手当受給者及び生活保護受給者等に対し、就労経験がない又は乏しいことに配慮した職業訓練を実施することにより、これら就職困難者の職業的自立を目的とする。

目的を達成するため、民間教育訓練機関等を活用し、就業に就くための「職業訓練」を国の委託を受け実施するものである。

イ 実施方法

山口県では、上記事業を県事業「子育て女性等の再就職支援事業」の中において受託している。

具体的には、子育て女性等の再就職支援事業として、託児付きの職業訓練や県内各地域で実施される臨時訓練に母子家庭の母等の定員を別枠で設定し、職業訓練を行うことにより、育児や介護等によって離職した女性や母子家庭の母等の就職を支援する。

対象者は子育て等により長期間職に就いていない女性や母子家庭の母等で公共職業安定所の受講斡旋のある者である。

県 事 業		国 事 業
子育て女性等の再就職支援	①託児付き職業訓練 ・定員 40 人 (20 人×2 コース)	離職者等再就職訓練事業
	②離職者等再就職訓練の定員に母子等枠を上乗せ設定 ・定員 48 人 (1 コース当たり 2~4 人を設定)	母子家庭の母等の職業的自立促進事業

ウ 業務の内容

- (ア) 訓練の実施
- (イ) 訓練生の就職支援
- (ウ) 訓練及び就職支援の実施に付随する業務
- (エ) 託児サービスの提供

エ 訓練期間、訓練実施日及び訓練時間

(ア) 訓練期間及び訓練実施日

訓練期間は、区分ごとに下表のとおりとする。

また、訓練は、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く日に設定するものとし、標準訓練日数を下表のとおりとする。なお、土曜日、日曜日又は祝日に訓練を実施する場合は、高等産業技術学校と事前に協議し、その承諾を受けること。

(イ) 訓練時間

一日当たりの訓練時間は、5時間を標準とし、標準総訓練時間は下表のとおりとする。なお、1単位時間を45分以上60分間未満（休憩時間を除く。）で設定し、1単位時間を1時間として算定しても差し支えない。

区 分	訓 練 期 間 の 設 定	標準訓練日数	標準総訓練時間
託児サービス付訓練 (3か月)	3か月以内とし、原則として、訓練終了日は訓練開始日に対応する日の前日とする。	60日	300時間

オ 訓練対象者

訓練対象者は、次のいずれにも該当する者であつて、山口県立東部高等産業技術学校長又は山口県立西部高等産業技術学校長（以下「校長」という。）が女性訓練の受講者として適当と認めたもの（以下「訓練生」という。）であること。

(ア) 次のいずれかに該当する者であること。

- a 母子家庭の母
子の年齢が20歳未満の母子家庭の母
- b 長期未就労女性
就労経験のない若しくは就労経験に乏しい又は長期（概ね1年程度以上）職に就いていない女性
- c 訓練期間中に託児サービスを必要とする者

(イ) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者であること。

(ウ) 公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けている者であること。

カ 委託料

受託業務に要する経費については、厚生労働省が定める受託訓練実施要領に基づき、次のとおり女性訓練の業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）へ支払うものとする。

(ア) 訓練実施経費

- a 訓練生1人1月当たりの単価50,000円（外税）を上限として決定し支払うものとする。ただし、1か月当たりの訓練時間が100時間（1単位時間を1時間とみなす場合は100単位時間とする。以下同じ。）未満の時は、50,000円に当該計画における1か月の訓練時間を乗じて100時間で除して得た額（1円未満は切り捨て）を上限単位とする。
- b 前記aの1人1月当たりの単価は、1人1月当たり受託金額算定票により算定された1人1月当たり受託金額とする。ただし、高等産業技術

学校との協議による訓練内容の修正により当該金額により難いときは、別途、協議の上、定めるものとする。

- c 訓練生1人当たりの委託料の額は、1人1月当たりの単価に訓練月数を乗じて得た額とする。ただし、訓練途中で訓練生が退校した場合等の当該訓練生の委託料の額は、1か月ごとに算定するものとする。この場合において、当該1か月間に当該者に対して訓練が行われた日数（以下「訓練実施日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上のいずれにも該当しないときは、当該1か月の訓練すべき日数を分母に、訓練を行った日数を分子にして得た率に、1人1月当たりの委託料の額を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てて得た額とし、訓練実施日数が16日以上若しくは訓練時間数が96時間以上であるときは1人1月当たりの委託料の額とする。

(イ) 託児サービスに係る就学前の児童1人当たりの経費

- a 託児サービスに係る委託料の額は、委託サービスの提供に要する実費とし、託児に係る児童1人1月当たりの単価に訓練月数を乗じて得た額とする。ただし、当該単価は66,000円（外税）を上限として決定し支払うこととする。
- b 前記aの託児サービスに係る児童1人1月当たりの単価は、1人1月当たり受託金額算定票により算定された1人1月当たり受託金額とする。
ただし、高等産業技術学校との協議による訓練内容又は託児サービスの内容の修正により当該額に寄りがたいときは、別途、協議の上、定めるものとする。
- c 訓練途中で訓練生が退校した場合、または、その他の事情により訓練受講者が託児サービスの利用を中止した場合の取扱いについては、(ア)cの例による。

キ 実施訓練コースの概要

実施する訓練の訓練分野及び実施地域、開始時期、定員は下表のとおりとする。

種 別	地 域	訓 練 分 野	定 員	開 始 時 期
託児サービス 付き訓練（3か月）	周南又は防府	一般事務又は経理事務	20	5月～9月
託児サービス 付き訓練（3か月）	宇部又は下関	一般事務又は経理事務	20	5月～9月

(ア) 訓練実施場所

訓練実施場所は、コースごとに指定された地域内とし、地域区分は次の表のとおりとする。

地 域		左の地域に属する市町
東部高等産業技術学校 担当地域	岩国地域	岩国市、和木町
	柳井地域	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
	周南地域	下松市、光市、周南市
	防府地域	防府市
	山口地域	山口市
西部高等産業技術学校 担当地域	宇部地域	宇部市
	山陽小野田地域	山陽小野田市
	美祢地域	美祢市
	下関地域	下関市
	萩・長門地域	萩市、長門市、阿武町

ク 訓練内容

- (ア) 各訓練分野の訓練内容は、別表「訓練分野一覧表」のとおりであり、「最低取得目標資格」の取得を達成でき、「カリキュラム作成上の要件」を満たす訓練内容とすること。
- (イ) 訓練内容は、企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズに合致し、常用雇用の求人が見込まれる職種に係る訓練とし、次の内容とすること。
- a 訓練職種に係る基礎的な知識の習得
 - b 訓練職種に関する技能等の習得
 - c 実践的な技能・技術や知識の習得
 - d 就職に有利かつ必要な資格取得に必要な知識・技能等の習得
 - e 一般常識等社会人として最低限必要な知識の習得
- (ウ) 訓練内容は、求職者の就職促進に真に資するものとし、次に掲げる職業意識の涵養・基礎能力の養成等に資する内容についても配慮すること。
- a 予想される就職先の職種に関する求人若しくは労働の条件又は必要な免許、資格若しくは実務経験等、雇用の状況に関する理解の促進に資するもの。
 - b 予想される就職先の職種について、企業が求める人材像の理解の促進に資するもの。
 - c 当該訓練の受講意欲の喚起に資するもの。
 - d 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの。

ケ 託児サービスの提供

(ア) 託児サービスの内容

a 託児サービスの提供内容

訓練時間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所及び一時預かり施設においては、児童福祉施設最低基準を満たす保育内容を、認可外保育施設においては、認可外保育施設指導監督基準を満たす保育内容を提供すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関と校長が協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定するものとする。

b 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

(a) 施設内託児サービス

訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、受託者自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

(b) 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、受託者自らが又は委託により、託児サービスを提供する。この場合にあっても、原則として訓練生自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

なお、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から概ね半径2km以内の通所可能な距離にある場所であること。また、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合、受託者は、訓練実施場所に訓練生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮のうえ、その場所まで児童の送迎を行う等、必要に応じて対応すること。

コ 訓練分野一覧

区分	訓練分野名	最低取得目標資格	カリキュラム作成上の要件
知識等習得 (6カ月)	介護職員基礎	介護職員基礎研修	
	情報IT	ITパスポート+コンピュータサービス技能評価試験（ワープロ部門2級、表計算部門2級）	
	OA経理	コンピュータサービ	

		ス技能評価試験（ワープロ部門 2 級、表計算部門 2 級）＋日商簿記 2 級	
	接客サービス	接客サービスマナー検定 2 級、サービス接客検定 2 級、販売士 2 級のいずれか	目標資格の習得を達成する訓練に、接客業の職務に必要な知識・技能を習得する訓練を付加すること。（付加する訓練内容の例示：冠婚葬祭知識、パソコン、経理、色彩基礎・応用、ラッピング、外国語等）
知識等習得 （3 か月） ・委託訓練活用型デュアルシステム	介護実務	訪問介護員養成研修（2 級課程）	目標資格の取得を達成する訓練に、介護の職務に必要な知識・技能を習得する訓練を付加すること。（付加する訓練内容の例示：パソコン、ガイドヘルパー資格取得等）
・企業魅了体験プログラム ・子育て女性等就職支援事業（託児サービス付）	一般事務	コンピュータサービス技能評価試験（ワープロ部門 3 級、表計算部門 3 級）	目標資格の取得を達成する訓練に、一般事務職、営業事務職等の職務に必要な知識・技能を習得する訓練を付加すること。（付加する訓練内容の例示：ワープロ・表計算 2 級、データベース、Web、パソコン実践対応能力習得、経理事務基礎、総務・人事・労務管理等）
	医療事務	メディカルクラーク	目標資格の習得を達成する訓練に、医療事務の職務に必要な知識・技能を習得する内容を付加すること。（付加する訓練内容の例示：ドクターズクラーク、ケアクラーク、パソコン等）
	経理事務	日商簿記 2 級	

サ 監査手続

平成 24 年度母子家庭の母等の職業的自立促進事業委託契約書、母子家庭の

母等の職業的自立促進事業委託要綱、離職者等再就職訓練事業委託契約書、子育て女性等の再就職支援事業(託児サービス付き訓練)仕様書、子育て女性等の再就職支援事業(託児サービス付き訓練)事業計画書等を閲覧し、適正に事業(委託取引)が行われているか等を確認した。

シ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(8) 障害者就業支援事業

ア 事業の目的

障害者就業・生活支援センターに、就業支援担当者と連携しながら、障害者雇用の普及啓発を行う「障害者雇用支援員」を配置し、企業訪問等による障害者雇用の普及啓発を図る。

イ 業務の内容

(ア) 障害者雇用支援員の配置 (1人)

(イ) 障害者雇用支援員の業務内容

障害保健福祉圏域内の障害者法定雇用率未達成の民間企業(以下「対象企業」という。)に対し、就業支援担当者と連携しながら、次の業務を行う。

- a 対象企業への訪問や電話連絡等を通じ、障害者雇用に関する制度、助成金等の普及啓発及び雇用上の課題・支援ニーズの把握を行うこと。
- b 対象企業の課題・支援ニーズに応じて関係機関(公共職業安定所、山口高齢・障害者雇用センター等)との連絡調整を行うこと。
- c その他、障害者雇用の普及啓発に必要なこと。

ウ 実施場所

障害者就業・生活支援センター

エ 留意事項

東日本大震災等の影響による失業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者(以下「被災求職者」という。)若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。)の新規雇用により配置すること。ただし、被災求職者を優先的に雇用すること。なお、上記の失業者では雇用を充足できず、事業を実施できない場合には、上記以外の失業者(平成23年3月11日より前から失業していた者)の新規雇用にも配置することも差し支えないこと。

オ 平成24年度障害者雇用支援員設置事業実施状況

区	分	件数等
---	---	-----

・対象企業訪問延べ件数（実企業数）	713 件（570 件）
・対象企業電話連絡等延べ件数（実企業数）	594 件（441 社）
・関係機関（公共職業安定所、山口高齢・障害者雇用支援センター等）との連絡調整延べ件数）	244 件
・対象企業における雇用上の課題・支援ニーズの内容等（延べ件数）	
担当業務の選定に関すること	345 件
周囲とのコミュニケーションに関すること	74 件
職場設備の改善に関すること	29 件
処遇（賃金、労働時間、能力開発、昇進等）に関すること	77 件
障害者雇用に関する制度や各種助成金に関すること	62 件
その他	380 件
・対象企業における障害者に係る新規求人状況	
企業数（延べ企業数）	82 社
求人数（延べ人数）	94 人
・対象企業における障害者の新規雇用状況（雇用契約を結んだもの）	
企業数（延べ企業数）	55 社
雇用人数（延べ人数）	59 人

カ 監査手続

委託契約書、障害者雇用支援員設置事業仕様書、契約情報(随意契約とした理由)、障害者就業支援事業の事業計画書、業務委託検査報告書等を閲覧し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約の妥当性等について確かめた。

キ 監査結果

契約先の法人について、途中で支援員が退職し新たに支援員を雇用しているものがあつた。新たな支援員を雇用する5日間、支援員がいない状態が生じていた。契約（契約書、仕様書）上は、その場合の取扱いの明記はなく、また、特に減額の検討も行われていなかった。このケースは特に影響はないとの説明があつたが、期間による契約であり、また、途中で支援員の交代がある場合には、業務の効率化にも影響があると考えられる。

契約上、支援員の交代が必要な場合の対応について定めておく必要があるものとする。（指摘）

(9) 産業人材育成総合支援事業

ア 事業の目的

厳しい雇用情勢が続く中で、離職者や新卒者の早期就職を支援するため、民間教育訓練機関等の機動性を活用した多様な職業訓練を行うことにより、本県産業を担う人材の育成を図る。

イ 事業の内容

(ア) 離職者等求職者を対象とした職業訓練（委託訓練）

厳しい雇用情勢を踏まえ、平成 23 年度と同規模の訓練を実施する。未就職卒業者の優先枠を確保する。

具体的には、108 コース 1,880 人（未就職卒業者優先枠 80 人）の訓練を実施する。

a 知識等習得訓練

求人ニーズの高い介護、情報等の分野の訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施する。

コース別	内 容	職業訓練人数	うち未就職卒業者優先枠
3 か月 63 コース	介護（ホームヘルパー2級）	460 人	25 人
	情報（OA）、医療事務等	800 人	25 人
6 か月 11 コース	介護（介護職員基礎研修）	100 人	10 人
	情報（IT）、OA 経理	80 人	10 人
	接客サービス	40 人	10 人

b 資格取得訓練

安定雇用に向けた資格取得のための訓練を実施する。

コース別	内 容	職業訓練人数
2 か年	介護福祉士	80 人
10 コース	保育士	30 人

c デュアルシステム訓練

学科と実技、企業実習を組合せた訓練を実施する。

区 分	コース別	内 容	職業訓練人数
委託訓練活用型デュアルシステム訓練	4 か月 22 コース	情報（OA）、経理事務等	250 人
企業魅力体験プログラム	4 か月 2 コース	情報（OA） ※若年離転職者等を対象に、職場体験やオーディションを組み込んで実施。	40 人

(イ) 在職者を対象とした職業訓練（オーダーメイド型在職者訓練）

中小企業組合等からの要望に応じた職業訓練を高等産業技術学校で実施する。

コース別	内 容	職業訓練人数
13 コース	※要望に応じた分野 電気工事、機械加工、溶接、木工技術 鉄筋組立等	155 人

ウ 監査手続

(ア) 山口県業務委託プロポーザル方式実施要領、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領の運用について、平成 24 年度委託訓練の業務委託に係るプロポーザル説明書及び平成 24 年度委託訓練第 1 回プロポーザル審査結果及び未就職者優先枠の設定等の資料を閲覧し、業務委託手続の妥当性を検討した。

(イ) 委託訓練実施要領、委託訓練(保育士養成科)仕様書」等を閲覧し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約の妥当性を検討した。

エ 監査結果

知識等習得訓練、デュアルシステム訓練は、過去を踏襲して毎年度公募型プロポーザル方式を採用しているが、「山口県業務委託プロポーザル方式実施要領の運用について」では「プロポーザル方式を実施する場合は、プロポーザル方式によることとした具体的な理由を明記しておくこと。」とされている。毎年度検討を行って理由を明確にした文書を残す必要がある。(意見)

(10) 若者就職支援センター管理運営費

ア 若者就職支援センターを中心として、関係機関との連携による相談から職業紹介までの一連の就職支援サービスをワンストップで提供するなど、若者の雇用対策を総合的に推進し、若年人材の確保と県内定着の促進を図る。

イ 事業の内容

(ア) キャリアカウンセリング及び各種セミナーの実施

- a センターでのキャリアカウンセリング・各種セミナーの実施
- b 県民局でのキャリアカウンセリングの実施
- c ブランチ校等県内大学等へのキャリアカウンセラーの派遣
- d 各種関連イベントでの出張カウンセリングの実施
- e 若年離職者を対象とした正社員化プログラムの実施

(イ) 若者就職支援センターホームページ及び就職支援システムの運営等

- a センターホームページによる求人・イベント情報の提供、Uターン就職支援

b 「YYジョブサロンPRESS」等、センター就職支援情報誌の発行
 (ウ) センター利便性の向上

- a 第2・4日曜日を臨時開館し、サンデーカウンセリング等を実施
- b 就職関連図書の無料貸出し、就職関連DVDの視聴サービスを提供
- c カウンセリング等の待ち時間に子供と遊べるコーナーの設置

(エ) Uターンの促進

- a Uターン相談窓口の設置（山口、東京、大阪）及び無料職業紹介の実施
- b Uターン就職フェアの開催（山口、長門）

(オ) 新規学卒者への就労相談カードの配布

就労等に関する悩みの相談窓口等を記載した就労相談カードを作成し、高卒・大卒等就職予定者に対して、卒業時に配布。

ウ 平成24年度収支報告書

[収入の部]

(単位：円)

区 分	予算額①	決算額②	差異(①-②)	備 考
指定管理料	145,337,000	145,337,000	0	
前年度までの内部留保金	39,278,883	39,278,883	0	
合 計	184,615,883	184,615,883	0	

[支出の部]

(単位：円)

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差異(①-②)	備 考
給料手当	77,104,000	67,245,183	9,858,817	
広報費	3,900,000	4,250,518	△350,518	
会場使用料	1,300,000	878,220	421,780	
修繕費	420,000	1,291,847	△871,847	
光熱水費	1,812,000	1,798,822	13,178	
委託費	15,950,952	14,989,102	961,850	
賃借料	358,800	354,221	4,579	
旅費交通費	4,400,000	3,988,708	411,292	
通信運搬費	3,340,000	4,145,773	△805,773	
消耗品費	1,989,000	2,225,471	△236,471	
印刷製本費	3,020,000	3,405,640	△385,640	
諸謝金	2,808,000	3,079,650	△271,650	
負担金支出	3,600	3,600	0	

その他支出	630,129	1,341,533	△711,404	
事務管理費	32,622,552	30,391,285	2,231,267	
計	149,659,033	139,389,573	10,269,460	
消費税	6,920,809	6,920,809	0	
合計	156,579,842	146,310,382	10,269,460	

エ 平成 24 年度支出内訳

科目	個別事業等内訳(単位:円)				計
	人件費・維持 管理費	カウンセリン グ等の実施	Uター ン職 業紹介	HP管理・運 営と広報	
給料手当	67,245,183				67,245,183
広報費				4,250,518	4,250,518
会場使用料		658,220	220,000		878,220
修繕費	1,291,847				1,291,847
光熱水費	1,798,822				1,798,822
委託料	999,600	4,990,010		8,999,492	14,989,102
賃借料	354,221				354,221
旅費交通費	2,841,281	829,292	318,135		3,988,708
通信運搬費	4,017,807		127,966		4,145,773
消耗品費	2,225,471				2,225,471
印刷製本費		698,800	554,540	2,152,300	3,405,640
諸謝金	71,201	3,008,449			3,079,650
負担金支出	3,600				3,600
その他支出	1,341,533				1,341,533
事務管理費	30,391,285				30,391,285
計	112,581,851	10,184,771	1,220,641	15,402,310	139,389,573
消費税					6,920,809
支出額合計					146,310,382

オ 監査手続

山口県若者就職支援センターの管理に関する包括協定書、山口県若者就職支援センター年度別事業計画書(平成 24 年度)、平成 24 年度山口県若者就職支援センターの管理に関する業務成果報告書等を閲覧し、管理運営費支出の妥当性を確認した。

カ 監査の結果

年度別事業計画書は前年度の 10 月末までに提出することになっている(包括協定書第 15 条第 1 項)が、平成 24 年度分は平成 24 年 3 月 22 日に提出さ

れており、包括協定の遵守がなされていない。(指摘)

(1 1) 若者就職再チャレンジ・サポート事業

ア 事業の目的

高校及び大学等の未就職卒業者を対象に、OFF-JT（社会人基礎力、ビジネススキルアップ研修会）及びOJT（企業における職場体験）による能力開発を実施するなど、地域若年人材の育成・早期正社員化を支援する。

イ 業務の内容

(ア) 能力開発研修の実施

未就職卒業者を6か月間雇用し、以下のとおり、県内企業等での職場体験研修や座学による実践研修等の能力開発を実施すること。

a 対象者

高校・大学等の今春3月の新規卒業者及び平成22年3月以降の卒業者（未就職卒業者又は、失業者であること。）

b 定員等

(a) 今春3月の高校新規卒業者及び平成22年3月以降の卒業者20名程度

(b) 今春3月の大学等新規卒業者及び平成22年3月以降の大学等卒業者40名程度

c 研修環境

(a) 実施体制

・各クラスに、専任の研修の指導を担当する者（チューター）1名を配置する。

・チューターはキャリアカウンセラー有資格者、若しくは取得予定者又は就職支援・教育関係従事者であって研修の適切な指導が可能であること。

・多様な課題を抱える研修生に対応するため、毎週定期的にチューターの業務を支援する有資格者の専門カウンセラーを配置すること。

・研修を実施するに当たり、適切な指導のために必要な人員を配置すること。

(b) 施設設備

研修に使用する施設設備は、職業能力開発促進法第11条の規定に基づき、研修を適切に行われることが認められるものを確保し、次の条件を満たすこと。

・研修に使用する教室は、研修生1名当たり、1.65㎡以上であること

- ・使用許諾契約に基づき、ソフトウェアが適正に使用できること。
- ・研修生1名につき1台のパソコンが使用できること。

(c) 安全管理

研修を実施するに当たり、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、研修実施中の研修生の安全衛生について、十分配慮すること。

(d) 禁止事項

次に掲げる事項を禁止する。

- ・研修生以外の者が、当該研修を受講すること。
- ・研修生を当該研修以外に関係のない作業に従事させること。

ウ 監査手続

委託契約書、平成24年度若者就職再チャレンジ・サポート事業実施仕様書、委託業務共同事業協定書、若者再就職チャレンジ・サポート事業に係る成果報告書、業務委託検査調書等を閲覧し、業務実施の妥当性を確かめた。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(12-1) 若者就職支援センター機能強化事業(高校生県内就職支援強化事業)

ア 業務の目的

平成24年3月の高校新卒予定者の県内就職希望者の1月末の就職内定率は、88.3%、未内定者も314人と、依然として、大変厳しい状況が続いている。

このため、高校教育課が所管する「高校生緊急就職対策プロジェクトチーム」の支援要請に応じ、若者就職支援センター内に設置された「高校生就職支援チーム」による取組を一層強化することが目的である。

イ 業務の内容

(ア) 高校生就職支援チームの設置

若者就職支援センター内に、副センター長をチームリーダーとする「高校生就職支援チーム」(以下「支援チーム」という。)を設置すること。

(イ) 実務担当者会議の開催

- a 具体的支援内容について、関係機関で構成する「実務担当者会議」を原則、毎月第2月曜日に開催し、協議・決定すること。
- b 毎月の実施報告書を、「実務担当者会議」に提出し、実施状況を報告すること。

(ウ) 県内高校への支援内容の周知及び利用促進等

- a 支援チームにおいて、ハローワークのジョブサポーター等と連携し、県内高校に対する支援内容の周知及び利用促進に努めること。

b 県内高校と調整し、月別の事業計画を策定の上、「実務担当者会議」に提出すること。

(エ) 高校生就職支援チームの支援内容

県内高等学校と調整のうえ、キャリアカウンセラー及び企業講師を派遣すること。

年度前半（就職選考開始前）の取組として、高校が実施する保護者・生徒に対する就職ガイダンスにおける企業や業種理解のためのセミナー・個別指導等、ミスマッチの解消のための取組を実施すること。

年度後半（就職選考開始後）の取組としては、実践的な就職力向上のための個別面接指導や企業合同就職フェアの開催等、マッチングの強化のための取組を実施すること。

a キャリアカウンセラー及び企業講師の派遣

キャリアカウンセラー及び派遣の内容は、以下のとおり。

なお、派遣先における具体的な支援内容・方法については、専任コーディネーターが派遣先の学校長が指定する担当職員と調整すること。

区 分	回 数	支 援 内 容
キャリアカウンセラーの派遣	月 10 校 程 度	○キャリアカウンセリング（個別指導） ○面接指導等に係るセミナーの開催 ○企業情報の提供 ○センター事業及び登録の案内
企業講師の派遣	20 回 程 度	○講義 ・採用者側からのアドバイス ・業界及び会社情報の提供

b 県内企業との出会いの場

高校未内定者の県内企業とのマッチングを強化するため、教育機関等関係機関と連携し、山口県若年者地域連携推進協議会が主催する下記の「ふるさと山口企業合同就職フェア」に併せて、高校生を対象とした企業合同就職フェアを開催すること。

区 分	時 期	業 務 内 容
12 月フェア	12 月中旬	○関係機関との連携・事前調整 ○参加企業等募集・取りまとめ ○学事文書課・高校教育課との調整 ○パンフレット・ポスター・チラシの作成・配布 ○会場準備・運営 ○事業報告書の作成

2月フェア	2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携・事前調整 ○参加企業等募集・取りまとめ ○学事文書課・高校教育課との調整 ○パンフレット・ポスター・チラシの作成・配布 ○会場準備・運営 ○事業報告書の作成
-------	------	---

(12-2) 若者就職支援センター機能強化事業（中小企業人材確保支援事業）

ア 事業の目的

山口県の平成23年の有効求人倍率（年平均）は、0.73倍と前年を0.12ポイント上回ったが、昨年に引き続き1.0倍を下回っており、平成24年1月の完全失業率も、4.6%と依然として厳しい雇用情勢が続いている。また、平成24年3月の大学卒業予定者の1月末の就職内定率も72.4%と前年度同月数値を下回るなど、若者の雇用情勢も一層の深刻化が懸念されている。一方、地域経済の担い手である中小企業は、雇用の主要な受け皿として意欲のある若い人材を求めており、若者と中小企業とのミスマッチが課題となっている。

このため、ハローワークに求人票を提出していない「潜在的企業求人」の掘り起こしや若年離職者と中小企業とのマッチングの促進等、今後、増加が懸念される若年離職者やフリーター等の非正規労働者を早期再就職や正規雇用に結び付けるための対策を実施する。

また、県内の中小企業は県全体の8割以上の労働者を雇用しているが、人材確保の経験やノウハウの不足、さらには若者の大企業志向等により、若年人材を確保することが困難な状況にあることから、中小企業の人材確保定着支援策を実施する。

併せて、大規模な事業撤退等に伴う雇用調整に対応するため、県内各地域において、キャリアカウンセラーによる従業員等への支援を行う。

イ 業務の内容

(ア) 求人情報の発掘

a 戸別訪問による求人情報等の収集

求人开拓員を県下7地域に配置し、中小企業を訪問の上、求人情報（新卒者、一般求職者及びUターン求職者向けの求人）を収集し、訪問日の翌朝午前8時30分までに若者就職支援センターへ報告すること。

なお、求人希望がある企業には、事業所を管轄するハローワークへの求人票提出を勧奨し、必要に応じて求人企業の情報を同ハローワークへ報告すること。

また、「キラリ！やまぐち企業ナビ」への掲載社数を200社以上とし、掲載企業の魅力情報を充実させることができるよう、訪問の際には、企業の魅力に関する情報を収集し、若者就職支援センターへ報告すること。

b 人材確保に資する情報の提供

若者就職支援センター実施の就職フェア等、各種人材確保関連情報、センター登録者の人材情報など、人材確保関連情報を中小企業へ提供すること。

なお、若年離職者やフリーター等を対象としたジョブ・フェア及び職場体験や就業体験の受け入れ企業の発掘も訪問時に併せて行うこと。

c 中小企業労働相談員との連携

各県民局に配置されている中小企業労働相談員と情報交換及び連携を行い、効率的かつ効果的な企業訪問を行うこと。

d 経済団体等との連携

商工会議所や経営者協会等の経済団体と情報交換及び連携を行い、効率的かつ効果的な企業訪問を行うこと。

(イ) 若年離職者等と中小企業とのマッチングの促進

今後も増加が見込まれる若年離職者等を早期に正規雇用（正社員化）に結び付けることを目的として、若年人材の確保に意欲のある企業（若者ジョブサポーター）による協力体制の整備や就職フェアの開催等により若年離職者等と中小企業との出会いの場を創出する。

a 若者ジョブサポーターによる協力体制の整備

(a) 各経済団体や日本青年会議所等の協力を得て、職場体験・就業体験の受入れや就職フェア参加等に協力する企業を「若者ジョブサポーター」として登録し、登録台帳を作成して管理すること。

(b) ジョブサポーター募集チラシを作成し、県と連携して募集活動を行うこと。

(c) 求人開拓員の戸別訪問等により、「若者ジョブサポーター」への登録を促進すること。

b ジョブ・フェアの開催

(a) 県内7地域において、若年離職者等を対象とした就職フェアを年3回程度開催すること。

(b) 企業の応募状況等により、1地域での開催が難しい場合には、複数の地域で合同開催するなど、求人・求職の双方にとって利便性の高いフェアとなるよう、必要に応じて県と協議して実施すること。

(c) フェア配布用資料として、参加企業ガイドブックを作成すること。

(d) フェアPR用チラシを作成し、事業の積極的PRを行うこと。

(ウ) 工業高校生の地元中小企業の理解促進のための取組

山口県では、近年、少子・高齢化を背景に人口減少が続いており、今後、就業人口の減少が懸念されている。特に、工業高校生の約3割が県外へ就職するなど、若者の県外への流出が続いており、次代のものづくり産業を支える労働力の確保や技能・技術の継承を図るため、県内就業を進める取組が必要となっている。

このため、若者就職支援センターの機能を活用して、県内全域で、中小企業の認知度の向上や中小企業と工業科を設置する高校（以下「工業科高校」という。）とのネットワーク拡大を図ることにより、工業科高校生の中小企業への理解を深め、県内就職を促進する。

a 中小企業の認知度向上の取組

(a) 求人開拓員は、製造業を営む企業を訪問し、求人情報の収集のほか、工業科高校生の中小企業への理解を促進する取組への協力を依頼し、企業の魅力情報を併せて収集する。

(b) (a) により協力が得られた企業の魅力情報を「ものづくり企業バンク」として取りまとめ、企業の了解の上、8月末までに50社程度、年間を通じて100社程度を若者就職支援センターのホームページ上で公開し、広く周知する。なお、「ものづくり企業バンク」を若者就職支援センターのホームページ上で公開する際には、企業の所在地別に検索できるよう配慮する。

b 中小企業と学校とのネットワーク拡大の取組

(a) 求人開拓員は、「ものづくり企業バンク」の情報を工業科高校へ提供するとともに、工業科高校生の中小企業への理解を深め、県内就職を促進するため、企業と学校とが相互に理解・連携することの必要性について啓発を行う。

(b) 工業科高校が、「ものづくり企業バンク」を活用して、企業見学等により地元中小企業の理解を促進するための取組を行う場合は、工業科高校と企業との相互の連携が円滑に進むよう支援する。

(c) 人材確保の意欲や高校への協力意向があるにもかかわらず、人材不足やノウハウ不足等により見学等の受入れができない企業については、他企業の受入れ事例を紹介するなどにより、受入れが可能となるよう支援する。

(エ) 中小企業相談等の実施

a 若者就職支援センター及び県内6か所の県民局において相談窓口を設置し、人材の採用・定着・育成に関する様々な課題について、中小企業の経営者や人事担当者等の相談に応じるとともに、企業が求める人材情

報の収集を行う。

- b 相談者に対して、「若者ジョブサポーター」への登録、ジョブ・フェアへの参加及び職場体験や就業体験の受入を促すとともに、相談者から収集した人材情報の若者就職支援センター事業への有効活用に努める。
- c チラシの配布等、商工会議所・商工会、市町、ハローワーク等の関係機関との連携により、事業PRを行う。

(オ) 中小企業支援セミナーの実施

セミナー名	開催目的等	年間開催回数	受講人数
中小企業人材確保支援セミナー	・人材の採用手法・定着・育成に関するセミナー ・企業の魅力発信手法等	各県民局単位で2回程度	各回20社程度

(カ) 中小企業等向け「キャリア相談サービス」の実施

開催目的等	年間開催回数	受講人数
従業員の職場定着や仕事へのモチベーションアップ等を図るために、キャリアカウンセラーが希望する企業に出向き従業員と個別のキャリア相談を行う。	企業からの希望に応じて随時	各回5人程度

(キ) その他

若者就職支援センター管理業務、高校生県内就職支援強化事業、雇用のセーフティネット強化事業及び国等の関連事業との連携・調整により、事業の相乗効果の発揮に努めること。

ウ (12-1) 及び (12-2) の監査手続

(ア) 委託契約書(企業相談等実施業務)、平成24年度企業相談等実施業務(中小企業人材確保支援事業)委託仕様書及び平成24年度企業相談等実施業務(中小企業人材確保支援事業)に係る成果報告書等を閲覧し、委託業務が適正に行われているかを確認した。

(イ) 委託契約書(平成24年度求人開拓等実施業務)、平成24年度求人開拓等実施業務(中小企業人材確保支援事業)委託仕様書及び平成24年度求人開拓等実施業務(中小企業人材確保支援事業)に係る成果報告書等を閲覧し、委託業務が適正に行われているかを確認した。

(ウ) 委託契約書(平成24年度高校生県内就職支援強化事業実施業務)、平成24年度高校生県内就職支援強化事業実施業務委託仕様書及び平成24年度高校生県内就職支援強化事業に係る成果報告書等を閲覧し、委託業務が適正に行われているかを確認した。

エ (12-1) 及び (12-2) の監査結果

(ア) 管理費について予定価格では、事業費の5%以内の設定となっているのに対し、見積書は事業費の15%の設定となっている。

トータルで予定価格を越えなければ妥当としているが、予定価格を5%以内で設定しており、15%が妥当か否か改めて検証する必要があるものと考え。 (意見)

(イ) 管理費の支出実績が見積書と比較して a、b、c ともに増加しているが、増加理由は把握していない。

金額及び事業費に対する割合が増加した理由を把握する必要があるものと考え。 (意見)

a 求人開拓

予定価格：事業費	28,817,200 円	管理費	1,361,901 円 (4.7%)
見積書：事業費	26,240,000 円	管理費	3,936,000 円 (15.0%)
支出実績：事業費	24,027,901 円	管理費	6,148,099 円 (25.6%)

b 企業相談

予定価格：事業費	16,588,000 円	管理費	829,400 円 (5.0%)
見積書：事業費	15,144,000 円	管理費	2,271,600 円 (15.0%)
支出実績：事業費	14,546,808 円	管理費	2,868,792 円 (19.7%)

c 高校生

予定価格：事業費	15,858,000 円	管理費	752,900 円 (4.7%)
見積書：事業費	14,444,000 円	管理費	2,166,600 円 (15.0%)
支出実績：事業費	12,099,204 円	管理費	4,511,396 円 (37.3%)

(ウ) 完了検査結果についての伺書に決裁日付の記入されていないものがあつたので、記入漏れの無いよう業務を行う必要がある。(指摘)

(13) 雇用のセーフティーネット強化事業

ア 事業の目的

有効求人倍率が3年以上1倍を下回るなど、依然として厳しい雇用情勢が続くなか、周南、下関、宇部地域等の相次ぐ大規模な事業所撤退に対応し、若者をはじめとした離職者の県外流出を防止する観点から、若者就職支援センターの機能を最大限に活用した再就職支援を実施することが目的である。

イ 事業の内容

(ア) キャリアカウンセラーの企業・関係市町の相談窓口への派遣

a 企業の再就職支援窓口及び関係市町の相談窓口と事前の日程調整上、キャリアカウンセラーを派遣し、個別カウンセリング等、再就職支援を実施すること。

b 事業PR用チラシを作成し、所管のハローワークや企業の再就職支援

窓口、関係市町の相談窓口と連携し、積極的PRを行うこと。

c 企業の再就職支援窓口

- ・ シルトロニック・ジャパン（株）光工場 再就職支援グループ
- ・ （株）エム・シー・エス下関工場 総務部
- ・ ルネサスセミコンダクタ九州・山口（株） 人事総務部
- ・ （株）ルネサス柳井セミコンダクタ 業務部

d 関係市町の相談窓口

- ・ 光市商工観光課
- ・ 周南市商工政策課
- ・ 下松市産業観光課
- ・ 下関市商工振興課
- ・ 山陽小野田市商工観光課
- ・ 山口市商工振興課
- ・ 田布施町経済課
- ・ 平生町経済課
- ・ 柳井市商工観光課
- ・ 宇部市商業振興課
- ・ 美祢市商工労働課

(イ) 戸別訪問による求人情報の収集等

a 中小企業人材確保支援事業で配置する7名の求人开拓員に加え、専任の求人开拓員を1名（10月9日からは2名）配置し、事前に所管のハローワークと調整の上、県内企業を訪問し、求人情報（一般求職者向けの求人）の情報収集を行うとともに、訪問企業に対し、5月、7月、11月、2月に開催する離職者就職フェア（ジョブ・フェア）への参加を促進すること。

b 上記aに併せて、求人希望がある企業には、事業所を管轄するハローワークへの求人票提出を勧奨するとともに、求人企業の情報を当該ハローワークに報告すること。

c 各県民局に配置されている中小企業労働相談員及び商工会議所や経営者協会等の経済団体と情報交換及び連携を行い、効率的かつ効果的な企業訪問を行うこと。

d 離職者就職フェア（ジョブ・フェア）の追加・前倒し開催

7月、11月、2月に中小企業人材確保支援事業で実施する離職者就職フェア（ジョブ・フェア）に加え、5月及び11月に追加・前倒し開催を実施すること。

e 実施内容

(a) 光市、周南市、下関市の3会場及び宇部市、柳井市の2会場において、開催すること。

(b) 参加企業の募集において、計画規模は、概ね40社程度とすること。

(c) 福祉・介護及び農林水産分野への就業促進及び関係市町の離職者支援等に係る情報提供を行うため、関係機関と連携し、相談ブースを設

置すること。

(d) フェアPR用チラシを作成し、所管のハローワークや企業の再就職支援相談窓口、関係市町の相談窓口と連携し、積極的PRを行うこと。

(e) フェア配布用資料として、参加企業等ガイドブックを作成すること。

ウ 監査手続

委託契約書、平成24年度求人開拓及びキャリアカウンセリング等実施業務(雇用のセーフティーネット強化事業)委託仕様書、成果報告書、業務委託検査調査及び緊急雇用創出事業実施要領等を閲覧し、業務が適正に行われているかを確認するとともに、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約の妥当性について確かめた。

エ 監査結果

(ア) 予算とほぼ同額の予定価格が作成されていた。仕様書上、必要日数等が明確に記載されていないなかで、必要人員が増加して計算されている。仕様書に県の予算限度額10,320千円が明示されているが、この計算過程が不明確である。また、仕様書上、必要日数は明確にせずに、口頭で必要日数を伝えてあるとのことであった。労働局との調整上、必要日数が変更になることも考えられるため、仕様書上明確に記載すると、臨機応変に対応できないため、このように行っているとのことであった。

しかし、当該業務の予定価格算出については、日数等を積算の根拠としており、委託業務の効果が出る日数を予定価格算出に用いているのであるから、業務の日数等を仕様書上明記する必要があるものとする。(指摘)

さらに、業務内容からしても「求人開拓」、「カウンセラー派遣」及び「ジョブ・フェアの開催」等であることから、概ね人員の稼働日数が業務内容に直結するものと考えられる。また、柔軟な対応を行う必要がある場合には、変更契約にてその目的を達成することが可能と考える。(意見)

(イ) 仕様書に県の予算限度額10,320千円が明示されていることについては、業務委託契約前の見積徴収時に先方に渡した仕様書には金額情報を空白にしたものを渡したとの回答であった。ただし、県に保管されている仕様書においては、当該業務の予算限度額を空白にした仕様書は保管していないとのことであった。(指摘)

随意契約において、どのような仕様書を基に見積書を徴収したのか不明確であることは望ましくないため、文書管理を徹底する必要があるものとする。(意見)

(ウ) 実績報告によれば、当初仕様書に記載されている業務が行われているため、行政目的は達成されているものと判断できる。しかし、仕様書には業務量の記載がないため、業務量が行政目的に適合したものとなっているか

不明であるので、この点からも再検討する必要があるものとする。(意見)

(14) 自立・就労総合サポート事業

ア 事業の目的

社会的包摂推進の観点から、社会的排除リスクの高い者への包括的支援を行うため、生活や就労に問題を抱え、本人の力だけでは社会的自立が困難な求職者等に対し、制度横断的かつ継続的支援を行う「パーソナル・サポート・サービス」を実施する。

イ 事業の内容

パーソナル・サポート・サービスの拠点となるセンターを県内3か所に設置し、パーソナル・サポート・サービスの担い手となるパーソナル・サポーター等を配置して、以下の業務を全県で実施する。

(ア) 相談窓口の設置

県内3か所のセンターにおいて、相談窓口を設置し、面談及びフリーダイヤルによる相談を実施すること。

(イ) 出張相談の実施

来所が困難な者、緊急の支援が必要な者等に対する出張相談や関係支援機関への紹介を行うこと。

(ウ) 登録者に対する支援

a 本人の承諾に基づき、就労等社会的自立に向けて継続支援が必要な者を登録し、定期的な面談等により生活及び就労等に関する個々の問題点を把握し、専門家（臨床心理士、精神科医、弁護士等）や関係機関の意見も踏まえながら、個々の状況に応じた支援計画を策定すること。

b 支援計画に沿って、以下の関係機関等に係る制度横断的かつ継続的なサービスの調整・調達・開拓等のコーディネートや就労等社会的自立に向けたフォローアップを実施すること。

- ・ 公共職業安定所（職業相談・職業紹介、職業訓練の受講斡旋、求職者支援制度、求職者支援資金融資等）
- ・ 山口県労福協が行っている就労・就業支援事業
- ・ 山口県内の地方公共団体《住まい対策事業（住宅手当緊急特別措置事業、ホームレス対策事業、生活保護受給者就労支援事業）、公営住宅等》
- ・ 社会福祉協議会（生活福祉資金貸付事業（総合支援資金貸付）、生活福祉資金相談体制整備事業、臨時特例つなぎ資金貸付事業）
- ・ 法テラス、弁護士会、司法書士会、中国労働金庫（多重債務問題に係る相談等）

- ・ 保健所、精神保健福祉センター（精神保健相談等）、臨床心理士
- ・ 社会福祉士会、福祉事務所、民生委員、児童相談所、山口県男女共同参画相談センター
- ・ 山口県若者就職支援センター
- ・ 地域若者サポートステーション（下関、宇部、周南）
- ・ 労働相談、連合山口、なんでも相談・非正規労働センター
- ・ その他支援対象者が、安定的に自立生活を営むことの実現につながる措置・サービスを提供できるNPO法人、ボランティア団体、社会福祉法人、企業、公益法人、行政機関等

(エ) 広報・地域相談会等

- a ホームページの内容を充実させるとともに、新聞、CATV、行政機関誌等の広報媒体を活用し、支援対象者への事業内容の周知を図ること。
- b 事業PRを図るため、県内の各地域において、地域相談会を実施すること。

(オ) 生活逼迫状態者への緊急避難対応

ホームレス状態にある者等生活逼迫状態者について、関係の支援団体と連携し、社会的自立に向けた必要な支援につなげること。

(カ) その他支援対象者が就労して安定的に自立生活を営むことの実現につながる附随的支援

- a 面接等における社会人マナー等基本的スキル取得のための講習会を実施すること。
- b 就労に向けたステップとしての職場体験実習等を実施すること。

(キ) パーソナル・サポーター等養成事業

各分野にわたる横断的かつ総合的な生活・就労就業支援に向けたコーディネーターの養成を行うこと。

(ク) パーソナル・サポート・サービス ネットワークの強化

これまでに構築したパーソナル・サポート・サービスの関係機関とのネットワークに加え、精神的・身体的に問題を抱える相談者の増加や高校中退者等の若年者及びその保護者等からの相談に対応するため、地域における既存のシステムや社会的資源を活用し、さらなるネットワークの強化を図ること。

ウ 事業の実施方法

(ア) 実施箇所

県内3か所（山口市、周南市、下関市）を拠点とし、全県で実施

(イ) 支援対象者

次のいずれにも該当する者。

- a 就労して安定的な自立生活を営むことを望みながら、失業状態にあるか不安定就労に従事している者及び稼働年齢にない者、稼働能力を有しない者も含め、生活、就労等に関する問題を抱え、社会的自立の意思がありながらも、本人の力だけでは自立が困難な者。
- b 住居喪失、生活困窮、多重債務、心の健康問題、DV被害、日常生活・社会生活・職業生活への不適應などの問題を抱えており、就労を実現するためにそれらの問題の解決を必要としていると考えられる者。
- c bの問題を解決するための措置・サービスを適切に選択し利用することが、本人のみの力では困難であり、当事者の支援ニーズに合わせた制度横断的かつ継続的な支援を必要と考えられる者。

(ウ) 人員配置

以下の人員を配置すること。なお、個々のパーソナル・サポーター等との労働関係（雇用関係、請負関係）については、関係法令を遵守しつつ明確にすること。

a センター長（1名）

就労・福祉等の専門分野で5年以上の経験を有する者が、国、県等行政機関、関係機関との調整、センターの運営管理、地域社会資源の開発、地域のネットワークの構築等を行う。

b チーフ・パーソナル・サポーター（1名）

就労・福祉等の専門分野で5年以上の経験を有する者が、スーパービジョンの策定、困難事例への対応、地域社会資源の開発、地域のネットワークの構築等を行う。

c パーソナル・サポーター（6名）

各専門分野（福祉、就労、精神保健等）において5年程度の経験を有する者が、支援者の状態に応じた支援のコーディネート、支援計画の策定等を行う。

d アシスタント・パーソナル・サポーター（9名）

各専門分野（福祉、就労、精神保健等）において経験を有する者が、個別的、継続的支援を伴走型で行う。

e 事務員

個人情報のデータ管理等、パーソナル・サポートセンターの事務を行う。

エ 監査手続

委託契約書、平成24年度自立・就労総合サポート事業実施業務仕様書、成果報告書及び業務委託検査調書等を閲覧し、業務が適正に行われていることを確かめるとともに、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随

意契約の妥当性について確かめた。

オ 監査結果

業務の実施に際して、手順を踏んだ契約が行われており、随意契約に合理性があるものと判断した。ただし、仕様書 4 記載の「年間の実施計画書を作成し、平成 24 年 3 月 22 日までに、県に提出すること。」について、計画書は受け取っているものの、日付の記載がないために仕様書どおりの期限に履行されたかどうか不明である。また、仕様書 4「月ごとの実施状況に係る報告書を提出し、実施月の翌月 10 日までに県に提出する」についても同様に、日付の記載がないため、仕様書どおりの期限に履行が為されているかどうか不明である。これらについては、日付が明確になるよう、書式を設定する等検討する必要があるものとする。(指摘)

また、それぞれの業務に従事する職員についても、経験年数等が設定されている。これについては、書面への詳細な記載がない者については口頭で確認をし要件をクリアしているとのことであるが、仕様書に記載どおりの状況であることを文書によって確認することが必要と考える。(意見)

(15) 山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金

ア 基金の概要等

(ア) 目的

国の創設した緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資に、県において、新たに基金を造成し、それを財源として、県及び市町において、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、雇用・就業機会を創出・提供し、その生活の安定を図ることを目的とする。

(イ) 実施期間

基金造成から平成 25 年度末（一部は平成 26 年度末）

(ウ) 基金総額

5,338,334 千円（うち厚生課分 731,940 千円）

(エ) 事業実施主体

県及び市町

(オ) 県と市町の配分割合

広域的、横断的な事業を行う県と、地域性の高い事業を行う市町が、応分の役割を果たす観点から、県・市町に均等に配分することを基本としている。なお、市町については、県の補助事業として実施する。

(カ) 主な事業要件

- a 新規事業であること（既存事業の振替でないこと。）。
- b 建設・土木事業でないこと。

- c 事業費に占める新規雇用者の人件費割合が2分の1以上であること。
国の創設した緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資に、県において、新たに基金を造成し、それを財源として、県及び市町において、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供し、その生活の安定を図る。

イ 今回の運用

(ア) 運用金額

1年定期 3,082,606,695円

1月定期 2,255,727,000円 ※平成24年度実施事業分

(イ) 運用先について

a 運用金融機関

山口銀行県庁内支店

西京銀行県庁支店

中国労働金庫山口支店

山口県信用農業協同組合連合会県庁内支店

山口県漁業協同組合本店

b 運用先金融機関選定理由

基金の運用については、ペイオフを避けるため、預託先金融機関が持つ県への債務額以内（相殺枠）とすることとされているが、金融機関の選定については、財政課が相殺枠を考慮して全体を調整の上選定している。また、金融機関ごとの預託額は、これまでの預託額の割合を維持するように設定している。

ウ 監査手続

山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金及びその運用について並びに緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等の関係資料を閲覧し、事務が適正に処理されているかを確認した。

エ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(16) 山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助事業

ア 事業の目的

国の交付金を原資に、県において緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成し、これを財源として、離職を余儀なくされた失業者等に対して、今後成長が期待される分野での雇用・就業機会を創出するとともに、正規就業につながる人材育成などを実施する。

イ 事業の内容

補助事業は、県から交付された補助金を活用して、市町が、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成を図るために行う次の事業とする。なお、補助事業には、次の事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むものとする。

(ア) 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う次のいずれかの事業（以下「委託事業」という。）。

a 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに県において設定する4分野（くらしの安心・安全基盤の強化、次代を担う子供たちの育成、多様な人が活躍できる基盤づくり、多様な交流と新たな活力の創造）の分野をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）。

b 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）。

c 東日本大震災等の影響による失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。以下同じ。）に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う次の事業（以下「震災等緊急雇用対応事業」という。）。

(a) 大規模な事業撤退等により大量の離職者の発生が見込まれる市町で実施され、県において、規模を拡大して実施する必要があると認める事業（以下「雇用のセーフティネット強化事業分」という。）。

(b) 上記(a)以外の事業（以下「通常実施分」という。）。

(イ) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、自ら実施する(ア) aからcまでのいずれかの事業（以下「直接実施事業」という。）。

ウ 委託事業

補助事業の対象となる委託事業

(ア) 重点分野雇用創出事業

a 市町が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

- b 重点分野に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合はこの限りでない。）。
- c 建設・土木事業でないこと。
- d 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。
- e 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業であること。

(イ) 地域人材育成事業

- a 市町が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- b 重点分野に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合はこの限りでない。）。
- c 建設・土木事業でないこと。
- d 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就職するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- e 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

(ウ) 震災等緊急雇用対応事業

- a 市町が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- b 建設・土木事業でないこと。
- c 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

エ 監査手続

山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金の運用方針について、緊急雇用創出事業臨時特例基金関連事業、緊急雇用創出事業実施要領、山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金交付要綱及び山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助事業実績概要等の関係資料を閲覧し、業務が適正に行われているか等を確認した。

オ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

8 商工労働部 出先機関

(1) 山口県大阪事務所

ア 大阪事務所運営費（清掃業務）

(ア) 業務の目的

次に掲げる業務の委託事業

a 事業内容 山口県大阪事務所清掃業務

b 実施場所 大阪市北区梅田 2-4-13 阪神産経桜橋ビル 2 階
山口県大阪事務所

(イ) 業務内容

区 分	業 務	周 期	内 容
日常業務	事務室床面の掃除機掛け	週 1 回土曜日	・阪神産経桜橋ビル監理員の立会のもと作業を行うこと。 ・真空掃除機で丁寧に吸塵すること。
	ゴミの搬出作業	毎日 1 回 ※閉所日を除く	・事務所から阪神産経桜橋ビル指定の集積場所まで運搬すること。
	事務所入口部分のフロアーマット清掃、ガラス部分拭き	毎日 1 回 ※閉所日を除く	・フロアーマットは真空掃除機で丁寧に吸塵すること。 ・ガラス両面は汚れが目立つ部分をタオルで水拭き又はカラ拭きをすること。
定期清掃	事務室床面のカーペットのシャンプー	年 2 回 4 月、10 月	・カーペット床前面を洗浄し、丁寧に汚れを除去すること。

※定期清掃に当たっては、事前に日程調整を行うこと。

※清掃にあたっては「阪神産経桜橋ビル」の管理方法に寄ること。

a 清掃対象面積計算表

箇所名	計
事務室	134.76 m ²
合 計	134.76 m ²

b 清掃作業項目及び周期一覧

[日常清掃]

箇所名	床仕上げ	清掃区分	基準	周期	作業内容
事務室	繊維床	床清掃	1/日	1/週	防塵（毎週土曜日）
事務室 入口	繊維床	床以外の 清掃	1/日	1/日	フロアーマット清掃 ガラス部分拭き
ごみ搬出作業			1/日	1/日	集積場へ運搬

[定期清掃]

箇所名	床仕上げ	基準	周期	作業内容
事務室	繊維床	1/月	2/年	洗淨（全面クリーニング）

※ 1年＝52週＝245日で計算

(ウ) 監査手続

委託契約書及び山口県大阪事務所清掃業務仕様書に基づき、作業報告書、大阪事務所事務室清掃業務検査リスト等を閲覧して、その履行状況を確認した。

(エ) 監査結果

山口県大阪事務所が委託している事務所清掃業務については、特に問題点等は見受けられなかった。

イ 大阪事務所運営費（負担金補助及び交付金）

(ア) 平成24年度負担金補助及び交付金支出一覧

支払日	相手方	内容	金額(円)	目的
H24. 4. 23	名古屋商工会議所	会費	20,000	・会員の情報収集 ・会主催の商談会参加
H24. 4. 25	京都商工会議所	会費	21,600	・会員の情報収集
H24. 4. 25	大阪商工会議所	会費	30,000	・会員の情報収集 ・会主催の商談会参加 ・イベント情報の収集
H24. 5. 2	神戸商工会議所	会費	10,000	・会員の情報収集 ・会主催のイベント参加
H24. 9. 13	在阪府県協議会	会費	100,000	・協議会主催のイベント参加、他県の情報収集

H24. 4. 14	在阪中四国県事務所協議会	負担金	80,000	・観光及び物産流通の振興 ・協議会主催のイベント参加、研修会、他県の情報収集
H24. 11. 26	(資金前途)	電子線セミナー2012参加料	3,000	・折衝企業主催のセミナー参加による業界情報収集

(イ) 監査手続

平成24年度負担金補助及び交付金支出一覧等を閲覧して、その支出状況の確認を行った。

(ウ) 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(2) 山口県計量検定所

ア 検定検査取締事業の目的

特定計量器の検定、基準器の検査、事業所(者)の立入検査、量販店の商品量目検査等の取締りや指導を行い、計量の適正化を図る。

なお、特定計量器の定期検査及び計量証明検査は、平成17年度から県指定検査機関に業務委託している。

イ 委託業務の内容

(ア) 計量法(以下「法」という。)第20条第1項に基づき知事が指定した指定定期検査機関として行う定期検査業務及びこれに付随する業務

(イ) 法第117条第1項に基づき知事が指定した指定計量証明検査機関として行う計量証明検査業務及びこれに付随する業務

(ウ) 検査の実施対象区域

県内(下関市を除く。)を東部と西部に分けて、1年おきに交互に実施。平成24年度は、西部地域(次の6市1町)において実施。

宇部市、山口市、萩市、長門市、美祢市、山陽小野田市、阿武町

ウ 計量に関する指導、啓発

計量に関する正しい知識の普及や各種特定計量器・パネル等の展示を通じ

て、その役割・しくみを再認識させるため、計量記念日（11月1日）に普及啓発行事を実施する。

・特定計量器

取引や証明における計量に使用されるもの、又は生活の用に使われている計量器のうち政令で定めるもの。

・基準器

検定・定期検査その他計量器の検査に用いる基準となる計量器であって、基準器検査に合格し、有効期間内にあるもの。

・商品量目検査

主として食料品を質量、体積等で計量・販売する事業者に対して、その内容量を政令で定める誤差（量目公差）内とすることを遵守させるための検査。

エ 監査手続

（ア）委託契約書、業務委託仕様書等を閲覧して、適切に業務が行われているか等を確認した。

（イ）業務委託検査報告書、業務委託検査調書等を閲覧して、その履行状況を確認した。

オ 監査結果

（ア）委託料は、全額前払となっているが、これは会計規則第68条第2号に基づく特例的支出とされている。前払とすべき根拠が明確ではなく、原則どおり一部のみ前払を行い、残りは中間時及び完了時に支払を行うことが望まれる。（意見）

（イ）予定価格の算定根拠が明確となっていない。平成17年度当初は積算して算出しているはずであるが、その後、積算は行っていないとのことである。毎年度、実際の業務内容により予定価格を積算する必要がある。（指摘）

（3）山口県国際総合センター（指定管理）

ア 概要

（ア）施設の概要

山口県国際総合センター（以下「国際総合センター」という。）は、山口県が所有する観光施設としてのタワーや展示見本市会場等のコンベンション施設に加え、一般財団法人山口県国際総合センターが共同設置者として

区分所有するテナントビルとの多目的複合施設として建設され、平成8年7月に「本県の国際交流を促進するとともに、産業及び貿易の振興を図る施設」として設置された。

(イ) 所在地

下関市豊前田町3丁目3番1号

(ウ) 設置目的

国際交流を促進するとともに、産業及び貿易の振興を図る。

(エ) 施設内容

海峡ゆめタワー、展示見本市会場、イベントホール、国際会議場、海峡ホール、801大会議室、その他会議室等。

(オ) 施設の管理形態の推移

期 間	管理形態	指定管理者の名称
平成 8 年 7 月～18 年 3 月	直営	
平成 18 年 4 月～28 年 3 月	指定管理	一般財団法人山口県国際総合センター

(カ) 施設の稼働率及び入場者数の推移

年度		平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
コンベンション (稼働率)	見本市会場	43.0	43.6	57.8	43.2	36.0
	イベントホール	35.8	37.4	34.2	33.4	33.8
	国際会議場	44.7	43.0	38.1	40.4	37.4
	海峡ホール	43.3	38.3	35.9	40.4	40.5
	会議室 (801)	80.2	72.9	73.2	73.5	76.0
	平均稼働率	65.4	62.3	64.0	62.6	60.6
タワー(人)		112,995	116,793	118,935	106,118	105,709

(キ) 指定管理料の推移

年 度	金額 (千円)	内 訳
平成 20 年度	238,082	指定管理料
平成 21 年度	237,093	指定管理料
平成 22 年度	234,627	指定管理料
平成 23 年度	226,705	指定管理料
平成 24 年度	222,148	指定管理料

イ 監査手続

(ア) 山口県国際総合センターの管理に関する包括協定書、平成24年度山口県

国際総合センターの管理に関する協定書及び利用者満足度調査報告書等の閲覧及び担当者へのヒヤリングを実施した。

(イ) 事業報告書、収支計算書及び建物等総合維持管理報告書等の閲覧及び内容の吟味を実施した。

(ウ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

ウ 監査結果

(ア) コンベンション施設については、コンベンションの開催規模縮小や大規模イベントの減少に伴い、見本市市場、イベントホールや国際会議場等の稼働率の減少が続いている。

また、海峡ゆめタワーについても、東日本大震災等の影響により、入場者数が前年度を下回っている。利用者満足度調査報告書による調査結果は、概ね良好であるので、利用促進や更なる誘客に向けた取組が必要である。

現在、利用者のニーズ等の詳細分析や各種機関への営業活動を展開しており、これをコンベンション施設の稼働率の上昇及び海峡ゆめタワーの入場者数の増加に繋げる必要がある。（意見）

(イ) タワー利用料、会場使用料及び駐車場利用料等の現金については、平成20年9月から現金実査調書に上司の検印欄を設けて、確認した証跡を残すよう措置を取っているとのことであるが、その事実を確認することはできなかった。

これらの現金を確認した記録を残す必要があるものとする。（指摘）

(ウ) 平成20年9月から予約管理システムのパスワードを定期的に変更することとしているが、システム変更時や担当者変更時にパスワードの変更で運用しており、定期的な変更するルールとはなっていない。

明確化したルールの策定が必要とする。（指摘）

(4) 山口県立東部高等産業技術学校

ア 概要

(ア) 設置

山口県立東部高等産業技術学校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、山口県立職業能力開発校条例（昭和54年山口県条例第3号）により、職業に必要な労働者の能力の開発と向上を促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として設置運営されている。

(イ) 所在地

山口県周南市瀬戸見町15番1号

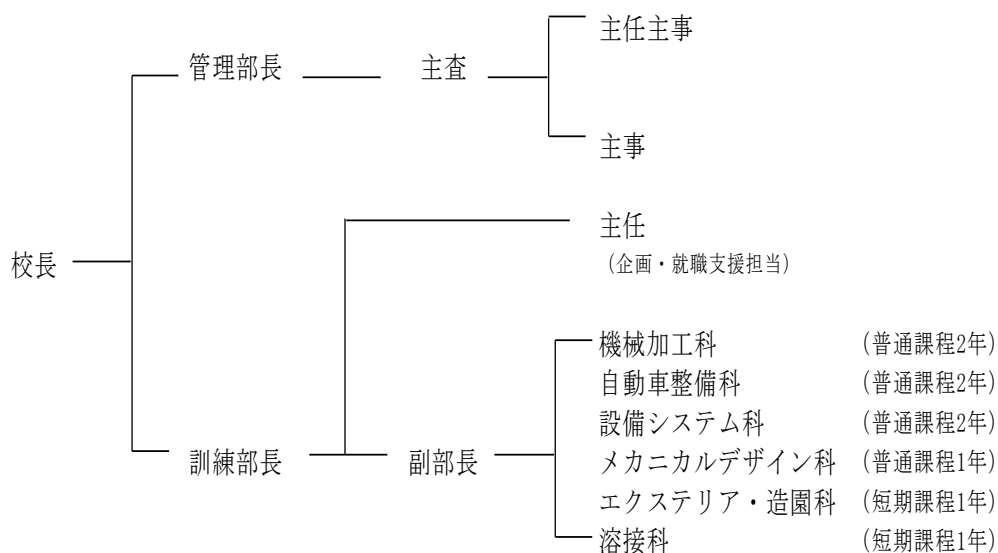
(ウ) 沿革

昭和 44 年 10 月 職業訓練法の改正により、大島・柳井・徳山の職業訓練所をそれぞれ山口県立専修職業訓練校大島・柳井・徳山技能専門校と改称

昭和 50 年 4 月 山口県立専修職業訓練校大島・柳井・徳山技能専門校を統合し、山口県立東部高等職業訓練校を開設

平成 2 年 4 月 校名を「山口県立東部高等産業技術学校」に改称

(エ) 組織 (平成 25 年 4 月 1 日)



(オ) 職員の配置状況 (平成 25 年 4 月 1 日)

区 分		正規職員 内職業訓練指導員		非常勤嘱 託員等	臨時職 員等	合 計
管 理 部	校長	1	0			1
	管理部長	1	0			1
	主査、主任主事、主事	3	0	5	6	14
	小 計	5	0	5	6	16
訓 練 部	訓練部長	1	1			1
	副部長 (能力開発担当)	1	1			1
	企画・就職支援	2	1	8	4	14
	機械加工科	1(1)	1(1)	3		4
	自動車整備科	2	2	2		4

	設備システム科	2	2	2		4
	メカニカルデザイン科	1	1	1		2
	エクステリア・造園科	1	1	1		2
	溶接科	1	1	1		2
	小 計	12	11	18	4	34
	合 計	17	11	23	10	50

※()は、訓練部副部長の兼務(外数)

(カ) 主要施設の状況

種 別		区 分	面積 (㎡)	種 別		区 分	面積 (㎡)	
土 地	県 有	学校敷	27,435.15	建 物	県 有	校舎建	7,387.76	
						車庫建	296.86	
						雑屋建	56.61	
	借 用	学校敷				倉庫建	58.26	
						寄宿舎建	2,310.46	
						校舎建	1,765.27	
						実習棟建	291.60	
	合 計		27,435.15			合 計		12,166.82

(キ) 過去の収支状況の推移

(単位:千円)

年度 項目		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収 入						
	使用料	133	348	6,424	9,795	9,508
	財産売払収入	46	36	31	19	21
	預金利子					
	雑入	10,347	8,380	6,304	5,791	6,681
	小 計	10,527	8,764	12,759	15,605	16,210
当校以外の調定分		99,894	234,103	225,922	241,553	258,301
収入合計		110,421	242,867	238,681	257,681	274,511
支 出						
	報酬	36,824	39,362	42,483	43,555	43,885
	共済費	4,129	4,259	4,844	4,936	4,822
	賃金	8,659	8,043	10,305	10,062	10,064
	報償費	14,609	26,862	34,478	43,972	43,717

旅費	1,298	1,187	1,121	1,527	1,183
需用費	21,985	19,198	19,571	19,618	20,305
一般需要費	21,967	19,195	19,569	19,615	20,302
食糧費	18	3	3	3	3
役務費	2,732	2,817	3,411	3,036	2,971
委託料	51,956	103,042	140,884	123,211	141,747
使用料及び賃借料	345	220	213	792	326
工事請負費		604			
原材料費	5,185	5,829	5,624	6,000	5,719
備品購入費	6,289	73,375	599	4,408	8,047
負担金補助及び交付金	86	203	175	526	223
補償補填及び賠償金		24	203		45
小計	154,097	285,025	263,913	261,645	283,053
当校以外の予算執行分		0	0	1,938	0
正規職員人件費	153,863	135,212	134,377	136,415	137,775
支出合計	307,960	420,237	398,290	399,998	420,828
収支差額	△197,539	△177,370	△159,609	△142,840	△146,317

※収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

イ 監査手続

- (ア) 計算書類、固定資産台帳等の財務関係書類を閲覧、吟味するとともに、財務状況について担当者に質問を行った。
- (イ) 現地視察を行い、固定資産の管理運営状況を確認した。
- (ウ) 委託業務の手続について質問し、関係書類と照合した。
- (エ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

ウ 監査結果

- (ア) 寄宿棟全面打診調査業務において、旧男子寮と桜風寮それぞれ別契約を行っていた。

業務内容、実施時期、指名業者、落札業者等是一緒であり、一つの契約とすることの検討が必要であったと考える。(意見)

また、旧男子寮（昭和52年築）は、建物に十分な耐震性がないため、平成20年度以降は入居募集をしていないが、外壁全面打診調査報告書によれば、至急補修を行うべき個所があるとの記載がある。

一方、桜風寮（昭和57年築）は、現在、寮として使用しており、外壁全面打診調査報告書には、同じく至急補修を行うべき個所があるとの記載がある。

現在、補修の具体的な計画はない。

旧男子寮及び桜風寮のこれからの有効利用等を検討して、補修については県全体で優先順位をつけ順次対応する必要がある。(意見)

- (イ) 産業人材育成総合支援事業の委託契約において、中途退校者が出た場合に委託訓練変更契約を締結していない。一方、山口県立西部高等産業技術学校では、その都度変更契約を行っている。必要な手続か否かの検討を行い、両校で統一することが望ましい。(意見)

産業人材育成総合支援事業の医療クラーク科の委託契約において、平成24年3月5日起案の業務執行伺の予算額、予定価格が鉛筆にて書き換えが行われていた。

これは、決裁後受け入れ可能人数が20人から24人に増加したためである。

本来の手続として、再度執行伺を作成し、決裁を取る必要があったものとする。(指摘)

現在は、受け入れ可能人数がはっきりした段階で執行伺を取るよう運用しているとのことである。

また、産業人材育成総合支援事業の介護職員基礎研修科及び医療クラーク科の執行伺や決裁書類の決裁年月日が空欄のものが散見された。

決裁年月日の記載を徹底すべきと考える。(指摘)

(5) 山口県立西部高等産業技術学校

ア 概要

(ア) 設置

山口県立西部高等産業技術学校は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)、山口県立職業能力開発校条例(昭和54年山口県条例第3号)により、職業に必要な労働者の能力の開発と向上を促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として設置運営されている。

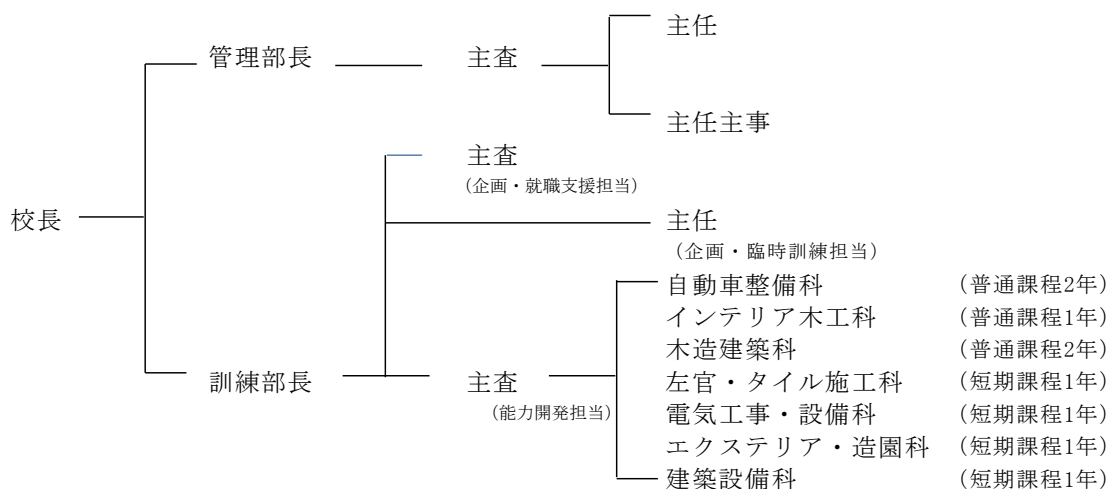
(イ) 所在地

山口県下関市千鳥ヶ丘町21番3号

(ウ) 沿革

山口県立西部高等産業技術学校は、山口県立職業能力開発校条例に基づき、宇部、豊北の両職業訓練校を統合し、昭和55年4月1日に山口県立西部高等職業訓練校として設置され、平成2年4月1日に山口県立西部高等産業技術学校に改称された。

(エ) 組織



(オ) 職員の配置状況 (平成 25 年 4 月 1 日)

区 分		正規職員 内職業訓練指導員		非常勤嘱 託員等	臨時職 員等	合 計
管 理 部	校長	1	0			1
	管理部長	1	0			1
	主査、主任、主任主事	3	0	3	2	8
	小 計	5	0	3	2	10
訓 練 部	訓練部長	1	1			1
	能力開発担当 (主査)	1	1			1
	企画・就職支援	2		11	4	17
	自動車整備科	2	2	2		4
	インテリア木工科	1	1	1		2
	木造建築科	2	2	2		4
	左官・タイル施工科	1	1	1		2
	電気工事・設備科	1	1	2		3
	エクステリア・造園科	(1)	(1)	2		2 (1)
	建築設備科	1	1	1		2
小 計	12 (1)	10 (1)	22	4	38 (1)	
合 計		17 (1)	10 (1)	25	6	48 (1)

(カ) 主要施設の状況

種 別	区 分	面積 (㎡)	種 別	区 分	面積 (㎡)
-----	-----	--------	-----	-----	--------

土地	敷地	35,237	建物	本館棟	3,253
				実習棟A	1,439
				実習棟B	2,503
				エクステリア・造園科実習棟	180
				在職者訓練棟	581
				旧女性就業センター棟	795
				総合実習棟	317
				屋外実習棟等	106
				車庫・倉庫	688
				体育館	995
				寄宿舍棟	1,414
		合計		35,237	合計

(キ) 過去の収支状況の推移

(単位: 千円)

年度		年度				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
項目						
収入						
	使用料	170	403	4,713	6,886	5,841
	財産売払収入	1,966	853	1,211	24	28
	預金利子					
	雑入	7,044	6,029	5,331	4,491	4,386
	小計	9,180	7,285	11,255	11,401	10,254
当校以外の調定分		103,732	178,893	253,593	263,394	253,678
収入合計		112,192	186,178	264,848	274,795	263,932
支出						
	報酬	42,520	43,119	46,416	42,570	45,169
	共済費	5,733	5,029	5,458	5,054	5,709
	賃金	9,245	8,017	10,593	10,600	10,793
	報償費	19,711	29,200	47,291	49,932	47,361
	旅費	2,114	1,639	1,826	1,173	1,419
	需用費	16,520	14,578	16,162	15,866	14,896
	一般需要費	16,502	14,574	16,158	15,863	14,893
	食糧費	18	4	4	3	3

	役務費	2,726	2,580	2,969	3,064	3,012
	委託料	51,164	76,230	142,061	136,192	133,175
	使用料及び賃借料	282	141	193	583	605
	工事請負費	700				
	原材料費	7,647	6,335	7,179	5,412	5,539
	備品購入費	2,217	30,108	343	1,982	1,063
	負担金補助及び交付金	109	104	151	73	81
	補償補填及び賠償金		98			
	小計	160,686	217,177	280,644	272,502	268,822
	当校以外の子算執行分	0	0	0	8,122	6,411
	正規職員人件費	160,893	154,460	151,552	138,711	129,609
	支出合計	321,579	371,637	432,196	419,335	404,842
	収支差額	△208,667	△185,459	△167,348	△144,540	△140,910

※収支差額のマイナス金額は、県の財政負担額である。

イ 監査手続

- (ア) 計算書類、固定資産台帳等の財務関係書類を閲覧、吟味するとともに、財務状況について担当者に質問を行った。
- (イ) 現地視察を行い、固定資産の管理運営状況を確認した。
- (ウ) 委託契約書及び積算資料等の関係資料を閲覧するとともに、担当者に質問を行った。
- (エ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

ウ 監査結果

- (ア) 委託契約の執行に際して、山口県立東部高等産業技術学校では執行伺にて事業の執行の承認を得たうえで、業務が開始されているが、山口県立西部高等産業技術学校ではこの業務執行伺を省略して、委託契約の締結伺いで実施している。

両校での業務手続を統一する必要がある。（指摘）

- (イ) 平成25年度において暗幕の取得を行っている。暗幕は視聴覚教室用及び体育館用の二式を購入しているが、登録確認リスト（行政財産を登録するシステム）では一式として登録されている。物理的に異なる場所に設置される備品については、管理面から各々登録して管理する必要がある。（指摘）

(ウ) 医療事務科の訓練委託業務の中で、毎月、「訓練出席状況報告」が委託先から提出されている。また、訓練終了後には、委託先から「就職状況報告一覧表」及び「就職状況報告書」が提出され、内容の検査が行われ適切に処理されていた。しかし、就職の決まった訓練生について、訓練終了後、就職の決まった旨の「就職状況報告書」のない者が1名あった。最終的には、巡回就職支援指導員により確認が行われているが、「就職状況報告書」は確実に入手する必要がある。また、同様な事例が、介護職員基礎研修科の訓練委託業務の中においてもあり、「就職状況報告書」を適切に入手・保管する必要がある。(意見)

(エ) ビジネスコミュニケーション科の訓練委託業務の中において、訓練生が中途退学した場合には、委託訓練契約に基づき、3回変更契約が締結されている。委託期間が6か月の間に、3度の変更契約となっている。委託金額は定められた計算式により確定することから、変更契約することが必要か否かを検討することが望ましい。(意見)

また、委託訓練の成果報告書として、「訓練実施状況報告書」を毎月受けているが、訓練期間累計の報告書は受けていないので、訓練期間累計の報告書を受けるのが望ましい。(意見)

(6) 山口県若者就職支援センター (指定管理)

ア 施設の概要

(ア) 設置年月日

平成16年4月1日

(イ) 所在地

山口市小郡高砂町1番20号

(ウ) 設置目的

県内における若者の就職を支援するとともに、県内における就職の機会の創出を図る。

(エ) 業務内容

- a 若者の就職に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- b 若者の就職に関する相談及び助言に関すること。
- c 県外に居住する者の県内における就職及び県内における企業の立地の促進を図るための職業紹介事業に関すること。
- d 上記のほか、県内における就職を支援するために必要な業務に関すること。
- e 施設の管理形態の推移

期 間	管理形態	指定管理者の名称

平成 16 年 4 月～22 年 3 月	直営	
平成 22 年 4 月～27 年 3 月	指定管理者	株式会社日本マンパワー

f 施設の利用者数の推移

(単位: 人)

区 分	若者就職支援センター		合 計	
	目標	実績	目標	実績
平成 22 年度	35,000	32,992	35,000	32,992
平成 23 年度	35,000	38,615	35,000	38,615
平成 24 年度	35,500	45,298	35,500	45,298

g 施設の維持管理、運営に要する経費の推移

(a) 制度導入前

年 度	経費総額 (千円)	主 な 内 訳
平成 21 年度	178,853	人件費、委託料、賃借料

(b) 制度導入後

年 度	経費総額 (千円) (うち指定管理料)	主 な 内 訳
平成 22 年度	170,577 (162,672)	委託料、賃借料
平成 23 年度	153,676 (145,753)	委託料、賃借料
平成 24 年度	153,319 (145,337)	委託料、賃借料

イ 監査手続

(ア) 山口県若者就職支援センターの管理に関する包括協定書、競争入札等審査会（業務委託契約）資料及び山口県若者就職支援センター指定管理者業務仕様書等の閲覧及び内容吟味を行った。

(イ) 年度別事業計画書及び年間事業報告書の内容検討及び担当者に対するヒヤリングを行った。

ウ 監査結果

平成 23 年度決算において、22,694 千円の剰余金が生じ、平成 24 年度決算においては累計の内部留保金が 39,278 千円となっている。これは、指定管理者の申し出により剰余金として繰越を行ったとのことであるが、山口県若者就職支援センターの管理に関する包括協定書に記載のない剰余金の処分方法であるものと考えられるので再検討する必要がある。(意見)

また、1 階の床カーペットの全面張替工事を 1,100 千円で実施している。

このような大規模修繕（例示では 1,000 千円以上）については、県で負担することになっており、指定管理料の中から負担させることについては問題であると考えられる。(意見)

9 商工労働部 関連団体

(1) 公益財団法人やまぐち産業振興財団

ア 概要

(ア) 設立の経緯等

a 設立年月日

昭和 58 年 10 月 1 日

b 設立の経緯

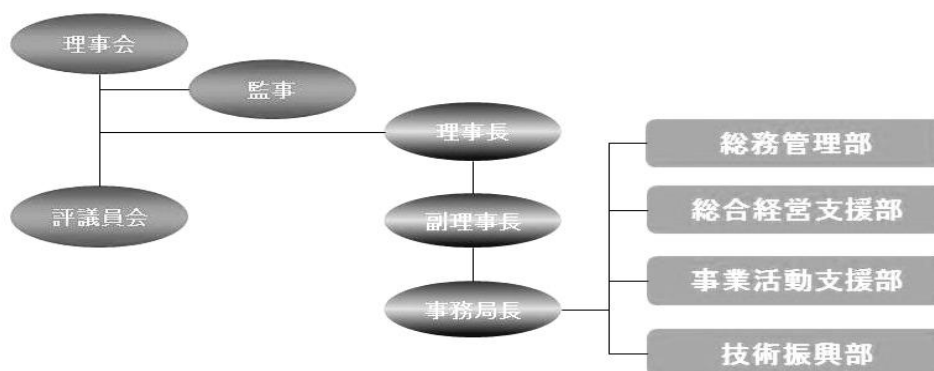
山口県の未来を拓く、産業・科学技術の振興・開発と技術・経済情報の交流拠点として、当初「財団法人山口県産業技術開発機構」として設立される。

その後、中小企業の経営革新や新事業・新産業の創出に向けて、新事業創出基本構想に基づく総合的支援体制（地域プラットフォーム）を整備するため、「財団法人山口県中小企業振興公社」を統合し、平成12年4月から新たに「財団法人やまぐち産業振興財団」として発足し、公益法人制度改革により平成24年4月から「公益財団法人やまぐち産業振興財団」（以下、「やまぐち産業振興財団」という。）に移行した。

(イ) 所在地

山口県山口市熊野町 1 番 10 号

(ウ) 組織



(エ) 役職員等の状況（平成 25 年 4 月 1 日）

a 役員

理事 10 人、監事 2 人、計 12 人

b 評議員

評議員数 9 人

c 職員

常勤職員 21 人（プロパー14 人、県出向 5 人、企業出向 2 人）

臨時職員 6 人（うち日々雇用 4 人）

非常勤嘱託職員 20人（うち企業出向3人）

合計 47人

(オ) 業務

a 経営課題に係る相談・支援に関する事業

創業相談や中小企業の経営革新等に対する各種相談に対応するスタッフを配置し、総合的な相談・助言を行い、必要に応じて専門家を派遣して課題の解決を図る。

また、中小企業の経営破綻を未然に防止するため、専門のスタッフにより経営改善計画の策定支援等を行う。

b 経営・技術等に係る情報の収集・提供及び情報化の支援に関する事業

中小企業の経営に有益な情報を収集し、配信するとともに、企業支援を効率的、効果的に行うため、企業支援情報のデータベースを整備する。

また、情報化の進展に対応するため、IT機器やIT技術を活用した経営の合理化や生産の省力化、効率化のための研修会、セミナーを実施し、県内中小企業のIT化を促進する。

c 経営・技術等の人材育成に関する事業

中小企業の経営者、技術者の経営、技術レベルの向上をはかるため、地域の教育機関や民間企業等を活用して、人材養成のための研修会、セミナーを開催する。

また、産学公の協力により、次世代を担う青少年のものづくりへの関心を高め、将来の産業技術人材を育成する。

d 設備投資の支援に関する事業

資金調達力が脆弱で、一般の金融機関からの借り入れが困難な小規模事業者等の経営基盤の強化や経営革新を支援するため、小規模企業者等が必要とする設備の貸与（割賦及びリース）を行う。また、巡回訪問による制度の普及や必要に応じて、経営診断士等による経営、技術の診断・指導を行う。

また、資金調達力の脆弱な小規模企業者等の経営基盤の強化を支援するため、必要とする設備資金の貸付を行うとともに、中小企業診断士による設備導入のための診断及び事前事後の助言を行う。

e 創業及び事業化の促進に関する事業

県内中小企業等の新製品、技術、サービスやビジネスプランについて、展示会への出展による市場の評価や専門家による評価・アドバイスにより事業化を支援する。

また、将来の成長を目指す起業家、新製品の開発等により新事業展開を図ろうとする中小企業や潜在的な成長力を持った中小企業等に対して

ハンズオン支援や専門のコーディネーター及び専門家派遣による情報収集・提供、アドバイス等を重点的に実施し、創業新事業展開による事業化を支援する。

更に、地域貢献活動に意欲的に取り組む商工会、商工会議所等が行うチャレンジショップやテナントミックス等の商店街活性化への取組や魅力ある店舗の創業・経営革新を支援する取組に対し支援し、創造的な事業活動を行う投資先企業に対する投資後のフォローを行うとともに、成長が見込まれる地場中小企業等の新事業展開を支援するため、投資事業有限責任組合に出資し、その投資を促進する。

f 新製品・新技術等に係る販路開拓の支援及び下請取引のあっせん等に関する事業

県内中小企業の受注量の確保と受注機会の増大を図るため、受・発注企業間取引のあっせんを行うとともに、取引上の苦情紛争の相談指導や取引の適正化を推進する。

また、県内中小企業の新製品・新技術等の販路の開拓・拡大及び新分野への参入等を支援するため、商談会・交流会の開催や各種展示会への出展、専門のコーディネーターによるマッチング等を実施する。

g 技術研究開発等の支援に関する事業

県内中小企業の新製品・新技術の研究開発を支援するため、研究開発等に要する経費の一部を助成する。

また、県内中小企業の成長や起業を促進するため、立地環境に配慮した貸研究室の運営やコーディネート活動により研究開発等を支援する。

h 技術交流・技術移転の促進に関する事業

中小企業の製品開発、技術、経営等の諸課題に対応できる産学公のネットワークを構築し、各機関のコーディネーターが保有するニーズ・シーズの共有化を図り、産学公連携による新産業の創出及び新事業展開を促進する。また、中小企業の知的財産に関する課題への対応、知的財産の活用や特許出願等を支援するため、専任のコーディネーターを設置するとともに、知財専門家等と協力して知財に関するワンストップサービスに努める。

i 損害保険代理事業

中小企業を対象に比較的安価な掛け金が設定されている山口県火災共済協同組合の代理所として、設備貸与事業、設備資金貸付事業にかかる機械設備の火災等の損害に備えるため、貸与先・貸付先に対して加入の紹介を行う。

j その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ 基金の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(ア) 基金区分別

(単位：千円)

基金区分	出損金	剰余金繰入額	合計
①基本財産	522,540	70,513	593,053
②債務保証基金	200,000	38,291	238,291
③研修指導・調査研究基金	544,360	0	544,360
④研究開発助成基金	327,820	0	327,820
研究開発助成基金Ⅰ	186,800	0	186,800
研究開発助成基金Ⅱ	141,020	0	141,020
⑤地域科学技術振興基金	740,000	0	740,000
⑥地域産業活性化基金	800,000	0	800,000
⑦情報化支援活動基金	300,000	0	300,000
⑧指導体制強化資金	0	80,000	80,000
小計	3,469,720	188,804	3,623,524
⑨やまぐち地域中小企業育成基金（県借入金）			4,250,000
合計			7,873,524

(イ) 出損者区分別

(単位：千円、%)

区分	金額	割合
県	2,441,020	67.4
市町村	452,200	12.5
民間		
テクノ圏域内	302,000	
テクノ圏域外	239,500	
小計	541,500	14.9
剰余金	188,804	5.2
合計	3,623,524	100.0

ウ 監査手続

(ア) 計算書類により事業内容及び経営状況の確認を行うとともに、その内容について質問を行った。

(イ) 受託及び委託取引の業務手続について質問を行うとともに、関係書類等の閲覧・吟味を行った。

(ウ) 補助金の目的使用の妥当性について、関係書類の閲覧及び担当者への質問を行った。

(エ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその

後の措置状況の確認を行った。

エ 監査結果

(ア) やまぐち産業振興財団は、中小企業者等が、ものづくり基盤技術の高度化、産学公連携、市場開拓につながる新技術・新製品の開発に取り組む場合、開発に要する経費の一部を補助する研究開発支援事業を行っている。助成事業者がこの支援事業で取得した資産については、「公益財団法人やまぐち産業振興財団研究開発支援事業助成金交付要綱」第16条第2項で次のようになっている。

「助成事業者は、理事長が別に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を理事長に提出し承認を受けなければならない。」

このように定められているが、「理事長が別に定める期間」を具体的に定めたものが存在していない。助成事業者の管理義務及び県の管理義務の観点からも「期間」を明確にする必要がある。(指摘)

(イ) やまぐち産業振興財団は、「やまぐち地域中小企業育成基金」により「地域貢献活動」に取り組んでいる商店街を対象に、やまぐち地域中小企業育成事業を行っている。この事業の補助金を認定するために審査会が開催されているが、平成24年度開催(1回開催)分、当該審査会の審査表が保管されていなかった。審査会において否定的な意見があったものについては、補助金額の削減が行われているので、否定的な意見の理由が明確になるよう審査表の保管が望まれる。(意見)

(ウ) やまぐち産業振興財団は財団が有する財産の管理に関し、定款第7条の規定に基づき、「公益財団法人やまぐち産業振興財団財産管理規程」を定めている。この規程の第6条において、財産の運用に関する事務を行わせるために、財産運用責任者を置くことになっているが、財産運用責任者を指名する手続がとられていなかったため、この規程により指名する必要がある。(指摘)

(2) 山口県流通センター株式会社

ア 概要

(ア) 会社の目的

山口県流通センターの機能及び役割を円滑に発揮するため、流通センターの管理運営機能を効率的に営み、流通センターの健全な発展に資することを目的とする。

(注) 山口県流通センターは、昭和52年、中国自動車道、山陽自動車道等高速交通時代に対応して、流通機構の整備と、流通近代化を促進するた

め、県央部に広域物流拠点が必要との県の構想の下に、流通業界の参画を得て、官民一体の推進体制で着手し、昭和 61 年 4 月、山口県流通センターとして供用開始された。

総面積：454,885 m²（内公共施設等：208,577 m²）

分譲面積：246,308 m²

企業立地数：82 社 [平成 25 年 5 月 1 日現在]

従業員数：1,529 人（内パート 619 人）[平成 25 年 5 月 1 日現在]

(イ) 法人格

第三セクターによる株式会社

(ウ) 所在地

山口市朝田字流通センター601 番の 3

(エ) 設立

昭和 58 年 4 月 15 日

(オ) 資本金

300,000 千円

(カ) 資本構成

【公共団体】

団体名	金額	構成比
山口県	90,000 千円	30%
山口市	75,000 千円	25%

【民間団体】

団体名	金額	構成比
立地企業	90,000 千円	30%
金融機関・経済界	45,000 千円	15%
【合計】	300,000 千円	100%

(キ) 事業内容

- a 山口県流通センター内の共益施設の建設及び管理に関する事業
- b 山口県流通センター会館の運営に関する事業
- c 流通情報の処理及び提供に関する事業
- d 損害保険代理業に関する事業
- e 山口県流通センター内の警備代行及び清掃代行に関する事業
- f 簡易郵便局法による郵政事務窓口事務の受託
- g 銀行代理業に係る業務の受託
- h 山口県流通センター内において、映画・演劇・コンサート・スポーツ

等各種催物の入場券、チケット等の販売並びにこれらに関する情報の提供及び仲介の事業

i 山口県流通センター内において、パンフレット、チラシ、カタログ等による販売の注文受付及び取次の事業

j その他前各号に付帯する一切の事業

(ク) 役員

代表取締役 1名

専務取締役 1名 (常勤)

取締役 6名

監査役 2名

(ケ) 職員

臨時職員 2名 (簡易郵便局、経理)

(コ) 過去の財務数値の推移

(単位: 千円)

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
資産	272,464	278,405	283,436	282,689	284,709
負債	2,914	3,049	6,292	4,277	4,692
純資産	269,549	275,356	277,144	278,411	280,016
売上	33,583	33,046	32,678	31,530	32,006
経常利益	4,099	6,770	6,007	4,823	5,270
当期純利益	3,148	5,807	1,787	1,267	1,604

イ 監査手続

(ア) 計算書類、固定資産台帳等の財務関係書類を閲覧・吟味し、財務状況について担当者に質問を行った。

(イ) 現地視察を行い、固定資産の管理運営状況を確認した。

(ウ) 受託業務の手続について質問し、関係書類と照合した。

(エ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目 (指摘、意見) のその後の措置状況の確認を行った。

(カ) 法人の将来のあるべき方向性について責任者に質問を行った。

ウ 監査結果

(ア) 平成 14 年度に代表取締役を知事から民間人に変更するなど民主導の経営への移行を進めるとともに、平成 16 年 10 月からは県所有の流通センター広場を山口県流通センター株式会社に対して貸付を行っている。会社は、借り受けた土地を立地企業向けの業務用及び社員用有料駐車場として活用を図っている。会社の建物については、昭和 61 年 3 月建築のため老朽化が

進んでおり、保守管理を徹底的に行うことで修繕費を抑制し、設備の維持を行っているが、将来的な大規模修繕並びに建物更新資金の確保について検討する必要がある。(意見)

- (イ) 県主導の第三セクターの検討に際しては、県施策を推進する上で第三セクターの役割が必要で、かつ民間法人等での代替は困難かどうか及び県からの支援に頼らず法人運営が行われているかの総合的な判断が求められる。

山口県流通センター株式会社の県の施策を推進していく上での役割は終わったと考えられ、民営化や民間への事業譲渡等を検討する必要がある。

(意見)

- (ウ) 会社の決算公告は、電子公告による方法に拠っているが、会社のホームページ上では貸借対照表及び損益計算書の要旨のみ直前事業年度3期分が開示されている。会社法第440条第2項及び第3項では、貸借対照表の5年間の継続開示とともに、その全部を開示することとなっているので、それに沿った電子公告の必要がある。(指摘)

- (エ) 経理規程の最終更新が平成17年4月1日であり、会社法改正前のいわゆる商法の規定のままとなっている。会社法の規定に則った改正を行う必要がある。(指摘)

(3) 山口県産業技術センター

ア 概要

(ア) 設置

地方独立行政法人山口県産業技術センターは、産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的として設置された。

(イ) 所在地

山口県宇部市あすとぴあ4丁目1番1号

(ウ) 沿革

大正 7年 5月 山口県工業試験場を山口市大殿に設置

昭和 42年 4月 山口県商工指導センターを山口市朝田に設置

昭和 63年 4月 商工指導センターを改組し山口県工業技術センターを設置

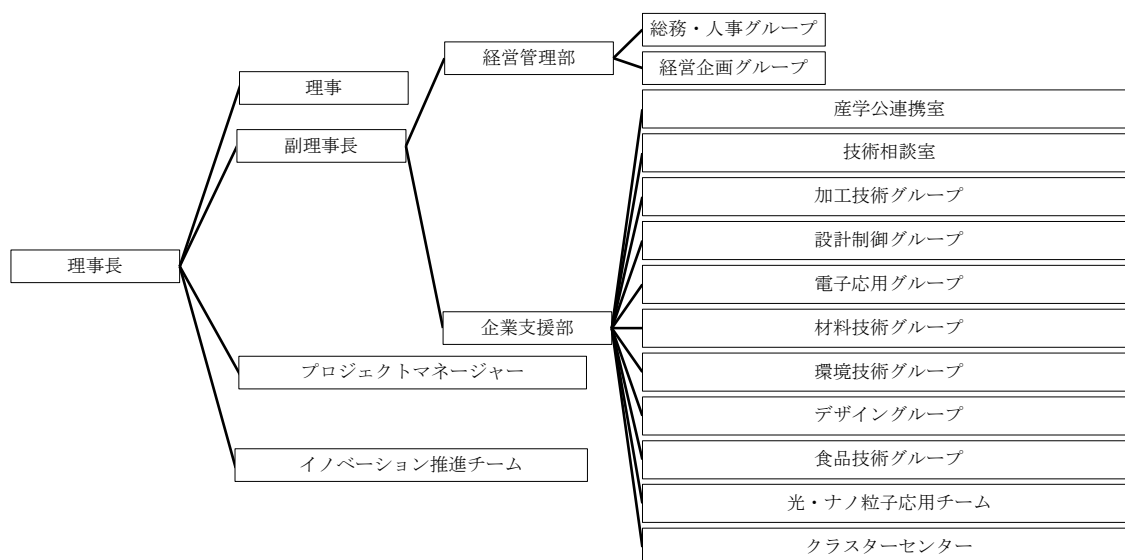
平成 11年 4月 山口県工業技術センターを改組し、山口県産業技術センターを宇部市あすとぴあに設置

平成 16年 7月 新事業創造支援センターを附属施設として隣接地に設置

平成 21 年 4 月 地方独立行政法人へ移行

平成 23 年 7 月 公益財団法人周南地域地場産業振興センターにサテライト窓口を設置

(エ) 組織



(オ) 業務

- a 産業技術に関する試験研究を行うこと。
- b 産業技術に関する試験研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- c 産業技術に関する照会及び相談に応じ、並びに助言その他の支援を行うこと。
- d 試験研究設備その他の設備及び施設を一般の利用に供すること。

イ 事業及び財務

(ア) 事業概要

第 1 期中期目標・中期計画、山口県製造業の特徴や国の政策動向等の方向性を踏まえて、県内企業のものづくりのパートナーをめざし、4つの技術戦略（地域の技術課題解決の推進、ものづくり企業における技術革新の推進、地域の魅力を活かした製品開発の推進、次世代産業参入に向けた産学公連携プロジェクトの推進）を踏まえ、下記の主な事業を行っている。

区 分	内 容
やまぐちグリーン部材クラスター事業	やまぐちグリーン部材クラスターの形成に向けた「省資源・省エネルギー」を共通テーマとする産学公連携による研究開発
新エネルギー利活用プロ	水素エネルギーをはじめとした新エネルギーの利活用

プロジェクト事業	による県内企業の事業化に必要となる技術の研究開発
技術支援事業	「技術相談室（ワンストップ窓口）」を核として、企業が新製品の開発、商品の新たな生産方式の導入等を行う過程において直面する様々な技術課題の解決
基盤技術研究開発事業	企業ニーズが高く、将来の実用化につながる基盤技術の獲得を目指した研究開発
戦略的技術研究開発事業	センターの「強み」を活かした実用化に向けた研究開発
共同研究事業	企業・センターで共通の課題を設定して、その解決に向けた共同の研究開発
戦略的基盤技術高度化支援事業	中小企業の特定期間のものづくり基盤技術（切削加工、鋳造等22分野）の高度化に資する産学公連携等による研究開発
やまぐちブランド技術創成事業	県内企業のものづくり基盤技術の高度化・ブランド化に資する産学公連携による研究会活動等の実施
やまぐちイノベーション創出推進拠点事業	県内企業・県内大学との共同研究（特に省エネルギー・環境・マテリアル分野）
新事業創造支援センター事業	中小企業等の新事業創出を目指す研究開発や産学公による支援を目的とした「レンタル研究室」の提供

(イ) 過去の財務数値の推移

(単位：千円)

項目	年度			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	1,234,983	1,123,245	1,088,979	944,182
経常費用	1,208,341	1,083,152	1,064,602	923,174
当期純利益	26,642	40,105	24,389	21,019
総資産	6,778,261	6,528,296	6,449,463	6,446,725
純資産	6,273,962	6,185,232	6,116,946	6,025,858

ウ 監査手続

- (ア) 計算書類、固定資産台帳等の財務関係書類を閲覧、吟味を行い、財務状況について責任者に質問を行った。
- (イ) 現地視察を行い、固定資産の管理運営状況を確認した。
- (ウ) 受託業務の手続について質問し、関係書類と照合した。
- (エ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

エ 監査結果

- (ア) 山口県産業技術センターは、明治 35 年に開設された山口県染織講習所に始まり、大正 7 年の山口県工業試験場の設置、戦後の山口県醸造試験場・

窯業試験場の設置、昭和 42 年の山口県商工指導センターへの統合、昭和 63 年の山口県工業技術センターへの改組再編、平成 11 年の現在地への移転及び山口県産業技術センターへの改称、平成 21 年の地方独立行政法人化を経て、現在に至っている。

法人化後のセンターにおいては、産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、県内経済の発展と県民生活の向上に寄与する「中核的技術支援拠点」として更なる機能強化を目指し、中期目標、中期計画、年度計画に基づいて、県民サービスの質の向上や業務運営の改善等の取組を行っている。

そして、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間においては、地方独立行政法人のメリットを活かして、専任職員を配置した「技術相談室」「産学公連携室」の設置やオーダーメイド試験の実施など、組織や制度の大幅な改革に取り組んできている。

また、理事長のトップマネジメントの下で、年度にとらわれない受託研究の実施や管理法人機能による外部資金の獲得など職員一人ひとりがサービスの質の向上や自律的運営に向けて一体となって取り組んだ結果、技術支援や共同開発による事業化・商品化、産学公連携による新たなプロジェクトの実施等成果をあげており、企業支援の強化等に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

業務の実績についてみると、まず、県民サービスについては、技術相談の利用件数や研究開発・技術支援の成果による事業化・商品化に至った件数、外部資金を得て実施する研究件数が数値目標を大幅に上回るなど、数値目標が設定されている項目すべてにおいて目標を上回る結果となった。

また、遠隔地への対応や技術戦略[ロードマップ]の作成、山口大学との「産学官連携に関する包括的連携協定」の締結など、運営体制の確立にも積極的に取り組んでいる。

業務運営については、機動的な運営体制により、適正で透明性の高い運営が行われており、また、コーディネーターに係る業績評価制度の構築及び、試行と結果検証が実施されていること。

財務内容については、自己収入の増加を目指した外部資金の獲得が図られるとともに、受益者負担の適正化や経費の更なる削減に努めており、中期目標を概ね達成する見込みである。

以上のことから、法人の中期目標は全体として十分達成見込みと評価できる。

(イ) 産業技術センターが、企業の技術をきちんと評価することで、地場企業は金融機関からの融資が得やすくなると考えられる。

産業技術センターにおいては、平成 24 年に山口フィナンシャルグループ等との連携協定を締結し、金融機関の機能の有効活用に取り組んでいるところであり、引き続き金融機関との効果的な連携を図っていくことが重要であると考えている。(意見)

(ウ) 「固定資産貸付要領」第 1 号様式「固定資産使用申込書」には「減免を受けようとする場合はその理由」を記載する欄が設けられているが、記載されていないケースが散見された。具体的には、100%減免で継続使用のものについてはほとんどのケースで当該欄に記載がなく空欄で提出されている。

また、100%減免で新規のものについて記載がなく、空欄で提出されているものが 1 件あった。(指摘)

100%減免のケース用の申込書を別途様式で行うか等を検討して、ルールの徹底を図る必要がある。(意見)

(エ) 山口県産業技術センターのホームページ上では、平成 23 年 11 月 25 日に特許公開情報を掲載したのを最後に案件ごとに、公開情報、取得情報を掲載するのを止めて、平成 23 年 12 月から年 1 回特許権の保有状況を開示するのみとなっており、公開情報が後退している。企業に関心を持ってもらうためにも、保有情報と取得情報をタイムリーにホームページ上に案件ごとに開示するのが望ましいと考える。(意見)

(4) 公益社団法人山口県採石協会

ア 概要

(ア) 設立目的及び経緯

山口県採石協会は、採石業がわが国の産業の基盤を形成する基礎物資の供給産業として重要な役割を果たしていることを自覚し、会員の協力により、自然環境及び生活環境の保全を目的とした公害の防止及び採石業者の健全な育成に努めるとともに、臨時石炭鉱害復旧法（昭和 27 年法律第 295 号）に基づき経済産業大臣が指定した指定法人として、特定鉱害復旧事業を実施することにより、県土の有効利用と保全並びに民生の安定を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として昭和 58 年 12 月に設立され、平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行している。

(イ) 所在地

山口県山口市大手町 7 番 4 号

(ウ) 業務

- a 採石業における安全の確保並びに公害防止諸施策の推進及び指導
- b 特定鉱害復旧事業及び鉱害が生じている地域の整備に係る事業
- c 採石業に係る行政諸施策の実施に対する協力

- d 採石業に関する採石技術の研究及び改善並びに講習会・研修会等の開催
- e 採石業に関する情報の提供及び資料の頒布
- f 会員相互の意識の高揚を図るための諸施策の推進
- g 関係官公庁及び関係団体との連絡・提携
- h その他前条の目的を達成するために必要な事業

(エ) 会員の状況

合計 66 社

内訳 砕石部会 19 社 石材部会 5 社 真砂部会 38 社

工業原料部会 4 社

(オ) 役職員数（平成 25 年 4 月 1 日）

役員数 : 18 人（うち非常勤 18 人）

正規職員総数 : 4 人（うち非常勤 1 人）

(カ) 主要事業の状況

a 公益社団法人山口県採石協会は、平成 13 年 9 月 27 日に特定鉱害復旧事業を行う法人として経済産業大臣の指定を受け、無資力認定を受けている鉱区の特定鉱害復旧事業を公益社団法人山口県採石協会の小野田分室で実施している。なお、特定鉱害復旧事業とは、地表から深さ 50m 以内の直下に存在する石炭採掘跡または坑道跡の崩壊に起因する明確な陥没が起き、さらに地上の土地物件に被害を及ぼし、効用阻害が認められる場合に対象となり、宇部市、山陽小野田市及び美祢市がその対象地域である。

b 復旧工事の費用にあてるため、県は基金として 114,089 千円（基金全体の 18.4%）残りは国が 505,961 千円拠出している。

c 特定鉱害復旧事業の状況（合計）

年度	復旧費（千円）	認定件数	物件別内訳			
			宅地等	家屋等	農地	公共施設
20	5,656	10	6		2	2
21	54,519	19	9	3	4	3
22	9,648	22	8		12	2
23	5,706	15	3		9	3
24	7,334	16	4	3	6	3

イ 監査手続

(ア) 商工労働行政に関する出資団体、補助対象団体の概要及び外郭団体等の組織に関する調査資料を閲覧するとともに吟味を行った。

- (イ) 平成 23 年度～平成 24 年度の通常総会資料を閲覧し、質問を行った。
- (ウ) 公益社団法人山口県採石協会特定鉱害復旧対策業務規程及び公益社団法人山口県採石協会特定鉱害復旧対策基金管理運用規定等に基づく業務処理の妥当性の検討を行った。

ウ 監査結果

特に問題点等は見受けられなかった。

(5) 株式会社山口県ソフトウェアセンター

ア 概要

(ア) 設立の経緯

地域の IT 力促進を図るため、「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時設置法」（平成元年 8 月 25 日施行）に基づき、経済産業省（旧通商産業省）と厚生労働省（旧労働省）は共同で「地域ソフトウェアセンター」の設置を推進した。その一環として、株式会社山口県ソフトウェアセンターが国、山口県、光市、周南市、下松市、防府市、柳井市、民間企業の出資により設立された。職業訓練、企業のソフトウェア開発支援、情報技術のコンサルティング、貸会議室・テナント、IT 研修会・IT 講習会など、県内のソフトウェア産業に従事している技術者のレベルアップと総合的情報産業の振興を図っている。

(イ) 法人格

第三セクターによる株式会社

(ウ) 所在地

山口県光市大字光ヶ丘 3 番 1 号

(エ) 設立

平成 4 年 4 月 17 日

(オ) 資本金

816,400 千円

(カ) 事業内容

- a コンピュータソフトウェア及びシステムに関する研修業務
- b 上記に関する教材の企画、開発、仲介及び販売に関する業務
- c コンピュータソフトウェア及びシステムの開発業務の斡旋
- d 会議、研修会、研究会及び展示会等の企画、開催
- e コンピュータ及びその周辺機器の賃貸業務
- f 不動産、駐車場の賃貸、管理及び管理受託業務
- g 前各号に付帯する一切の業務

(キ) 資本構成

【公共団体】

団体名	株数	構成比
独立行政法人情報処理推進機構	8,000 株	49.0%
山口県	4,000 株	24.5%
光市	1,200 株	7.3%
自治体 (4 市)	800 株	4.9%

【民間団体】

団体名	株数	構成比
各企業・金融機関他	2,328 株	14.3%
【合計】	16,328 株	100.0%

(ク) 役員

代表取締役 1名
 専務取締役 1名 (常勤)
 取締役 16名
 常勤監査役 1名
 監査役 2名

(ケ) 従業員数

5名

(コ) 過去の財務数値の推移

(単位: 千円)

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
営業収益	54,689	95,403	77,250	68,411	42,381
経常利益	△13,360	△5,113	△7,266	△10,643	△16,978
当期純利益	△13,656	△5,409	△7,562	△10,939	△17,274
1株当たり当期純利益	△836 円 39 銭	△331 円 31 銭	△463 円 18 銭	△699 円 99 銭	△1,057 円 99 銭
総資産	629,729	627,164	617,905	607,259	590,709
純資産	627,598	622,189	614,626	603,686	586,411

イ 監査手続

(ア) 計算書類、固定資産台帳等の財務関係書類を閲覧、吟味するとともに財務状況について担当者に質問を行った。

(イ) 現地視察を行い、固定資産の管理運営状況を確認した。

(ウ) 会社の取組課題について責任者に対して質問を行った。

ウ 監査結果

(ア) 株式会社山口県ソフトウェアセンターは、山口県及び光市の共同事業として、情報産業の集積を図る目的で整備された「ひかりソフトパーク」に設置された。

しかしながら、現状においても集積は進んでおらず、また、マーケットが小さい市場であることから収益面で採算がとりにくい状況にある。

営業損益及び当期利益は、平成 15 年 3 月期以降赤字であり、繰越欠損金は平成 25 年 3 月期現在 229,988 千円となっている。

会社は、現在、山口県、光市、ITC やまぐち協同組合、公益財団法人やまぐち産業振興財団ほかをメンバーとする「山口県ソフトウェアセンター企画運営協議会」における協議の状況も参考にしながら、中期経営改善計画の策定について検討を行っている。

繰越欠損金を解消し、経営改善に取り組むため、早急に平成 26 年度以降の中期経営改善計画を策定し、早急に実施に移すよう県としても監督する必要がある。

具体的には、会社が従来からコア事業として取り組んでいる研修事業について、その研修体系やカリキュラムにおける IT 施策の国の動向やスキル標準の新たな取組等に県として指導力を発揮する必要がある。

また、地域内外の他機関と連携して地域の実情に合った新たな人材育成の事業モデルを構築する等、不足する経営資源の創意工夫をあわせて指導する必要がある。(意見)

(イ) 「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時設置法」により設立された地域ソフトウェアセンターの中で、近年、研修事業やテナント事業とも経営環境が厳しく、今後とも経営改善が見込めないため次のように解散が相次いでいる。

- ・(株) 京都ソフトアプリケーション (平成 17 年 3 月解散)
- ・(株) 長崎ソフトウェアセンター (平成 19 年 6 月解散)
- ・(株) 高知ソフトウェアセンター (平成 20 年 3 月解散)
- ・(株) さいたまソフトウェアセンター (平成 24 年 1 月解散)
- ・(株) 広島ソフトウェアセンター (平成 25 年 3 月解散) 他

県としては、経営改善の取組状況を注視するとともに、地元自治体や主要株主との意見交換を行い、株式売却を含めてその方向性を決める時期であると考え。(意見)

(6) 山口宇部空港ビル株式会社

ア 概要

(ア) 設立

山口宇部空港ビル株式会社（以下「会社」という。）は、昭和40年7月28日に宇部空港のビル運営会社として資本金80百万円（山口県の出資比率50%）で設立され、現在は資本金320百万円（山口県の出資比率30%）となっている。

山口宇部空港と会社の主な推移は次のとおりである。

a 空港

昭和41年7月 滑走路1,200mの第3種空港（地方公共団体設置・管理空港）の宇部空港として開港。東京線・大阪線運航開始（各1便）

昭和54年7月 第2種（B）空港（運輸大臣設置・地方公共団体管理空港）に格上げされ、同年11月より滑走路2,000mでジェット化に対応した空港として供用

昭和55年4月 空港名称を山口宇部空港に改称

昭和56年7月 東京便3便。昭和61年7月4便。平成2年12月5便

平成05年4月 札幌線3日1便。平成9年4月週4日1便。平成14年3月運休

平成9年7月 沖縄線週3日1便。平成10年12月運休

平成13年3月 新滑走路供用開始（2,500m）

平成14年7月 東京便ダブルトラック化。東京便7便

平成14年2月 東京便8便

平成21年3月 山口宇部空港と済南国際空港との友好協定締結

平成23年3月 東京便9便

平成24年2月 新管制塔運用開始

b 会社

昭和40年7月 資本金80百万円で会社設立。昭和41年30百万円及び昭和54年210百万円増資し、現在の資本金320百万円

昭和41年6月 旅客ターミナルビル供用開始（現在 国際線ビル）

平成11年2月 国内線新ターミナルビル新築工事開始

平成12年2月 新ターミナルビル（国内線ビル）竣工。3月供用開始

(イ) 事業内容

a 貸室業

b 物品販売業、石油製品の取扱い及び販売業

- c 飲食物、加工食品、獣乳製品及び薬品の販売業
- d 食堂ならびに喫茶店及び娯楽施設の経営
- e 煙草、酒類、郵便切手及び収入印紙等の売りさばき
- f 航空事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供
- g 観光に関する事業
- h 損害保険代理業及び旅行あつ旋業
- i 前各号に付帯する一切の事業

(ウ) 役員

代表取締役 1名
 専務取締役 1名
 取締役 5名
 監査役 2名

(エ) 従業員の状況

従業員数は、契約社員 9 人を含んで合計 14 人である。

(オ) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の持ち株比率	主たる事業内容
山口宇部空港ビルサービス株式会社	千円 10,000	% 52.5	消防及び清掃

(カ) 過去の財務数値の推移

(単位：千円)

項目	年度				
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平正 24 年度
売上高	646,080	637,783	633,088	634,946	638,609
経常利益	158,620	135,575	148,330	158,848	133,826
当期純利益	88,281	79,060	86,533	91,121	77,988
1 株当たり当期純利益	137 円 94 銭	123 円 53 銭	135 円 21 銭	142 円 37 銭	121 円 85 銭
総資産	3,232,521	2,886,332	2,592,009	2,466,333	2,346,282
純資産	1,153,176	1,232,236	1,318,770	1,409,892	1,487,880
1 株当たり純資産	1,801 円 83 銭	1,925 円 37 銭	2,060 円 58 銭	2,202 円 95 銭	2,324 円 81 銭

イ 監査手続

- (ア) 計算書類、固定資産台帳等の財務関係書類を閲覧・吟味し、財務状況について担当者に質問を行った。
- (イ) 現地視察を行い、固定資産の管理運営状況を確認した。
- (ウ) 受託業務の手続について質問し、関係書類と照合した。

(エ) 過去の包括外部監査において取り上げられた項目（指摘、意見）のその後の措置状況の確認を行った。

ウ 監査結果

(ア) 国際線ビルは、平成 13 年度以降県が賃借して各種イベントや県民の交流の場にも対応できるスペースの確保や空港関係機関の事務室など「空港会館」として活用している。会社が、国際線旅客ターミナルビルとして採算に合う運営を行うためには、国際定期路線が開設航空会社・C I Q（税関出入国管理検疫の国の機関）及び売店等各種テナントが入居して施設が賃貸され、十分な家賃収入の確保が必要である。そのためには、国際チャーター便の運航を促進し、利用実績をさらに積み重ねる必要がある。これからも、県として利用促進の対策を講じる必要があると考える。（意見）
なお、国際線チャーター便の利用実績は次のとおりである。

(単位：回)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
韓国便	7	1	2
台湾便	4	2	2
中国便	2	0	3
その他	1	2	2
合 計	14	5	9

(イ) 山口宇部空港ビル株式会社は子会社である山口宇部空港ビルサービス株式会社の株式を所有している。株式所有比率は、52.5%であるが、残りの発行済株式は、山口宇部空港ビルサービス株式会社が自社株式として保有しているので、実質的には 100%子会社である。平成 25 年 3 月期の決算書においては、純資産 133,505 千円のうち 124,225 千円を現金預金で保有している。

会社は、山口宇部空港ビル株式会社から清掃業務、施設管理業務、空港内ビルの警備業務及びアネックスビル前貨物エリアの立哨警備業務及び山口県から空港消防隊業務を受託しているが、基本的には、これらの受託業務においては設備投資資金の必要性はないものと考えられる。

親会社として、この資金の有効利用を図るよう検討する必要があるものとする。（意見）

(ウ) 現金管理は概ね適正に行われていたが、一部の業務において担当者 1 名が日常的に行っていた。

日々上長がチェックする等の体制の整備の確立を検討する必要がある。（指摘）